

御殿場市

中心市街地活性化基本計画(案)

令和2年2月

御 殿 場 市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕 地域の概要	1
〔2〕 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	4
〔3〕 地域住民のニーズ等の把握・分析	29
〔4〕 これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証	47
〔5〕 中心市街地活性化の課題	54
〔6〕 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	56
2. 中心市街地の位置及び区域	57
〔1〕 位置	57
〔2〕 区域	57
〔3〕 中心市街地の要件に適合していることの説明	59
3. 中心市街地の活性化の目標	62
〔1〕 中心市街地活性化の目標	62
〔2〕 計画期間の考え方	62
〔3〕 目標指標の設定の考え方	63
〔4〕 フォローアップの時期及び方法	71
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	72
〔1〕 市街地の整備改善の必要性	72
〔2〕 具体的事業の内容	72
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	75
〔1〕 都市福利施設の整備の必要性	75
〔2〕 具体的事業の内容	75
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	79
〔1〕 街なか居住の推進の必要性	79
〔2〕 具体的事業の内容	79
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	82
〔1〕 経済活力の向上の必要性	82
〔2〕 具体的事業の内容	82
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	94
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	94
〔2〕 具体的事業の内容	94

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項.....	97
〔1〕市町村の推進体制の整備等.....	97
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項.....	111
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等.....	120
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項.....	122
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方.....	122
〔2〕都市計画手法の活用.....	123
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等.....	125
〔4〕都市機能の集積のための事業等.....	130
11. その他中心市街地の活性化に資する事項.....	131
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項.....	131
〔2〕都市計画等との調和.....	131
〔3〕その他の事項.....	131
12. 認定基準に適合していることの説明.....	132

○基本計画の名称：御殿場市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：御殿場市

○計画期間：令和2年4月～令和7年3月（5年間）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

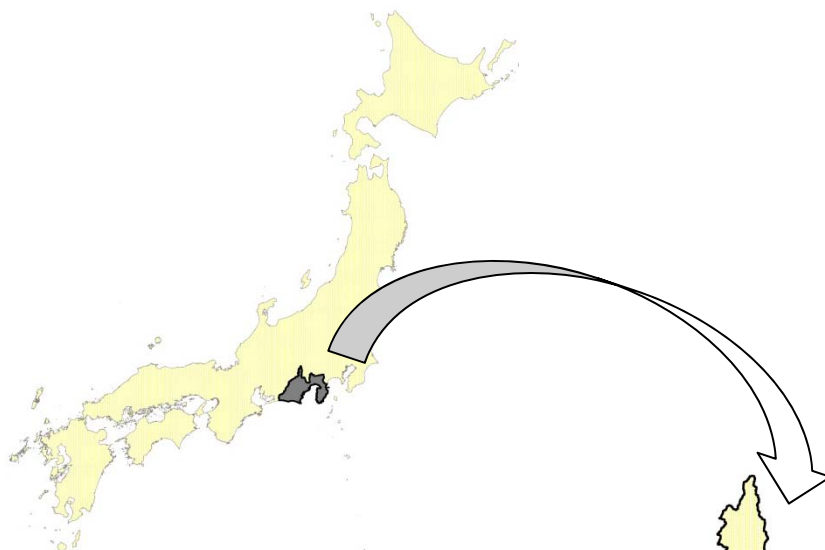
〔1〕地域の概要

（1）御殿場市の位置

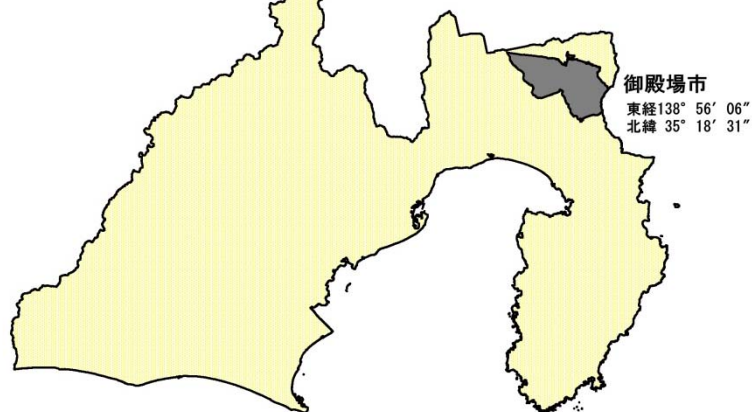
本市は、西の富士山、東の箱根山、北の丹沢山地、南西の愛鷹山に囲まれた、東西約 24km、南北約 16km の緑豊かな高原都市で、東京から約 100km の距離にあり、東京・横浜等の経済圏、通勤圏内になっている。

日本一の高さと景観を誇る富士山は、平成 25 年 6 月に関連する文化財群とともに世界文化遺産に登録され、本市を象徴する名所になっている。四季折々の美しい景観、雄大な自然に囲まれたスポーツ環境、自然散策、歴史探訪等、本市はひと味違った楽しみを味わうことができる。

また、市内には東富士演習場をはじめとする自衛隊関連施設が多く存在し、市域の 1/3 を占めている。



図．静岡県の位置



図．御殿場市の位置

（２）地勢・気候

本市は、富士山と箱根外輪山の裾野に形成された高原地である。山地部を除く大部分が緩傾斜地となっており、中心市街地の標高は約 450m である。

本市の年間平均気温は 13 度前後であり、春夏が清涼である反面、冬が寒冷であり、昼と夜の気温差が大きいという高原地の特色を有している。

また、年間を通じて南南西の風が卓越しており、雨と霧が多い湿潤な気候をもたらしている。12 月頃からは「富士おろし」が吹きはじめ、市街地内にも積雪がみられることがある。

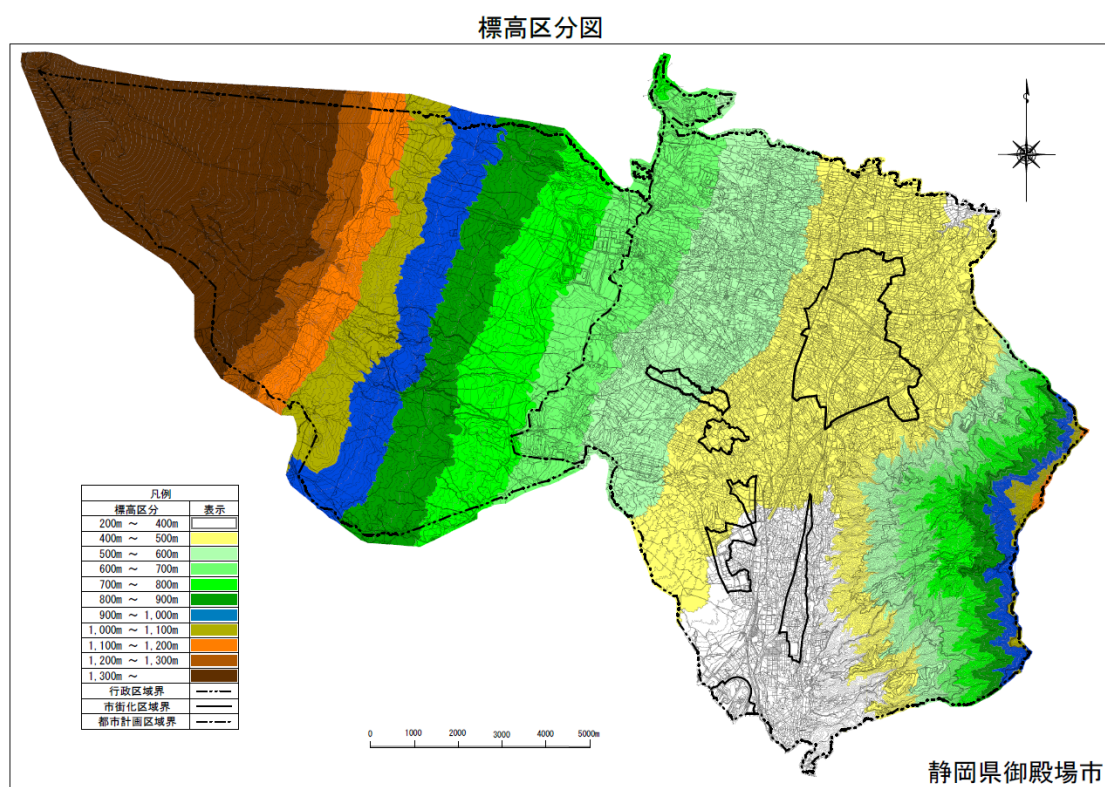


図. 標高区分図（資料：国土地理院 25,000 分の 1 地形図）

表. 年次別気象概況（資料：気象庁）

	降水量 (mm)	平均気温 (°C)			風速 (m/s)		日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低	平均	最大	
H21	2,635	13.3	18.0	9.4	2.5	12.6	1,679.7
H22	3,635	13.4	18.0	9.4	2.7	15.3	1,757.1
H23	3,423	12.8	17.6	8.8	2.5	19.4	1,848.1
H24	2,964	12.7	17.5	8.6	2.4	17.8	欠損
H25	2,240	13.3	18.1	9.1	2.5	14.9	1,925.4
H26	2,470	12.8	17.6	8.7	2.4	14.2	1,760.8
H27	3,058	13.5	18.2	9.5	2.4	15.3	1,758.0
H28	2,931	13.7	18.5	9.7	2.2	13.8	1,648.5
H29	2,253	13.0	17.9	8.8	2.4	13.5	1,918.9
H30	3,433	13.8	18.4	9.8	2.6	19.4	1,825.6

（３）御殿場市及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

●～明治

- ・古くから東西交通の要衝にあたり、沿道を中心に宿場町の集落が形成された。

●明治・大正期

- ・明治 22 年、東海道本線の開通に伴い御殿場駅が設置される。
- ・明治 30 年頃、陸軍が富士裾野一帯を演習場として利用し始める。

●昭和初期

- ・昭和 9 年、東海道本線が熱海回りとなったのに伴い、経済面での低下傾向がみられる。

●昭和 20 年代

- ・演習場が駐留軍の管理下に置かれ、関連するサービス業の立地に伴い人口の増加が進む。

●昭和 30～40 年代

- ・昭和 30 年、御殿場町、富士岡村、原里村、印野村、玉穂村の 1 町 4 村が合併して御殿場市が誕生する。さらに昭和 31 年には高根村を、昭和 32 年には小山町古沢区を編入する。
- ・昭和 39 年、東駿河湾工業整備特別地域に指定され、工場進出が進む。
- ・昭和 44 年、東名高速道路御殿場 IC が開設。これにより都市型工場の進出が顕著になる。

●昭和 50～60 年代

- ・ハイテク対応型の駒門工業団地が整備され、内陸型の先進工業地としての性格を強める。
- ・昭和 50 年代後半から、各地で市街地再開発事業と土地区画整理事業が進められる。
- ・昭和 62 年、国鉄民営化。JR 御殿場線御殿場駅新駅舎が完成する。
- ・昭和 63 年、駅前再開発事業「シティープラザ C 1」ビルが完成するとともに、御殿場駅東西自由通路が開通する。

●平成期

- ・平成元年、駅前再開発事業「B E－O N E」ビルが完成する。
- ・平成 6 年、新東名高速道路の都市計画決定が行われる。
- ・平成 12 年、御殿場プレミアム・アウトレットがオープンする。
- ・平成 22 年、湯沢平公園の S L を御殿場駅前広場に移設。
- ・平成 24 年、新東名高速道路御殿場 JCT～浜松いなさ JCT 間が開通する。

（４）中心市街地の歴史的・文化的役割

明治 22 年に東海道本線（現：御殿場線）が開通して御殿場駅が設置されて以来、本市の中心市街地は、交通の要所として、商業をはじめとする生活圏の中心地として発展を遂げてきた。

また、本市は、平成 25 年に世界文化遺産に登録された富士山を擁しており、富士山への眺望景観が得られる中心市街地は、富士山観光の玄関口として機能している。

さらに、中心市街地では、「御殿場わらじ祭り」、「夏祭り歩行者天国」、「富士登山駅伝」、「御殿場線祭り」等多くの祭り・イベントが行われており、本市の歴史・文化を後世に伝える場として、また本市の魅力を PR する場として、重要な役割を担っている。

〔2〕地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

（１）人口の状況

①人口・世帯数

御殿場市全体及び中心市街地における人口等の推移は下図に示す通りであり、平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月の期間でみると、市全体、中心市街地ともに、人口及び世帯当たり人口は緩やかな減少傾向に、また世帯数は緩やかな増加傾向にある。

市全体では、平成 31 年 3 月は人口が 88,257 人、世帯数が 37,013 世帯、世帯当たり人口が 2.38 人/世帯であり、平成 27 年 3 月に対し人口は 0.8%減、世帯数は 4.6%増、世帯当たり人口は 5.2%減となっている。

一方、中心市街地では、平成 31 年 3 月は人口が 5,961 人、世帯数が 2,902 世帯、世帯当たり人口が 2.05 人/世帯であり、平成 27 年 3 月に対し人口は 0.7%減、世帯数は 6.4%増、世帯当たり人口は 6.6%減となっている。

以上により、人口減少率は中心市街地と御殿場市全体で同程度であるが、核家族化は中心市街地のほうがより進行していることがわかる。

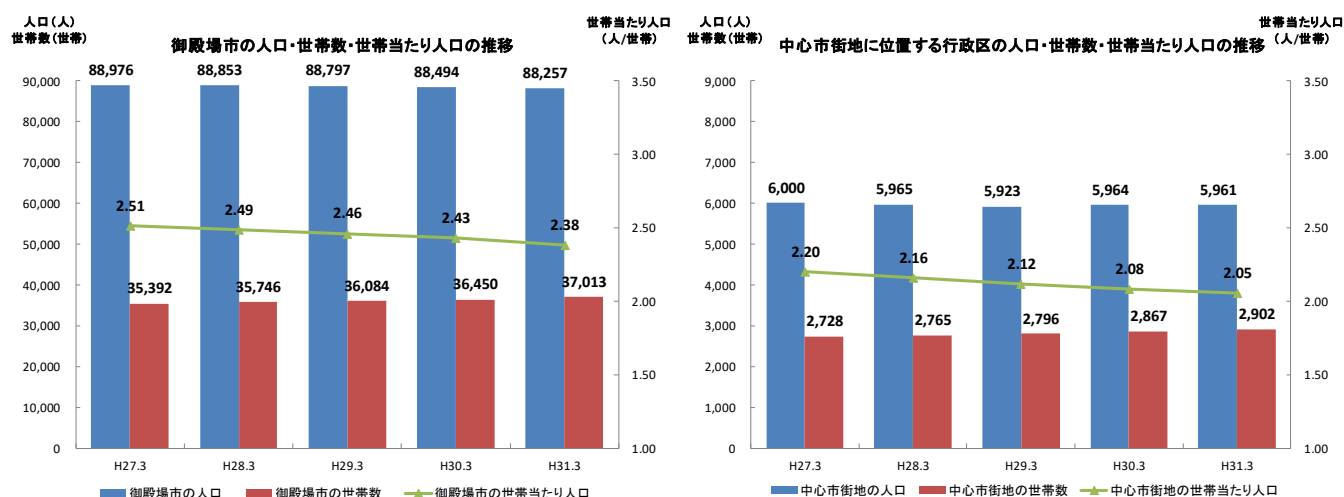


図. 御殿場市及び中心市街地の人口・世帯数・世帯当たり人口の推移

(資料：住民基本台帳（外国人を含む）)

②高齢化率

御殿場市の平成 27 年時点の高齢者人口（65 歳以上人口）の割合は 22.98%であり、平成 22 年からは約 3.5 ポイント、平成 17 年からは約 5.7 ポイント上昇している。

一方、中心市街地では、平成 27 年時点で 22.10%と市全体より若干低い状況にあり、平成 22 年からは約 3.0 ポイント、平成 17 年からは約 5.7 ポイント上昇している。

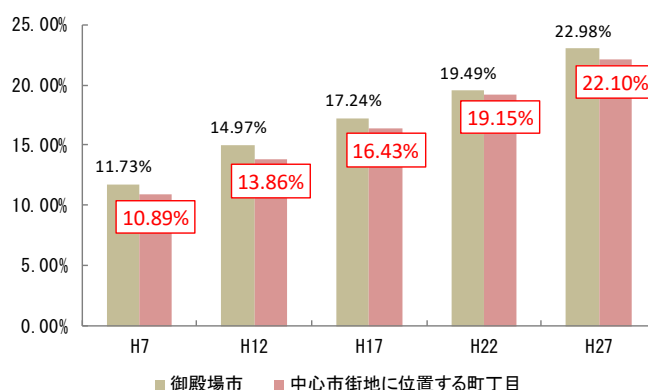


図. 御殿場市及び中心市街地の高齢化率の推移

(資料：国勢調査)

「(1) 人口の状況」に関する問題点と課題

項目	問題点・課題
居住人口の減少	中心市街地の人口は緩やかな減少傾向にある。
高齢化の進行	中心市街地の高齢化率は市全体の高齢化率よりもやや低い状況にあるが、今後、高齢者は顕著に増加していくものと考えられる。このため、中心市街地では、増加する高齢者に配慮した、安全・安心で生活利便性の高いまちづくりを進めることが必要である。

(2) 土地利用・建物利用

①用途地域指定状況

中心市街地の用途地域は、第一種住居地域が最も多く全体の約 39.2%、次いで第二種住居地域の約 22.7%、商業地域の約 16.3%となっている。

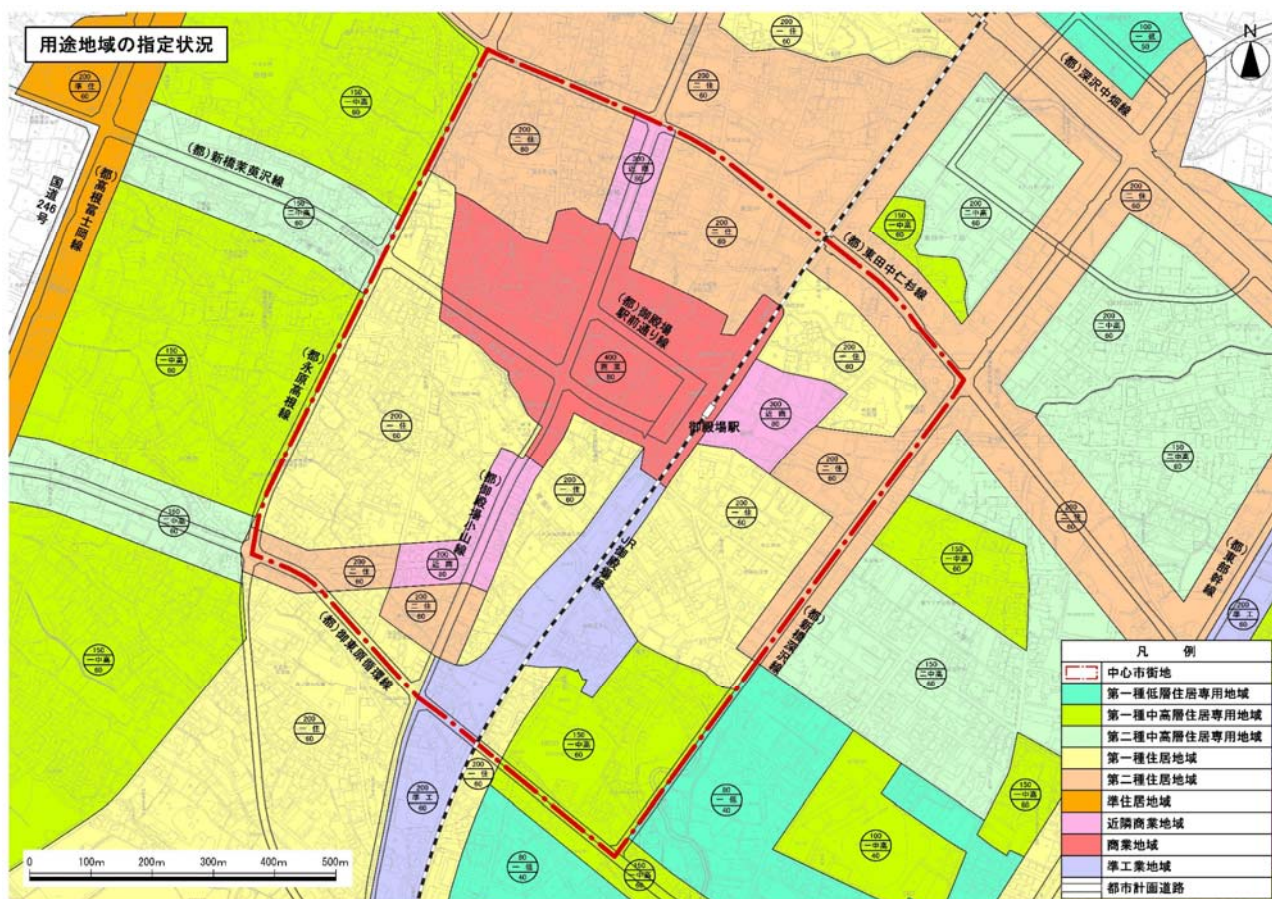


図. 中心市街地の用途地域の指定状況

表. 中心市街地の用途地域の面積・構成比

用途地域	面積	構成比
第一種中高層住居専用地域	6.93ha	8.14%
第一種住居地域	33.40ha	39.22%
第二種住居地域	19.29ha	22.65%
近隣商業地域	6.00ha	7.04%
商業地域	13.84ha	16.25%
準工業地域	5.71ha	6.70%
合 計	85.17ha	100.00%

②土地利用現況

中心市街地の土地利用は、御殿場駅富士山口及び県道沼津小山線沿い等を中心に商業用地が広がり、新橋浅間神社付近は公園等の公共公益施設用地となっている。

また、空地等の低未利用地が分散している。

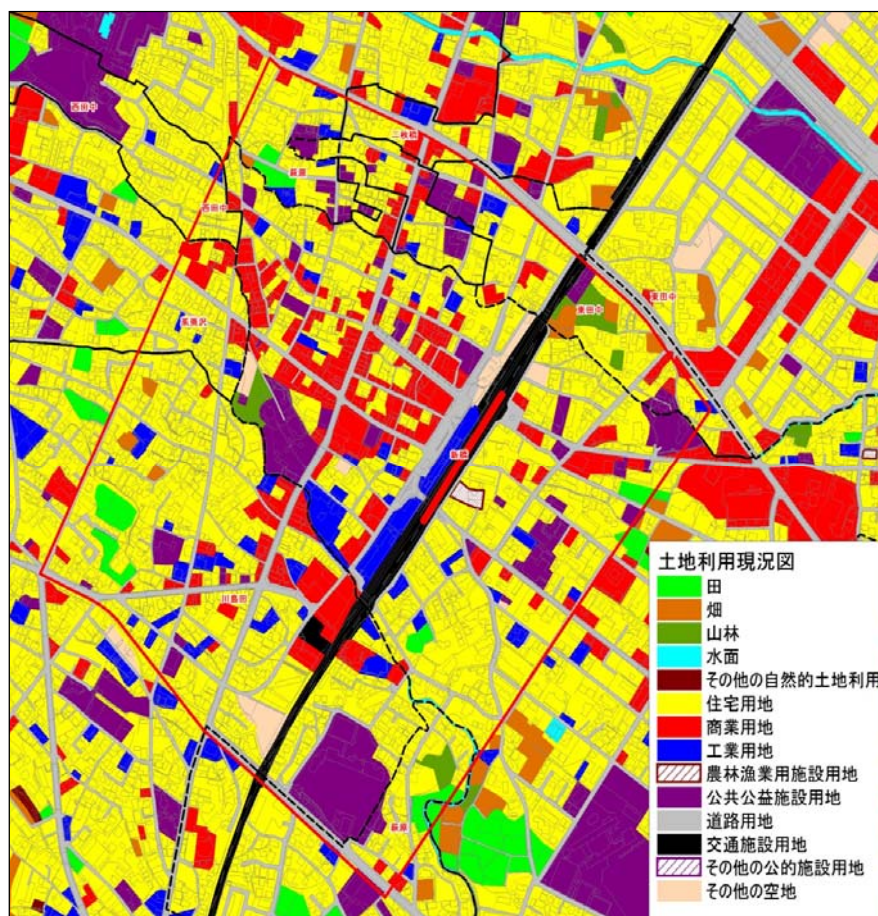


図. 中心市街地の土地利用現況（資料：都市計画基礎調査）

表. 中心市街地の土地利用面積・構成比（資料：都市計画基礎調査）

土地利用	面積	構成比
田	1.41ha	1.67%
畑	0.62ha	0.73%
農林漁業用施設用地	0.15ha	0.17%
山林	0.99ha	1.17%
水面	0.15ha	0.18%
住宅用地	43.45ha	51.36%
商業用地	10.13ha	11.97%
工業用地	4.20ha	4.97%
公共公益施設用地	7.50ha	8.86%
道路用地	12.31ha	14.55%
交通施設用地	2.70ha	3.19%
その他の空地	1.00ha	1.18%
合 計	84.61ha	100.0%

③子育て支援施設、医療施設及び金融機関等の立地状況

中心市街地の市民生活を支える子育て支援施設（保育所）や医療施設は、子育て支援施設が 2 施設、医療施設が 15 施設立地している。また、金融機関は 3 施設が立地し、御殿場南小学校、御殿場森之腰郵便局、御殿場駅前交番も立地している。

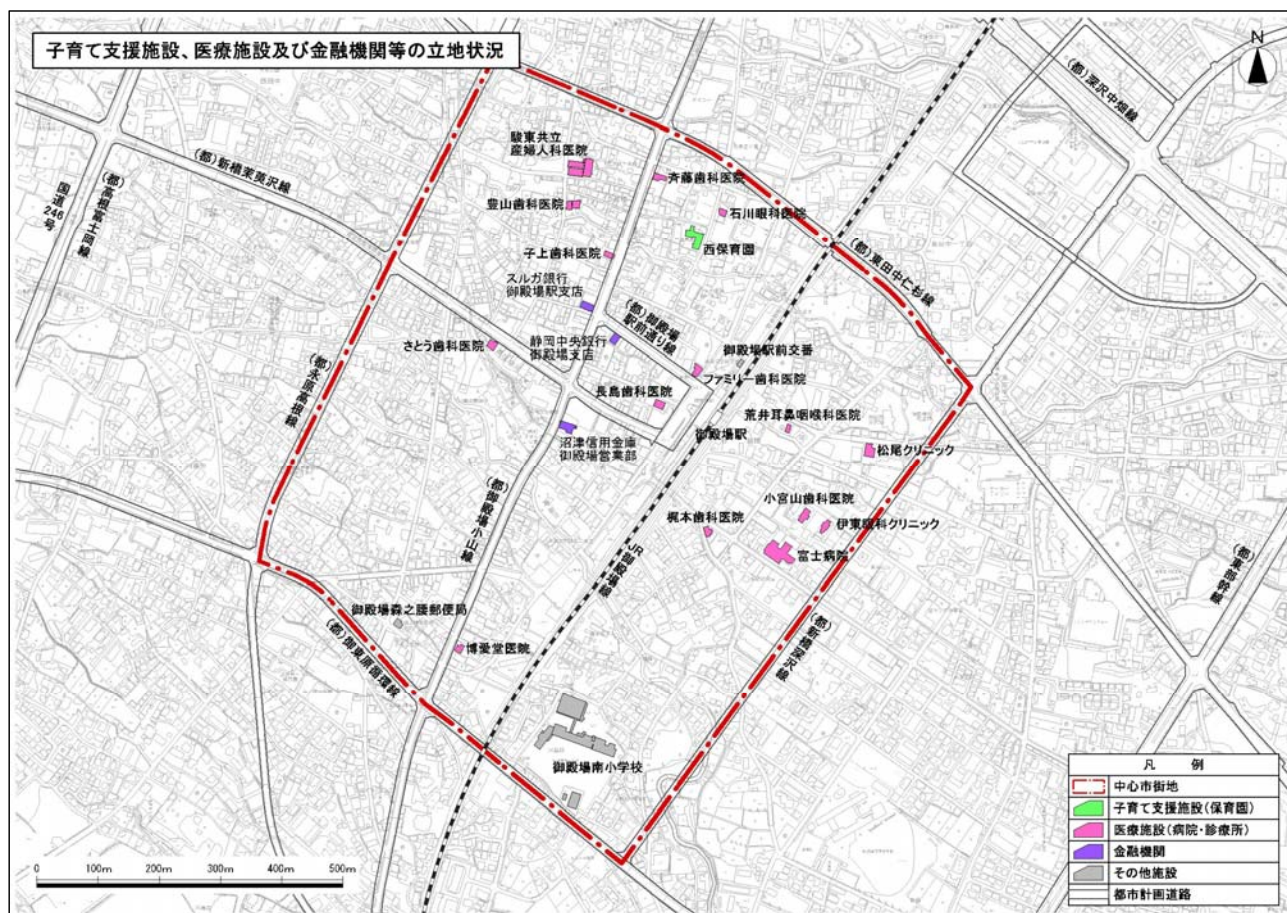


図. 中心市街地の子育て支援施設、医療施設及び金融機関等の立地状況（資料：国土数値情報 ほか）

表. 中心市街地の子育て支援施設、医療施設及び金融機関等の立地状況

区分	施設名称		
子育て支援施設	西保育園	横川進学会放課後児童クラブ	
医療施設	駿東共立産婦人科医院	豊山歯科医院	子上歯科医院
	さとう歯科医院	斉藤歯科医院	石川眼科医院
	ファミリー歯科医院	長島歯科医院	博愛堂医院
	荒井耳鼻咽喉科医院	松尾クリニック	小宮山歯科医院
	伊東眼科クリニック	梶本歯科医院	富士病院
金融機関	スルガ銀行御殿場駅支店	静岡中央銀行御殿場支店	沼津信用金庫御殿場営業部
その他施設	御殿場南小学校	御殿場森之腰郵便局	御殿場駅前交番

④地価の推移

中心市街地内の地価の調査地点は、地価公示が3箇所、県地価調査が2箇所の計5箇所である。このうち、平成31年（令和元年）に調査が行われているのは新橋字上ノ田1980番11【国】及び川島田字稲谷643番5外【県】の2箇所であり、いずれも価格は経年的に下落傾向にある。

一方、中心市街地近傍の地価の調査地点は、地価公示が6箇所、県地価調査が4箇所の計10箇所である。概ね全ての調査地点において、価格は経年的に下落傾向にあるが、東田中1丁目168番1【国】の価格は、中心市街地内のいずれの調査地点よりも高くなっている。

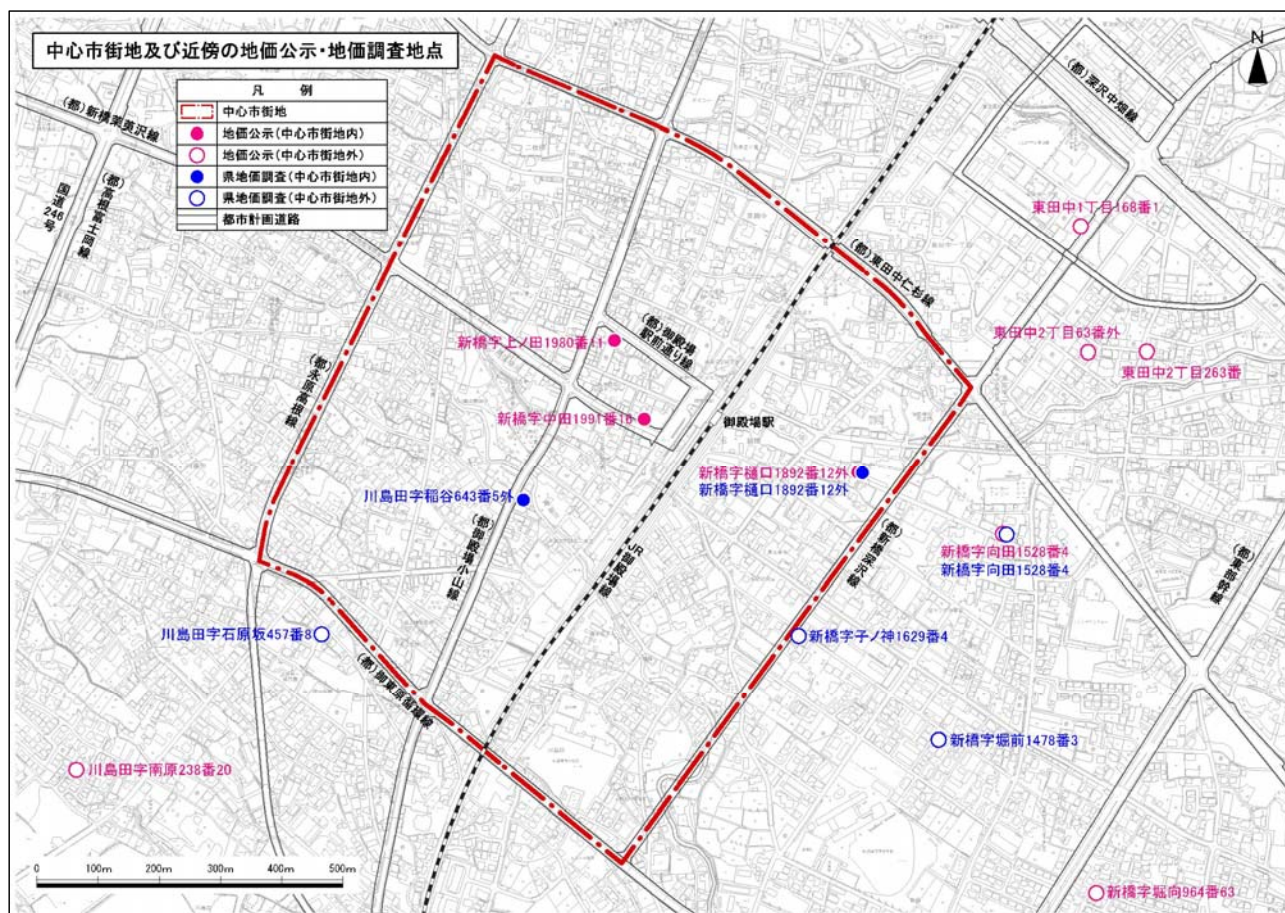


図. 中心市街地及び近傍の地価調査地点（資料：地価公示・県地価調査）

表. 中心市街地及び近傍の地価の推移（資料：地価公示・県地価調査）単位：円/㎡

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
中心市街地内	地価公示	新橋字上ノ田1980番11【国】				146,000	142,000	139,000	137,000	135,000	132,000	129,000	127,000	125,000	123,000	121,000
		新橋字中田1991番16【国】	140,000	136,000	134,000											
		新橋字樋口1892番12外【国】	97,500	96,600	97,000	97,000	96,000	96,000	97,000	97,500						
	県地価調査	新橋字樋口1892番12外【県】	96,800	96,600	98,000	96,000	96,000	96,000	97,500	98,000						
		川島田字稲谷643番5外【県】	115,000	114,000	111,000	108,000	105,000	102,000	100,000	99,000	98,000	97,000	96,200	95,400	95,000	94,800
中心市街地近傍	地価公示	新橋字向田1528番4【国】									95,500	96,000	96,000	95,500	95,200	95,200
		川島田字南原238番20【国】	72,000	71,000	70,900	70,500	69,400	68,600	68,400	68,400	68,400	68,400	68,300	68,200	68,200	68,200
		東田中2丁目263番【国】	87,000	85,600	85,800	85,800	85,000	85,000	85,000							
		東田中2丁目63番外【国】									91,000	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000
		新橋字堀向964番63【国】	76,500	74,900	74,700	74,500	73,500	73,300	73,000	73,000	73,000	73,000	72,800	72,700	72,700	72,700
		東田中1丁目168番1【国】								148,000	148,000	148,000	147,000	146,000	145,000	145,000
	県地価調査	川島田字石原坂457番8【県】	82,000	81,500	81,500	79,000	78,000	77,800	77,800	77,800	77,800	77,800	77,600	77,500	77,500	77,500
		新橋字向田1528番4【県】									96,000	96,000	95,500	95,500	95,200	95,200
		新橋字子ノ神1629番4【県】				86,200	85,200	85,200	86,200	86,600	86,600	86,600	86,300	86,100	86,100	86,100
		新橋字堀前1478番3【県】	80,000	79,000	79,000											

地価(円/㎡)

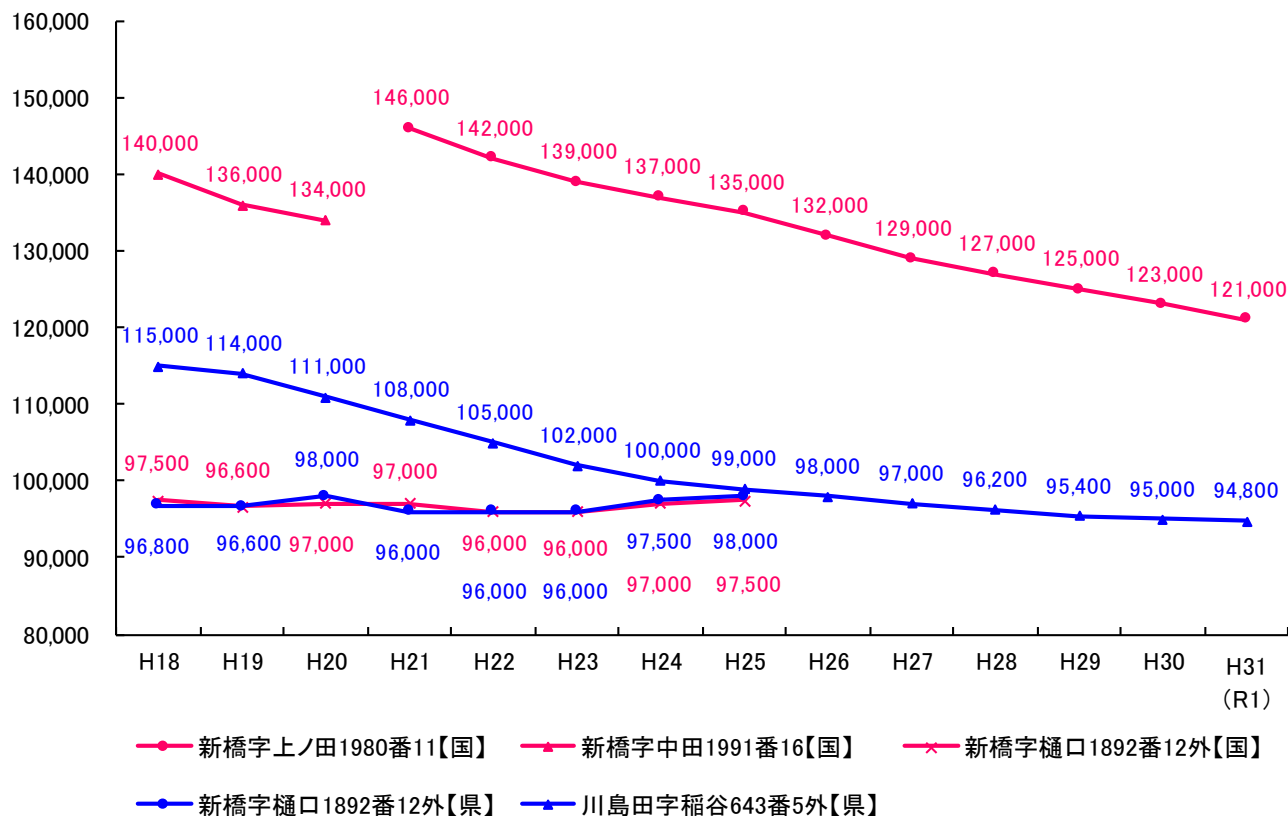


図. 中心市街地の地価の推移（資料：地価公示・県地価調査）

※新橋字上ノ田 1980 番 11 【国】 は、H21 からの調査

※新橋字中田 1991 番 16 【国】 は、H20 までの調査

※新橋字樋口 1892 番 12 外 【国】・【県】 は、H25 までの調査

⑤駐車場（時間貸し）

中心市街地の時間貸し駐車場は、御殿場駅直近に 10 か所立地している。

富士山口側に 9 か所・373 台、箱根乙女口側に 1 か所・44 台となっている。

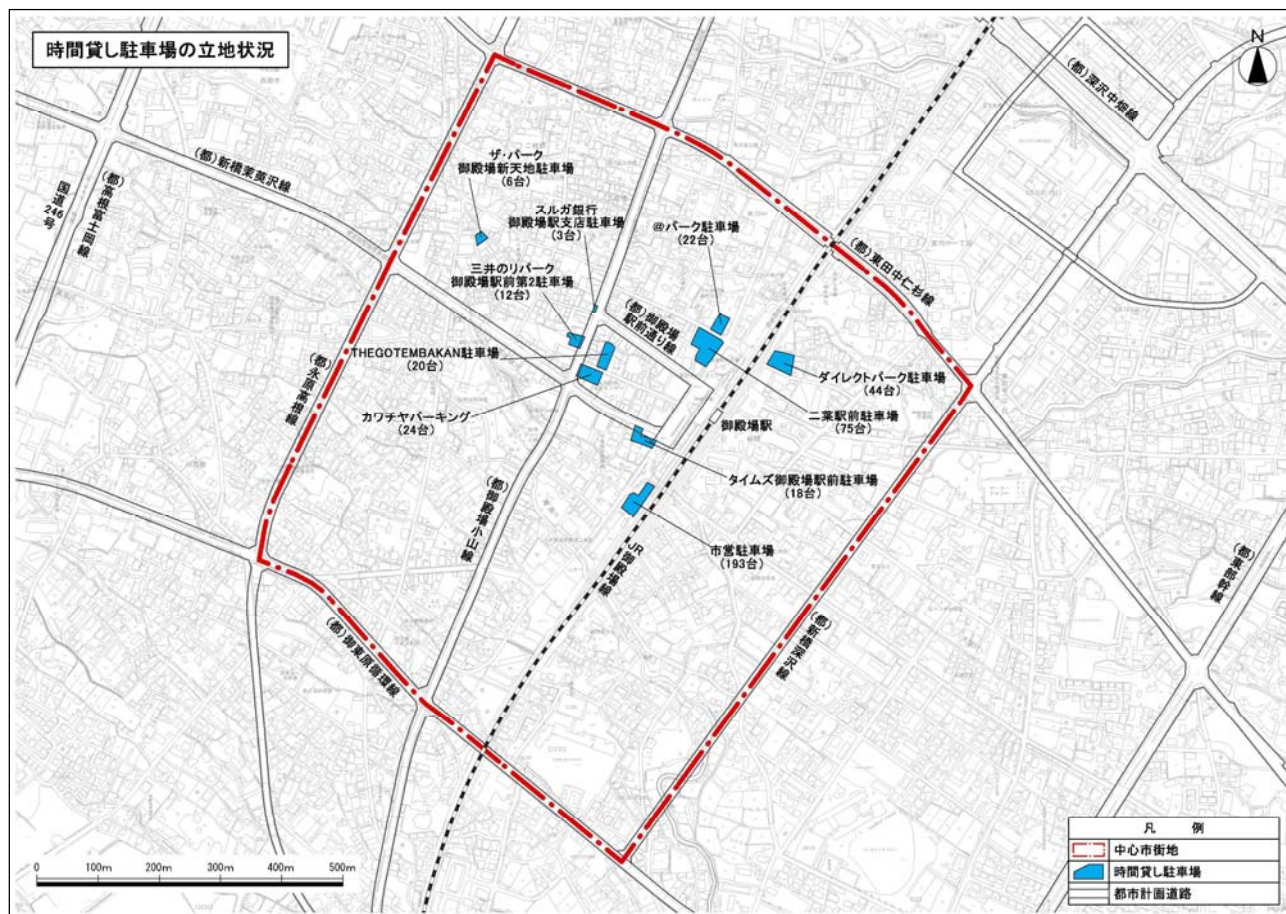


図. 時間貸し駐車場の立地状況

表. 時間貸し駐車場の立地状況

区分	駐車場名称	収容台数
箱根乙女口側	ダイレクトパーク駐車場	44 台
富士山口側	@パーク駐車場	22 台
	二葉駅前駐車場	75 台
	スルガ銀行御殿場駅支店駐車場	3 台
	THE GOTEMBAKAN 駐車場	20 台
	カワチャパーキング	24 台
	タイムズ御殿場駅前駐車場	18 台
	市営駐車場	193 台
	三井のリパーク御殿場駅前第 2 駐車場	12 台
	ザ・パーク御殿場新天地駐車場	6 台
合 計		417 台

⑥共同住宅

中心市街地の共同住宅は、地区内に散在し分布している。

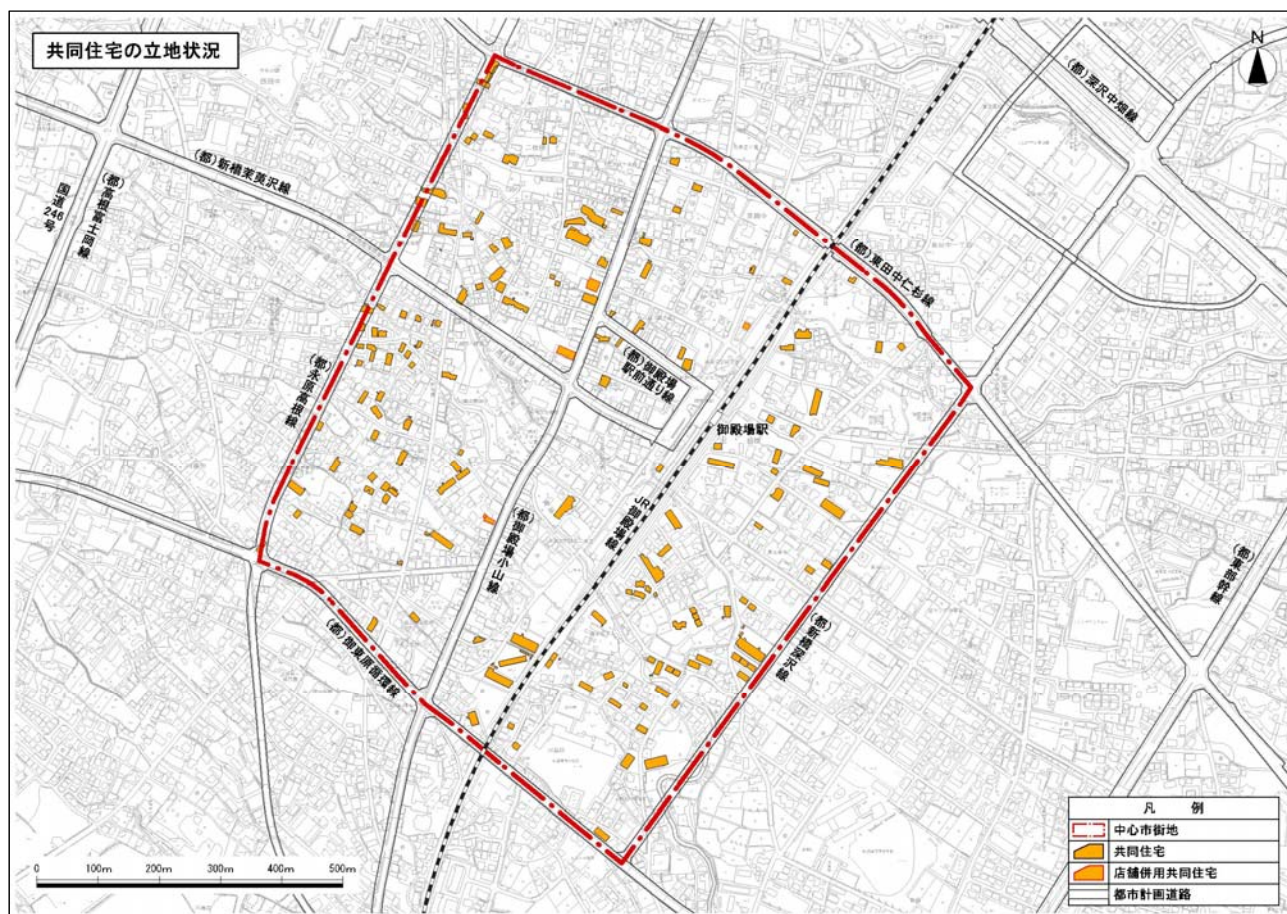


図. 共同住宅の立地状況（資料：都市計画基礎調査）

「(2) 土地利用・建物利用」に関する問題点と課題

項目	問題点・課題
子育て支援施設・高齢者支援施設が少ない	中心市街地には、子育て支援施設の立地は2か所にとどまり、高齢者施設の立地はほとんど存在していない。このため、子育て世代や、増加する高齢者への支援対策は不可欠である。
時間貸し駐車場の活用が少ない	中心市街地における時間貸し駐車場は10箇所・417台であり、このうち9箇所・373台は富士山口側に、1箇所・44台は箱根乙女口側に立地している。今後は、これらの既存駐車場が有効に活用されるための取組を促進する必要がある。

④公共交通機関

中心市街地に関わる公共交通機関としては、鉄道とバスの２種類がある。

鉄道は、中心市街地の概ね中央部に御殿場駅があり、JR 御殿場線が通っているほか、御殿場駅と小田急新宿駅を結ぶ小田急電鉄特別急行列車ふじさん号が乗り入れている。

御殿場駅における平成 29 年の 1 日当たり乗車人員は、JR 御殿場線が 4,879 人、小田急電鉄が 495 人となっている。平成 19 年からの 10 年間の推移では、JR 御殿場線は概ね横ばい傾向にある一方、小田急電鉄は減少傾向となっている。

また、バスは、御殿場駅を発着する路線バスと高速バスがある。

御殿場駅を発着する主な路線バスは、富士急行バスの 19 路線と、箱根登山バスの 1 路線であり、平成 29 年の 1 日当たり乗車人員は、富士急行バスが 4,024 人、箱根登山バスが 47 人となっている。平成 19 年からの 10 年間の推移では、経年的に富士急行バスが増加傾向、箱根登山バスが減少傾向となっている。

御殿場駅を発着する高速バスは、小田急箱根高速バスや富士急行高速バスがあり、利用者数は増加傾向にある。

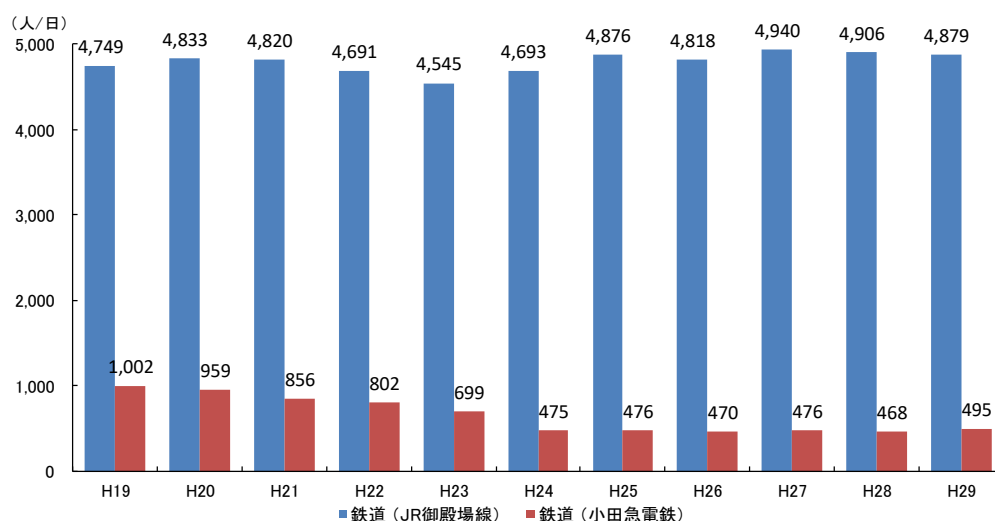


図. 御殿場駅の鉄道乗車人員の推移（JR 御殿場線・小田急電鉄）（資料：御殿場市統計書）

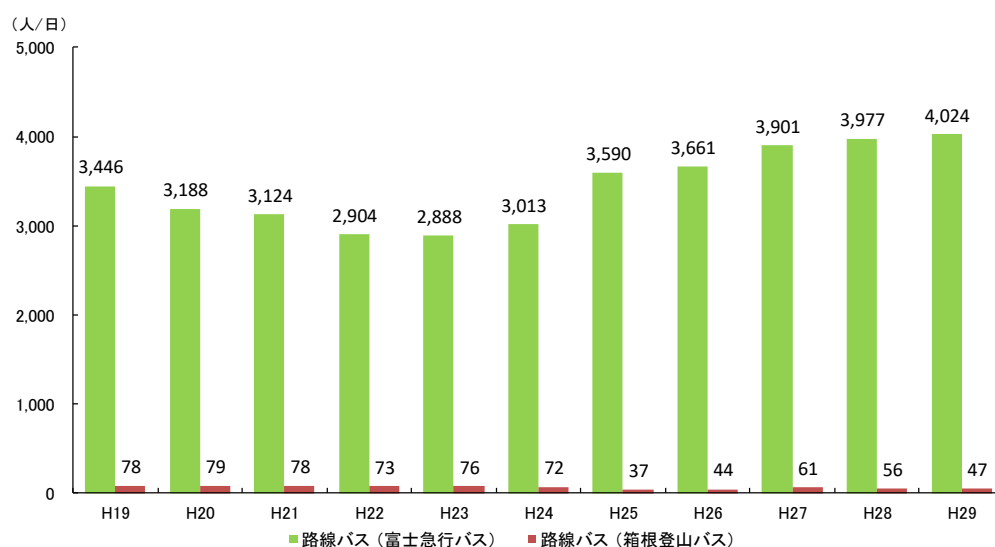


図. 御殿場駅発着の路線バス乗車人員の推移（富士急行バス・箱根登山バス）（資料：御殿場市統計書）

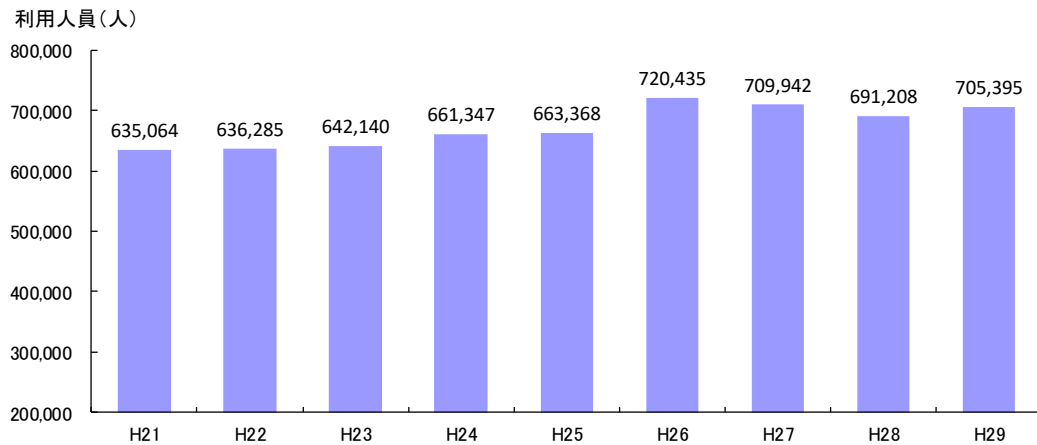


図. 小田急箱根高速バス（新宿～東名御殿場 IC～御殿場駅～仙石原・桃源台）利用者数の推移
（資料：御殿場市統計書）

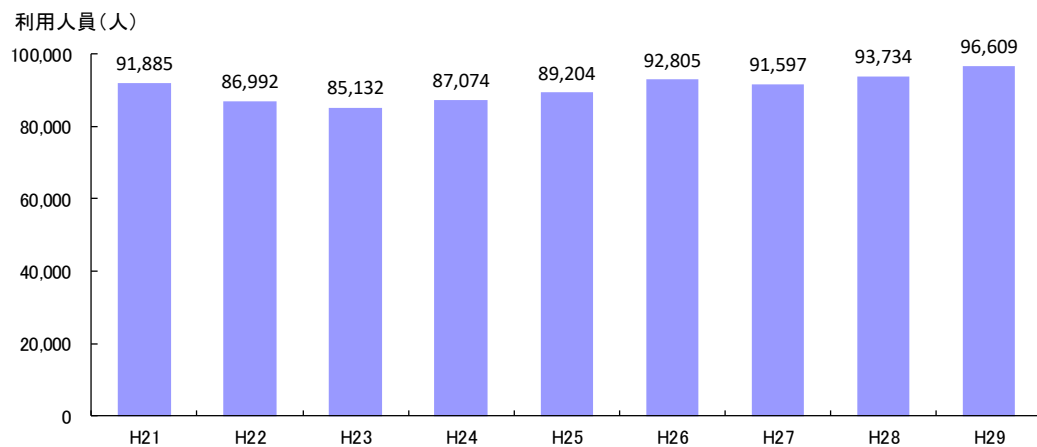


図. 小田急箱根高速バス（羽田空港～御殿場インター前～御殿場駅～仙石原・桃源台）利用者数の推移
（資料：御殿場市統計書）

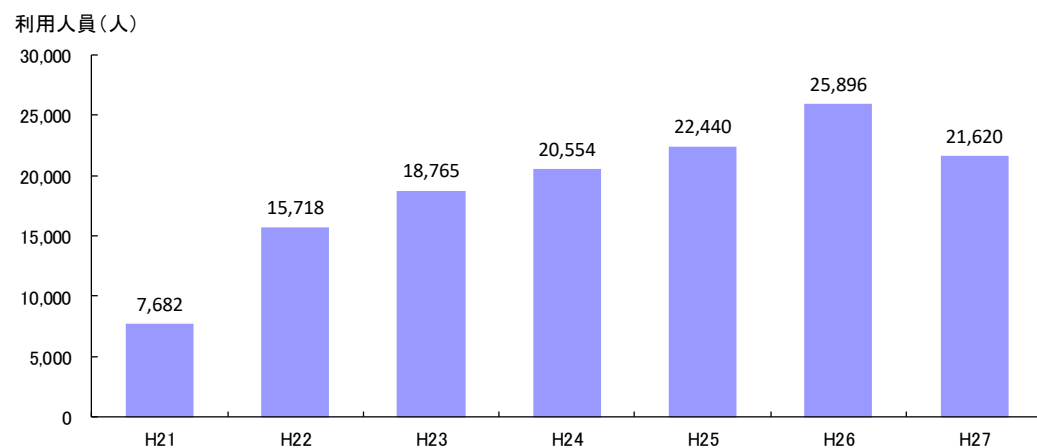


図. 富士急行高速バス（東京駅～御殿場駅～富士急行御殿場車庫～河口湖駅）利用者数の推移
（資料：御殿場市統計書） ※H28. 5. 8 をもって廃止

⑤歩行者交通量（12h 交通量¹）

中心市街地における歩行者交通量調査は、御殿場駅富士山口側の（都）新橋茱萸沢線（軒田通り）、（都）駅前通り線及び市道 4242 号線の 3 箇所と、御殿場駅箱根乙女口広場（東西自由通路への出入）の計 4 箇所で行っている。令和元年における 4 箇所の合計交通量は 5,188 人であり、御殿場駅箱根乙女口広場での調査が開始された平成 28 年の 5,183 人に対し、ほぼ横ばいの傾向となっている。

調査箇所別では、（都）新橋茱萸沢線（軒田通り）では平成 23 年の 344 人から令和元年の 261 人と 24.1%の減少、（都）駅前通り線では平成 23 年の 772 人から令和元年の 550 人と 28.8%の減少、市道 4242 号線では平成 23 年の 1,071 人から令和元年の 1,035 人と 3.4%の減少、御殿場駅箱根乙女口広場では平成 28 年の 2,782 人から令和元年の 3,342 人と 20.1%の増加となっている。

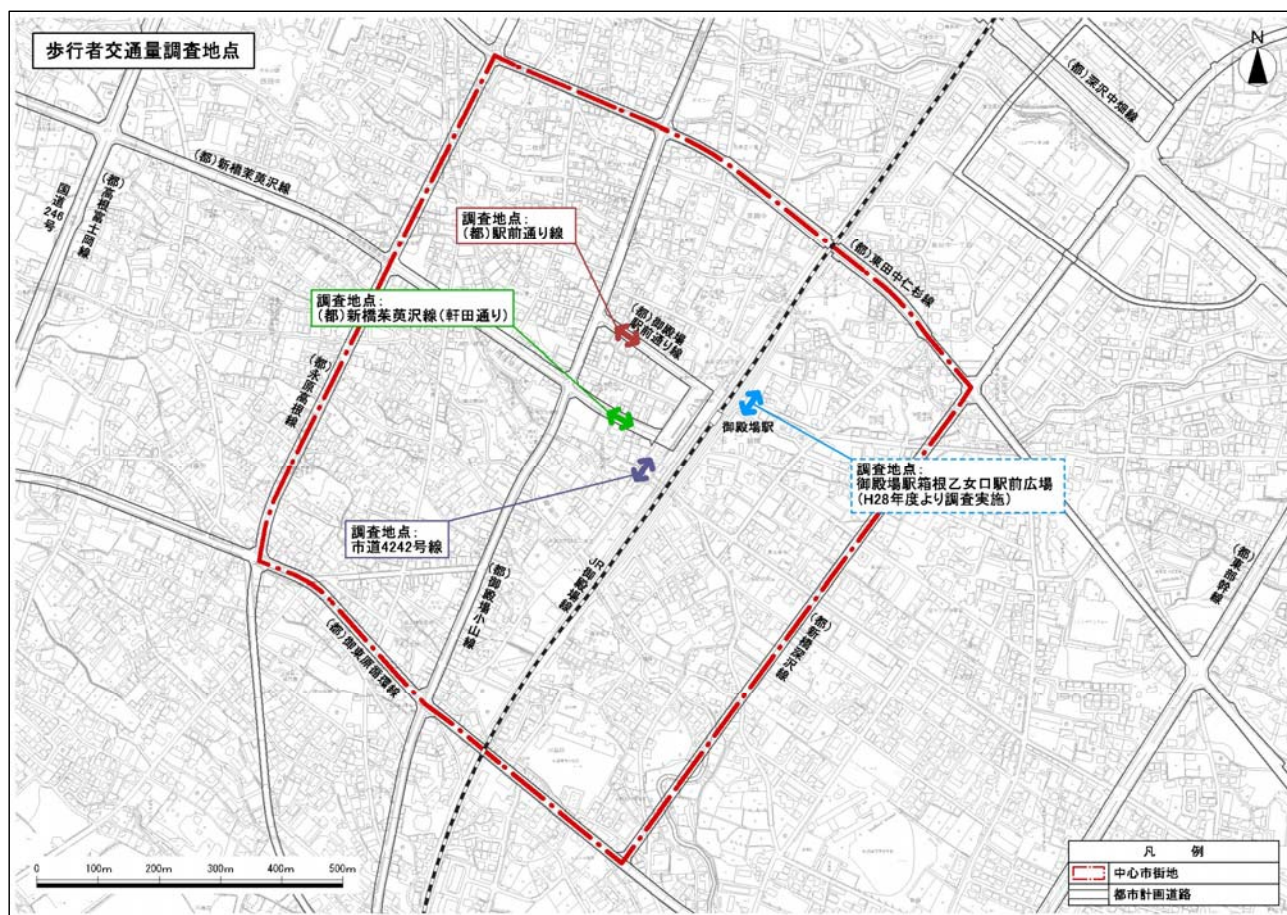


図. 歩行者交通量調査箇所

¹ 12h 交通量とは、午前 7 時～午後 7 時までの 12 時間に計測された交通量を意味する。

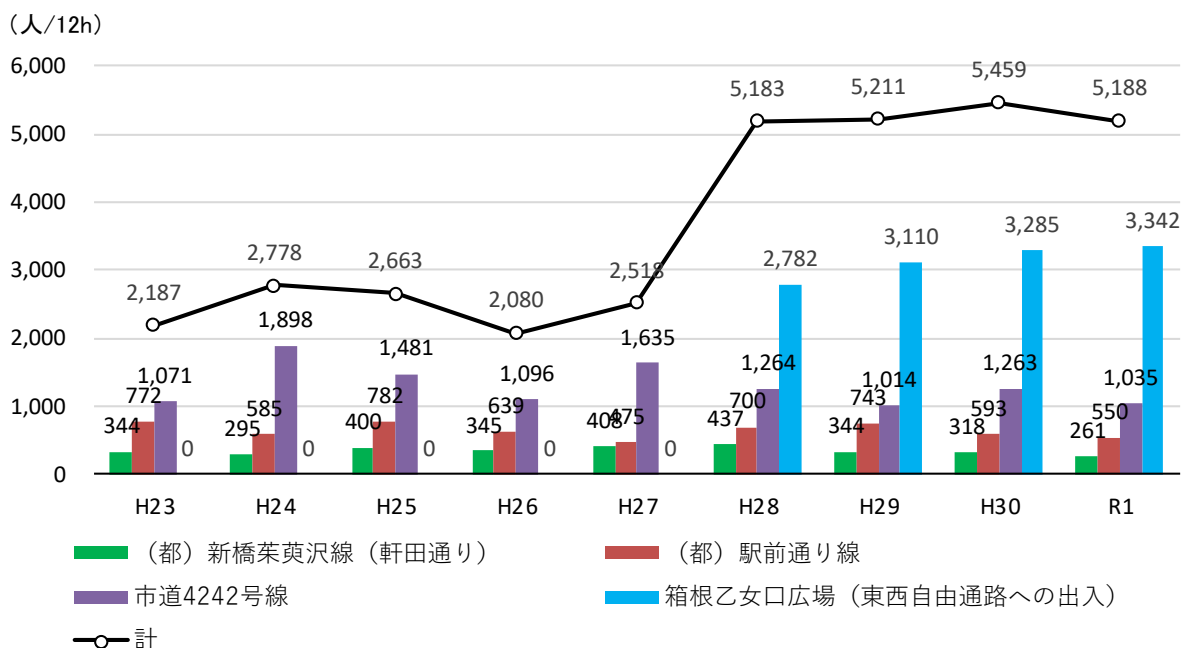


図. 歩行者交通量の推移【平日】(資料: 歩行者交通量調査結果(御殿場市))

※箱根乙女口広場における歩行者交通量調査は、H28より実施

表. R1 歩行者交通量【平日】(資料: 歩行者交通量調査結果(御殿場市))

	R1 歩行者交通量
(都)新橋茱萸沢線(軒田通り)	261 人
(都)駅前通り線	550 人
市道 4242 号線	1,035 人
箱根乙女口広場(東西自由通路への出入)	3,342 人
計	5,188 人

「(3) 都市基盤・公共交通機関の状況」に関する問題点と課題

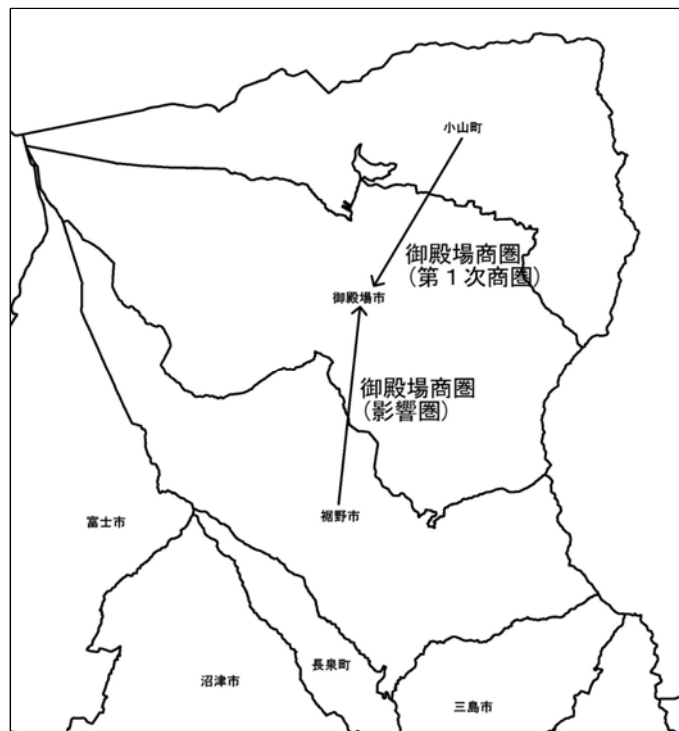
項目	問題点・課題
四半世紀を超えた市街地再開発事業の機能の低下	中心市街地の市街地再開発施設については、完成から既に4半世紀の時間が経過し、市民、地域生活者及び来訪者のニーズの多様化等もあり、施設及び機能が対応できていない状態となっている。このため、市民、地域生活者及び来訪者のニーズに対応した施設及び機能の導入が必要と思われる。
安全で安心して歩行できる空間が少ない	中心市街地は、地域生活者の高齢化が進行している状態にあるが、安全で安心して歩行できる空間が少なく、駅利用者等は比較的広い道路を横断する等の状態にある。このため、市民、地域生活者、来訪者及び駅利用者の高齢化に対応し、中心市街地全体の安全な歩行者道ネットワークの形成が、特に御殿場駅からの安全な歩行者動線の確保が必要と思われる。

（４）商業等の状況

①御殿場市の商圏²

御殿場市は、広域商圏を有している。本市及び小山町が一次商圏となり、影響圏が裾野市となっている。

平成 18 年時点であるが、御殿場商圏の人口は 160,371 人となっている。



図．御殿場商圏（資料：静岡県消費購買動向調査）

表．御殿場商圏の推移（資料：静岡県消費購買動向調査）

		吸引率	
		平成 15 年	平成 18 年
第 1 次商圏（吸引率 30%以上）	御殿場市	59.5%	59.4%
	小山町	57.1%	60.2%
影響圏（吸引率 5～10%）	裾野市	3.8%	5.2%
商圏人口		106,983 人	160,371 人

² 商圏とは、消費需要（購買力）の 5%以上を吸引している地域をいい、顧客吸引力が及ぶ範囲を表す。

第 1 次商圏：消費需要の 30%以上を吸引している地域

第 2 次商圏：消費需要の 20%以上 30%未満を吸引している地域

第 3 次商圏：消費需要の 10%以上 20%未満を吸引している地域

影 響 圏：消費需要の 5%以上 10%未満を吸引している地域

②御殿場市及び中心市街地の商業動向

平成 19 年～平成 28 年の約 10 年間における御殿場市の小売業の推移をみると、事業所数は横ばい傾向、従業者数、年間販売額及び売場面積は平成 24 年に大きく落ち込んだものの、その後回復傾向となっている。

また、中心市街地については、事業所数、従業者数、年間販売額及び売場面積の全てで年々減少傾向をたどっている。

また、中心市街地のシェアも、事業所数、従業者数、年間販売額及び売場面積の全てで減少傾向をたどっている。

表. 御殿場市及び中心市街地の商業動向

(資料：H9～H19、H26 は商業統計調査(中心市街地については同調査の立地環境特別編)、H24、H28 は経済センサス活動調査)

		H9	H11	H14	H16	H19	H24	H26	H28	増減率 (H19～H28)	増減率 (H9～H28)
小売業全体	事業所数	895	873	870	903	865	618	643	687	79.4%	76.8%
	従業者数	4,921	5,374	6,046	6,231	7,079	4,971	5,268	5,920	83.6%	120.3%
	年間販売額(百万円)	109,089	102,992	120,887	129,931	145,999	111,274	120,389	153,057	104.8%	140.3%
	売場面積(㎡)	90,781	100,555	116,268	132,447	135,098	113,627	121,039	118,662	87.8%	130.7%
中心市街地 に含まれる 商店街等	事業所数	230	—	190	174	150	—	96	—	55.2%	41.7%
	従業者数	1,173	—	1,037	954	815	—	588	—	61.6%	50.1%
	年間販売額(百万円)	17,986	—	13,462	12,309	10,627	—	6,760	—	54.9%	37.6%
	売場面積(㎡)	18,696	—	16,672	15,294	13,033	—	7,163	—	46.8%	38.3%
中心市街地 に含まれる 商店街等の 小売業全体 に占める割合	事業所数	25.7%	—	21.8%	19.3%	17.3%	—	14.9%	—	77.5%	58.1%
	従業者数	23.8%	—	17.2%	15.3%	11.5%	—	11.2%	—	72.9%	46.8%
	年間販売額(百万円)	16.5%	—	11.1%	9.5%	7.3%	—	5.6%	—	59.3%	34.1%
	売場面積(㎡)	20.6%	—	14.3%	11.5%	9.6%	—	5.9%	—	51.2%	28.7%

※「中心市街地に含まれる商店街等」及び「全体：中心市街地に含まれる商店街等」の増減率は、H16～H26又はH9～H26で算出。

③大規模小売店舗の立地動向

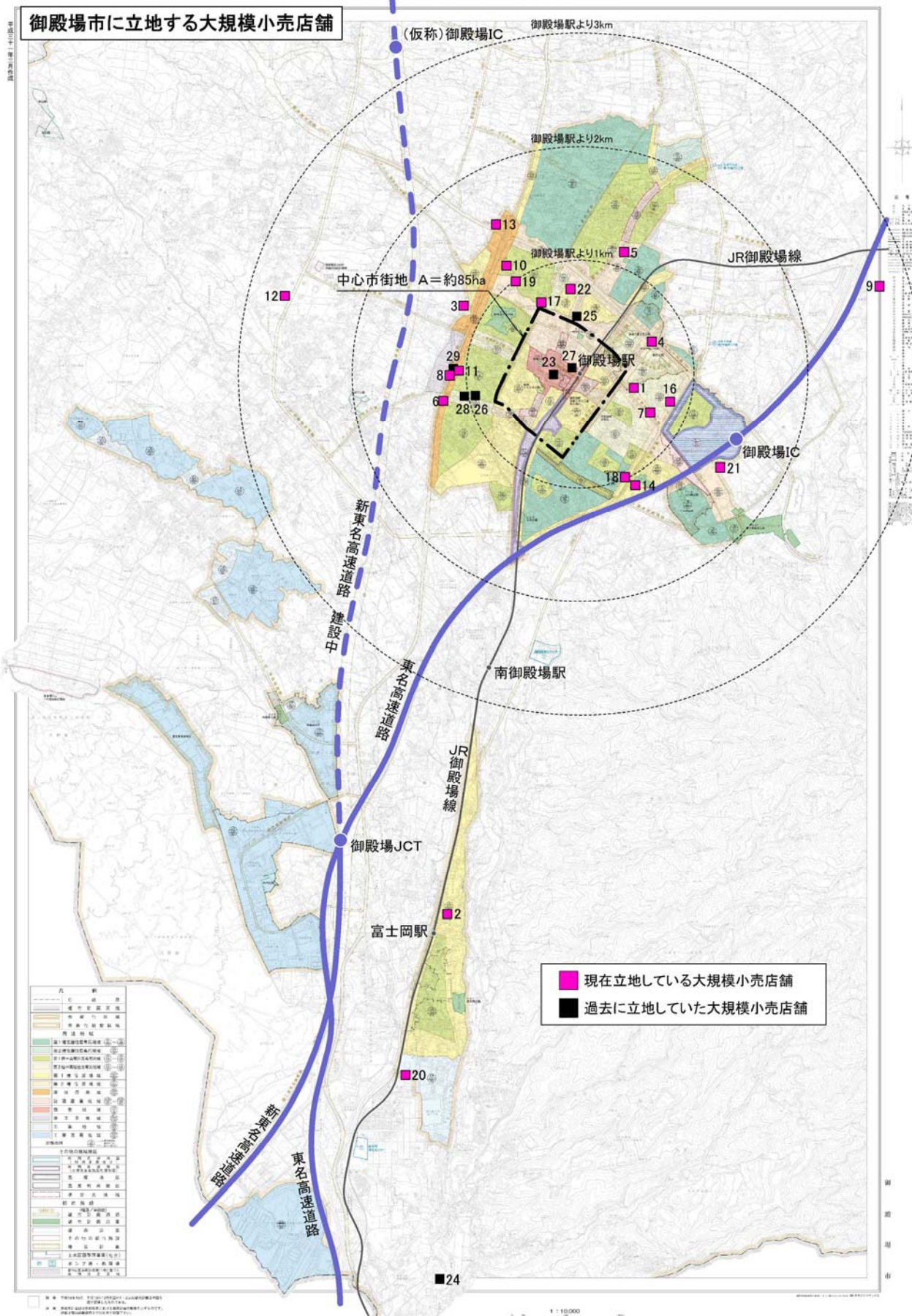
現在、本市には大規模小売店舗が 22 店舗立地しており、総店舗面積は 96,191 ㎡である。このうち、大規模集客施設に該当する店舗は「御殿場プレミアム・アウトレット」の 41,452 ㎡のみである。

なお、かつて中心市街地には大規模小売店舗が 2 店立地していたが、「御殿場駅前 BE-ONE」が平成 24 年に業態変更及び規模縮小、「金明ショッピングセンター」が平成 27 年に閉鎖している。

表. 御殿場市に立地する大規模小売店舗（資料：全国大型小売店総覧 ほか）

図面 番号	施設名称	店舗面積 (㎡)	開設年	廃止年	大規模 集客施設	分類
1	ケーヨーデイツー御殿場店	2,634	1981	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
2	富士岡ショッピングセンター(マックスバリュ御殿場富士岡店)	1,292	1984	—	—	食品スーパー
3	マックスバリュ御殿場萩原店	2,357	2017	—	—	食品スーパー
4	マックスバリュ御殿場東田中店	1,672	2018	—	—	食品スーパー
5	ハーティプラザひのや二枚橋店	2,556	1996	—	—	食品スーパー
6	エスボット御殿場店	5,064	1997	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
7	ジャンボエンチャ御殿場店	4,529	1998	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
8	スーパーあおき御殿場店	1,210	2000	—	—	食品スーパー
9	御殿場プレミアム・アウトレット	41,452	2000	—	○	店舗以外
10	カインズホーム御殿場店	7,276	1999	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
11	エディオン御殿場店	3,193	2004	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
12	マックスバリュ御殿場原里店	2,564	2005	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
13	Paseos御殿場店	1,213	2005	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
14	マックスバリュ御殿場新橋店	1,652	2005	—	—	食品スーパー
15	セルバ御殿場古沢店	1,505	2006	—	—	食品スーパー
16	BINSEN KIMISAWA PLAZA	3,414	2008	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
17	オギノ御殿場店	1,477	2010	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
18	ノジマ御殿場店	2,566	2011	—	—	食品スーパー
19	ケーズデンキ御殿場店	4,070	2013	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
20	オギノ御殿場富士岡店	1,507	2015	—	—	食品スーパー
21	えびせんべいの里御殿場店	1,792	2015	—	—	その他
22	クリエイトエス・ディー御殿場大坂店	1,196	2016	—	—	食品スーパー
計		96,191				
23	金明ショッピングセンター	2,455	1974	2015	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
24	平井家具御殿場店	1,237	1974	2012	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
25	ダイエー御殿場店	6,002	1975	2012	—	食品スーパー
26	中西家具店	1,044	1986	2015	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
27	御殿場駅前BE-ONE	1,754	1989	2012	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
28	ヤベ電気御殿場店	1,171	1992	2012	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
29	100満ボルト新御殿場店	3,193	2004	2014	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)

御殿場小山広域都市計画図(1)



④観光資源と入込数

本市の観光資源としては、世界遺産登録された富士山と箱根外輪山を東西に有する広大な高原に位置すること、屋外スポーツ・レクリエーション施設が多数立地している。

本市の宿泊客数及び観光レクリエーション客数は経年的に増加傾向を示している。

富士山御殿場口登下山者数は、登山者数よりも下山者数のほうが大きく上回っており、平成 25 年まではともに増加傾向にあったものの、平成 26 年に大きく減少している。その後、登山者数は増減を繰り返すように推移、また下山者数は、平成 28 年までの増加傾向が平成 29 年に再び減少に転じている。平成 30 年は、登山者数は未計測、下山者数は 11,755 人となっている。

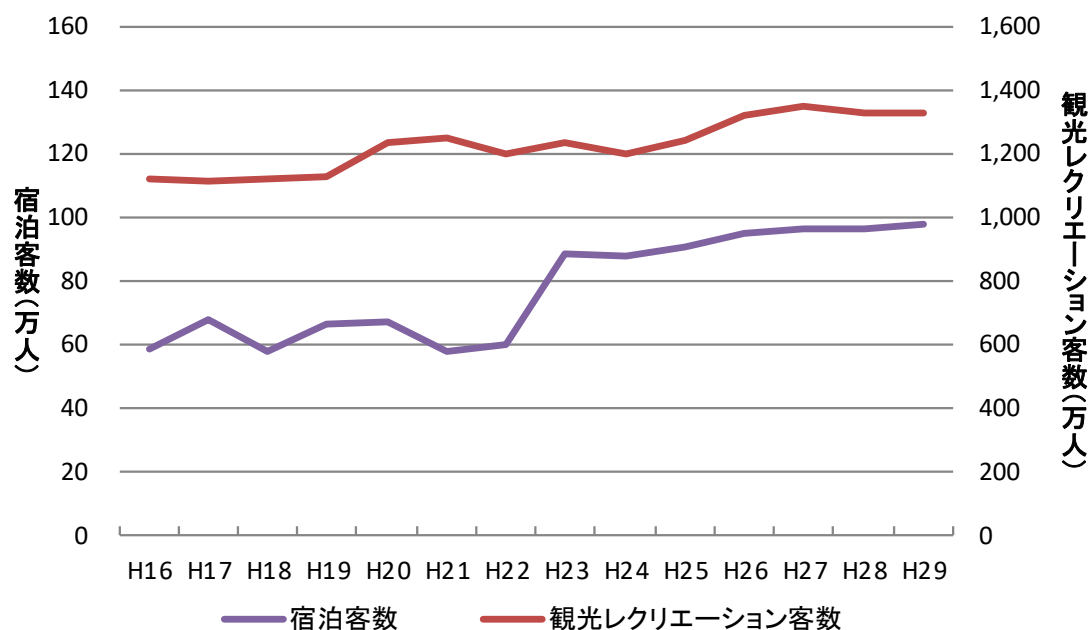


図. 観光レクリエーション客数の推移（資料：静岡県観光交流の動向）

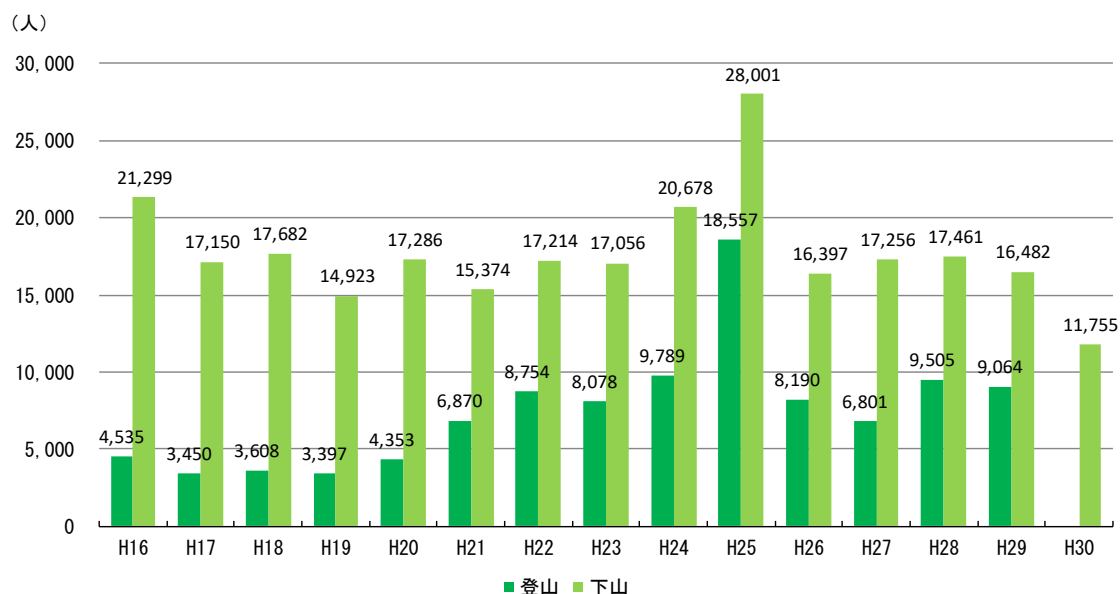


図. 富士山御殿場口登下山者数の推移（資料：御殿場市統計書ほか）

※H30の登山者数はカウンターの不具合により7/10～8/26、9/4～9/10が欠測しているため、「計測なし」としている。

「(4) 商業等の状況」に関する問題点と課題

項目	問題点・課題
商業集積の低下	中心市街地の商業集積については、売場面積及び事業所数の減少等により、大幅に減少の一途をたどっている。また、中心市街地周辺の国道・県道沿い等においては、大型店が市民、地域生活者の多様化するニーズや自動車利用に対応し立地している。このため、新たな商業の担い手、個別店舗の集積等を図り、市民、地域生活者が求めるニーズに対応していくことが必要とされる。
商業機能の不足	中心市街地は、富士山観光のために来訪する人々がわざわざ「寄る」機能に不足している。 特に、JR 御殿場駅を降りても、富士山を望むことができず、まちとして活かしきれていない状態にある。さらに、観光客、又は来訪者を対象にした観光対応の商業機能についても集積している状態にあるとは言えず、中心市街地にわざわざ来る、又は時間を使うといったことに発展していない状態にある。このため、富士山を活かすためのまちづくりを地域全体で取り組んでいきつつ、商業機能としては観光対応型の商業機能を導入していくことが必要とされる。

（５）上位・関連計画における中心市街地の位置づけ

①第四次御殿場市総合計画（平成 27 年 10 月策定 計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）

【将来都市像と政策方針】

第四次御殿場市総合計画では、将来都市像として「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」を掲げており、将来都市像実現に向けた以下の 7 つの政策方針を設定している。

- 政策方針 1：人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり 《産 業》
- 政策方針 2：笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり 《健康福祉》
- 政策方針 3：安全で安心して暮らせるまちづくり 《防災・市民生活》
- 政策方針 4：富士山のように大きな心を持った人づくり 《教育文化》
- 政策方針 5：富士山の恵みを大切に作るまちづくり 《環 境》
- 政策方針 6：富士山の麓にふさわしく美しく快適なまちづくり 《都市基盤》
- 政策方針 7：雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり 《協働・計画推進》

上記の 7 つの政策方針のうち、特に中心市街地に関連するものは以下のとおりである。

表. 特に中心市街地に関連する政策方針・位置づけ

中心市街地に関連する 政策方針	位置づけ
人が集い活力あふれる 産業を育てるまちづくり	消費者ニーズに応じた商品の販売やサービスの提供を行うため、商店街や企業等が行う活気ある活動を支援します。また、本市の魅力ある地域資源を生かした御殿場ブランド商品の開発を促進します。
安全で安心して暮らせる まちづくり	交通安全意識の高揚を図り、交通に関するルールへの遵守とマナーの向上をはたらきかけるとともに、交通安全施設や設備の保全と拡充に努めます。
富士山の麓にふさわしく 美しく快適なまちづくり	中心市街地における基盤の整備や新東名高速道路の新たなインターチェンジ等を生かした都市の整備により、拠点的・面的なまちづくりを推進します。

②御殿場市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月策定 目標年次：令和 12 年）

【将来都市像と都市づくりの目標】

御殿場市都市計画マスタープランでは、将来都市像として「緑きらきら、人いきいき、御殿場」を掲げており、**地域活力の創出と安全・安心のまちづくり ～「御殿場型 NPM」と「市民協働のまちづくり」～**のテーマのもと、都市づくりに向けた以下の 4 つの目標を設定している。

- 快適に暮らし、安全・安心して住めるまち 《安心定住》
- 豊かな自然環境を守り、育て、継承するまち 《自然》
- 活気に満ちた産業環境のあるまち 《活力》
- 交流が豊かで、もてなしのあるまち 《交流》

【将来都市構造】

将来都市構造は、都市核、都市軸、土地利用により構成され、このうち、特に中心市街地に関わるものは以下のとおりである。

■都市核

○都市拠点

- ・ JR 御殿場駅周辺を位置づけ、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共施設の誘致にも努め、人びとが快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指す。

■都市軸

○広域連携軸

- ・ JR 御殿場線ほかを位置づけ、広域交流と市内交流の促進を目指す。

■土地利用

○豊かな暮らしゾーン

- ・ JR 御殿場駅を中心とする商業業務等の集積が見られる地域は、本市の都市拠点として、都市的サービスを享受できるような整備を図る。

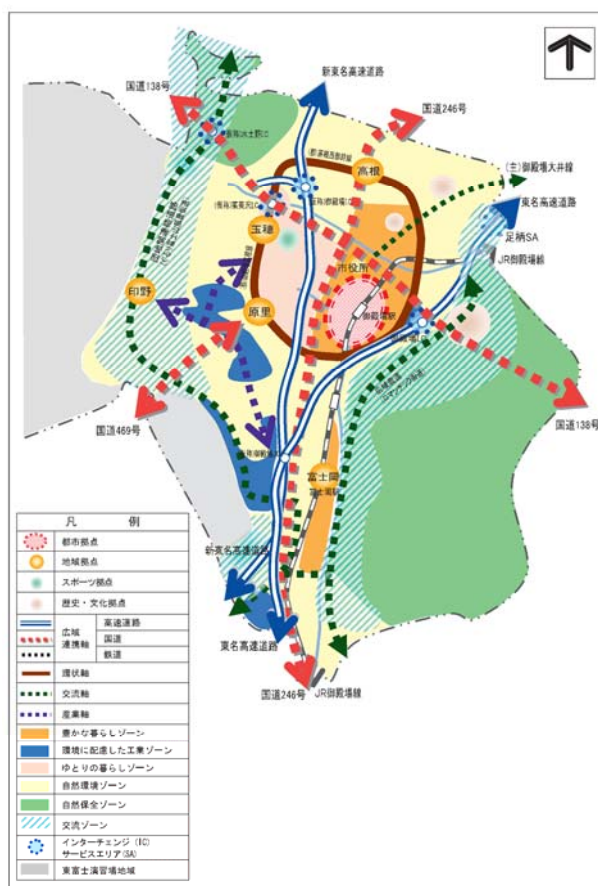


図. 将来都市構造図

【土地利用の方針】※御殿場駅周辺関連

■商業・業務ゾーン

- ・ JR 御殿場駅周辺は、引き続き交通利便性の高い地域として土地区画整理事業や街路事業等により道路・公園・広場等を整備し、併せて集客性・利便性の高い公共施設の誘致を図る。
- ・ 交通の利便性の向上による中心市街地の活性化や、景観にすぐれた環境を創出するため、地区計画等の導入に併せて用途地域の見直しを検討する。
- ・ バリアフリー構想を策定し、道路・建物等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図る。

【施設整備の方針】※御殿場駅周辺関連

■御殿場駅前広場

- 御殿場駅西側については、引き続き駅前広場の交通拠点としての機能充実を図るとともに既存の商業施設の集約化等による、魅力的な商業地への転換に向け適切な土地利用の規制・誘導を図る。
- 御殿場駅東側については、観光機能強化と利便性の向上に向け、駅前広場整備とともに（都）新橋深沢線及びそれらを結ぶ道路の整備を推進する。

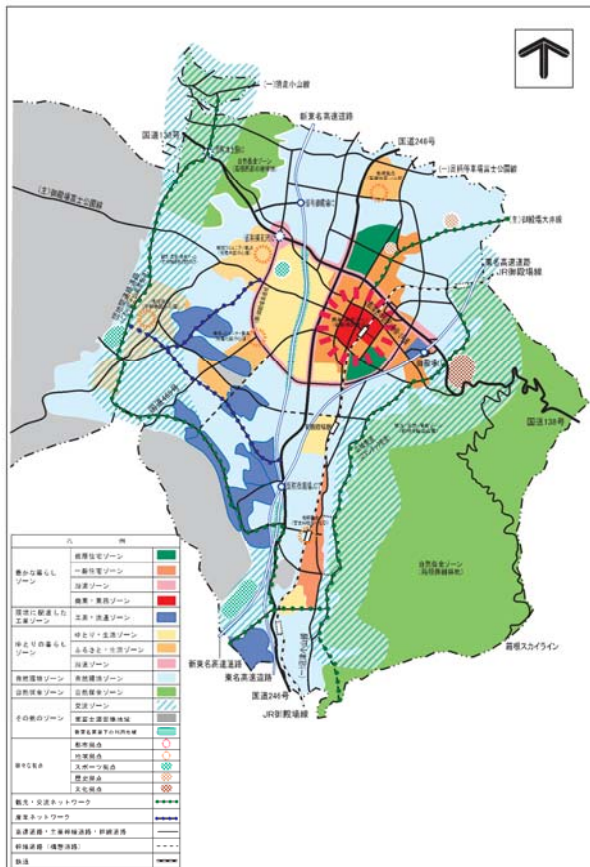


図. 将来土地利用方針図



図. 将来骨格道路網図

③御殿場市景観計画（平成 25 年 12 月策定）

【景観形成の目標と景観形成基本方針】

平成 25 年 12 月に策定された御殿場市景観計画では、景観形成の目標を「世界に誇る景観を育て、後世に伝えるまち 御殿場」と掲げており、良好な景観づくりに向けた以下の 5 つの基本方針を設定している。

- 基本方針 1 富士山とともに生きる眺望景観づくり
- 基本方針 2 豊かな水と緑を守る自然景観づくり
- 基本方針 3 文化を受け継ぐ歴史景観づくり
- 基本方針 4 おもてなしの心を育てる観光景観づくり
- 基本方針 5 市民の生きがいに向けた活動景観づくり

【ゾーン別の景観形成基本方針】※御殿場駅周辺関連

■豊かな暮らしゾーン

- ・市の中心部としての活力ある都市景観と、山々の自然景観が調和した景観づくり
- ・幹線道路の沿道緑化による、ゆとりある景観づくり
- ・富士山への眺望に配慮したまちなみ景観づくり

【景観整備重点地区の指定および方針】※御殿場駅周辺関連

■方針

- ・御殿場市の顔にふさわしい都心景観を創出し、イメージの向上を図る。
- ・商業機能の集積を誘導するとともに商業地としての魅力向上およびにぎわいのある景観の形成を図る。
- ・都心機能の強化を図ることにより、都心空間のアメニティ向上に努める。

■施策

- ・建築物や屋外広告物の高さ・デザイン・色彩等の規制・誘導を図る。
- ・景観阻害要件となる電線類の無電柱化を推進する。
- ・駅前広場の統一的デザインを形成するとともに、駅に面した建築物（壁面広告）の景観誘導を行う。



図. 景観整備重点地区
（御殿場駅周辺地区）

【眺望景観の保全に関する景観形成基準】※御殿場駅周辺関連

御殿場駅周辺地区では、建築物の配置や形態・意匠、色彩等に関する景観形成基準のほかに、SL 広場からの富士山への眺望景観を保全するため、建築物の高さの最高限度に関する景観形成基準を定めている。

A 地区	県道沼津小山線から市道 1499 号線まで	18m
B 地区	市道 1510 号線から県道沼津小山線まで	15m
C 地区	市道 0216 号線から市道 1510 号線まで	12m
D 地区	周辺のまちなみや富士山の眺望に配慮した高さ	

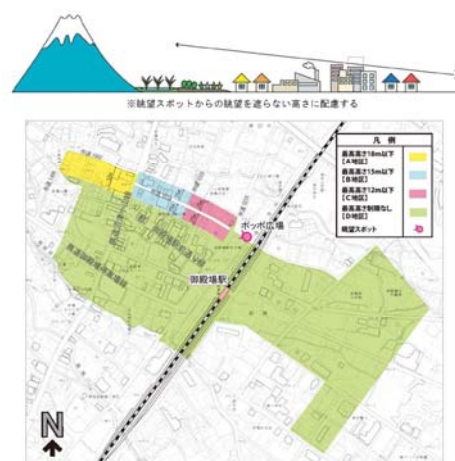


図. 御殿場駅周辺地区の高さ基準

【3】地域住民のニーズ等の把握・分析

（1）旧法³計画策定時の市民・地域住民等のニーズ

本市では、旧法に基づく中心市街地活性化基本計画を平成13年12月に策定しており、策定にあたって住民意向調査を実施している。

【調査概要】

- 対象者：御殿場市内居住者
- 調査時期：平成12年10月16日～平成12年10月31日
- 配布数：1,500通
- 回収数：737通
- 回収率：49.1%
- 配布方法：郵送配布・郵送回収

【調査結果】

■中心市街地の利用頻度

- ・週に1回以上の人が過半数。その一方で年に数回以下の人が約20%。
- ・中心市街地の利用頻度が高いのは、専らその内部と周辺地区であり、利用圏域は狭い。

	回答数	比率
1. ほぼ毎日	125	17.0
2. 週に2～3回	138	18.7
3. 週に1回くらい	149	20.2
4. 月に2～3回	174	23.6
5. 年に数回	73	9.9
6. ほとんどいかない	71	9.6
7. その他	6	0.8
0. 無回答	1	0.1
合計	737	100.0

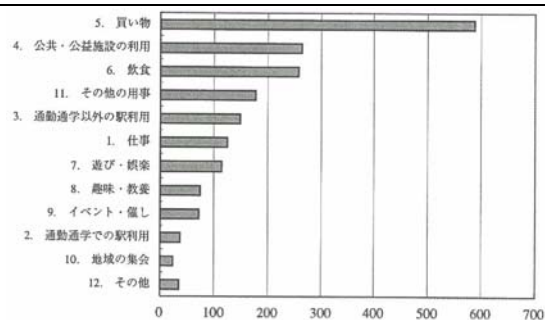
■交通手段

- ・約70%が「自動車」で来街、「徒歩」と「自転車」利用者は約21%。

	回答数	比率
1. 自動車	501	68.0
6. 徒歩	98	13.3
2. 自転車	56	7.6
4. バス	21	2.8
3. バイク	10	1.4
5. 電車	4	0.5
7. その他	5	0.7
0. 無回答	42	5.7
合計	737	100.0

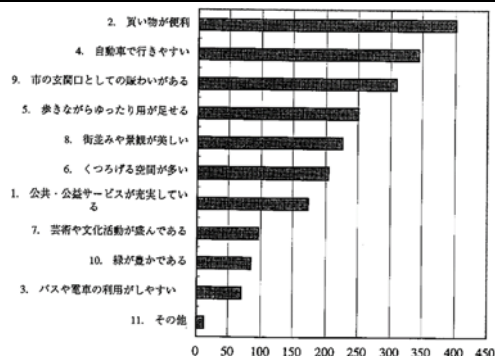
■中心市街地を利用する理由

- ・「買い物」が約31%と突出して多いが、中心市街地の賑わいに直結する「遊び・娯楽」、「趣味・教養」、「イベント・催し」が極端に少ない。



■中心市街地の将来像

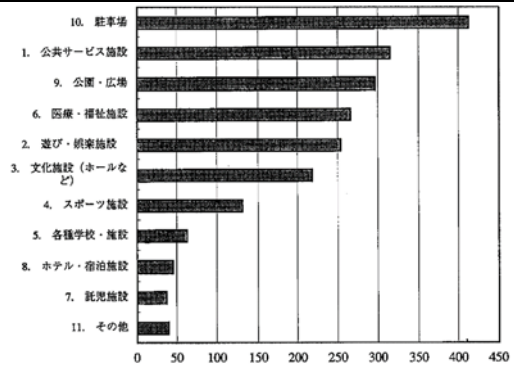
- ・「買い物が便利」が最も多く約19%、次いで「自動車で行きやすい」の約16%、「市の玄関口としての賑わいがある」の約14%、「歩きながらゆったり用が足せる」の約12%となっている。



³ 旧法とは、平成10年に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」のことをいう。なお、平成18年には「中心市街地の活性化に関する法律」として改正・改題された。

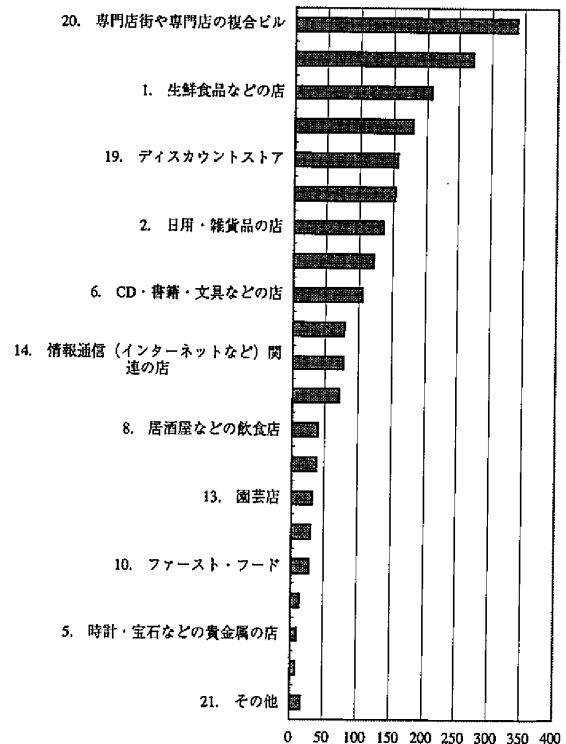
■欲しい施設

- ・「駐車場」が最も多く約 20%、次いで「公共サービス施設」の約 15%、「公園・広場」の約 14%となっている。



■欲しい店舗

- ・「専門店街や専門店の複合ビル」が最も多く約 16%、次いで「衣料品やファッション関連用品などの店」の約 13%、「生鮮食品などの店」の約 10%となっている。



【まとめ】

- ・ 中心市街地の利用頻度は、よく利用する市民と、ほとんど利用しない市民とに二極化している傾向にあり、幅広く市民に利用されている状況ではない。
- ・ 利用目的として「買い物」が突出し、「遊び・娯楽」、「趣味・教養」、「イベント・催し」が極端に少なくなっていること、また、欲しい店舗として「専門店街や専門店の複合ビル」、「衣料品やファッション関連用品などの店」が多くなっていることから、中心市街地は、中心市街地内居住者及び周辺居住者の日常生活の場として利用されていることがうかがえる。
- ・ 中心市街地への交通手段の大部分は「自動車」となっているが、利便性は高くなく、「駐車場」の充実を望む市民が多くなっている。
- ・ 上記を背景として、市民が求める中心市街地の将来像は「買い物が便利」、「自動車で行きやすい」が多くなっている。

(2) 現在の市民・商業者・来街者のニーズ

本市では、現在の中心市街地に対するニーズを把握するため、平成 29 年に市民、中心市街地内の商業者、来街者を対象に意向調査を行っている。

【調査概要】

<市民>

- 対象者：市内居住者
- 調査時期：平成 29 年 6 月 5 日～平成 29 年 6 月 19 日
- 配布数：1,500 通
- 回収数：652 通
- 回収率：43.5%
- 配布方法：郵送配布・郵送回収

<商業者>

- 対象者：中心市街地内商業者
- 調査時期：平成 29 年 6 月 5 日～平成 29 年 6 月 19 日
- 配布数：392 通
- 回収数：148 通
- 回収率：37.8%
- 配布方法：郵送配布・郵送回収

<来街者>

- 対象者：中心市街地来街者
- 調査時期：平成 29 年 8 月 7 日～平成 29 年 8 月 21 日
- 配布数：300 通
- 回収数：99 通
- 回収率：33.0%
- 配布方法：街頭配布・郵送回収

表. 主な設問項目

主な設問項目	市民	商業者	来街者
■中心市街地の利用頻度	問 4	—	問 4
■中心市街地での滞在時間	問 5	—	問 5
■中心市街地への主な交通手段	問 6	—	問 6
■来街の目的	問 7	—	問 3
■普段の主な買い物場所	問 8	問 7	—
■中心市街地で不便なところ・不満な点	問 10	—	—
■中心市街地の商店・商店街で不便なところ・不満な点	問 11	—	—
■中心市街地の今後のあり方	問 12	問 14	—
■中心市街地に必要な施設	問 13	問 15	問 8
■中心市街地に必要な店舗	問 14	問 16	問 9
■中心市街地に必要な取組（ソフト）	問 15	問 17	—
■中心市街地に必要な環境整備	問 16	問 18	問 10

【調査結果】

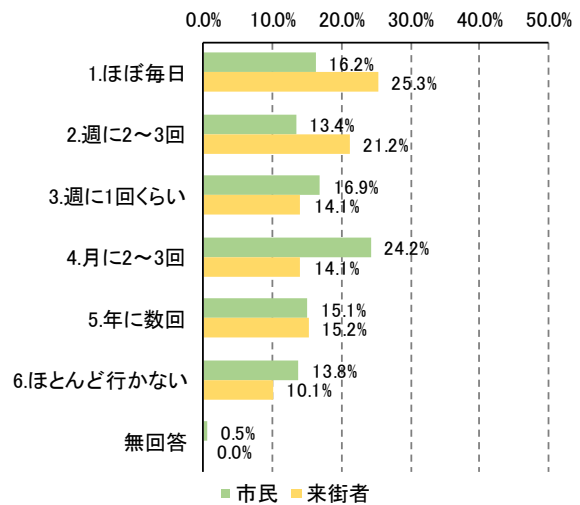
■中心市街地の利用頻度（市民・来街者）

＜市民＞問 4

- ・「月に 2～3 回」が 24.2%で最も多く、次いで「週に 1 回くらい」16.9%、「ほぼ毎日」16.2%となっており、ほぼ半数が週に 1 回以上利用している。

＜来街者＞問 4

- ・「ほぼ毎日」が 25.3%で最も多く、次いで「週に 2～3 回」21.2%、「週に 1 回くらい」14.1%となっており、半数以上が週に 1 回以上利用している。



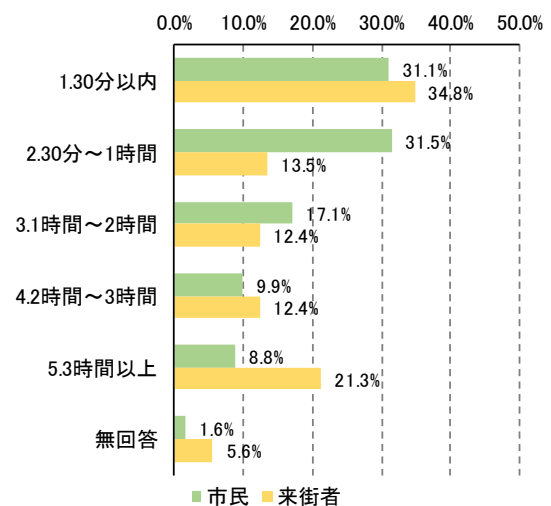
■中心市街地での滞在時間（市民・来街者）

＜市民＞問 5

- ・「30 分～1 時間」が 31.5%と最も多く、次いで「30 分以内」31.1%となっており、60%以上が 1 時間以内の滞在時間となっている。

＜来街者＞問 5

- ・「30 分以内」が 34.8%と最も多く、次いで「3 時間以上」21.3%となっており、半数近くが 1 時間以内の滞在時間となっている。



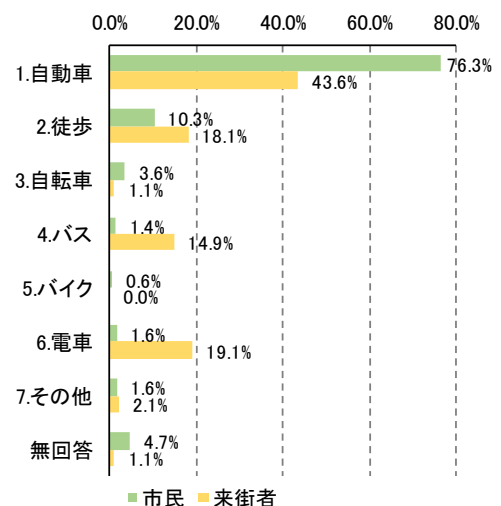
■中心市街地への主な交通手段（市民・来街者）

＜市民＞問 6

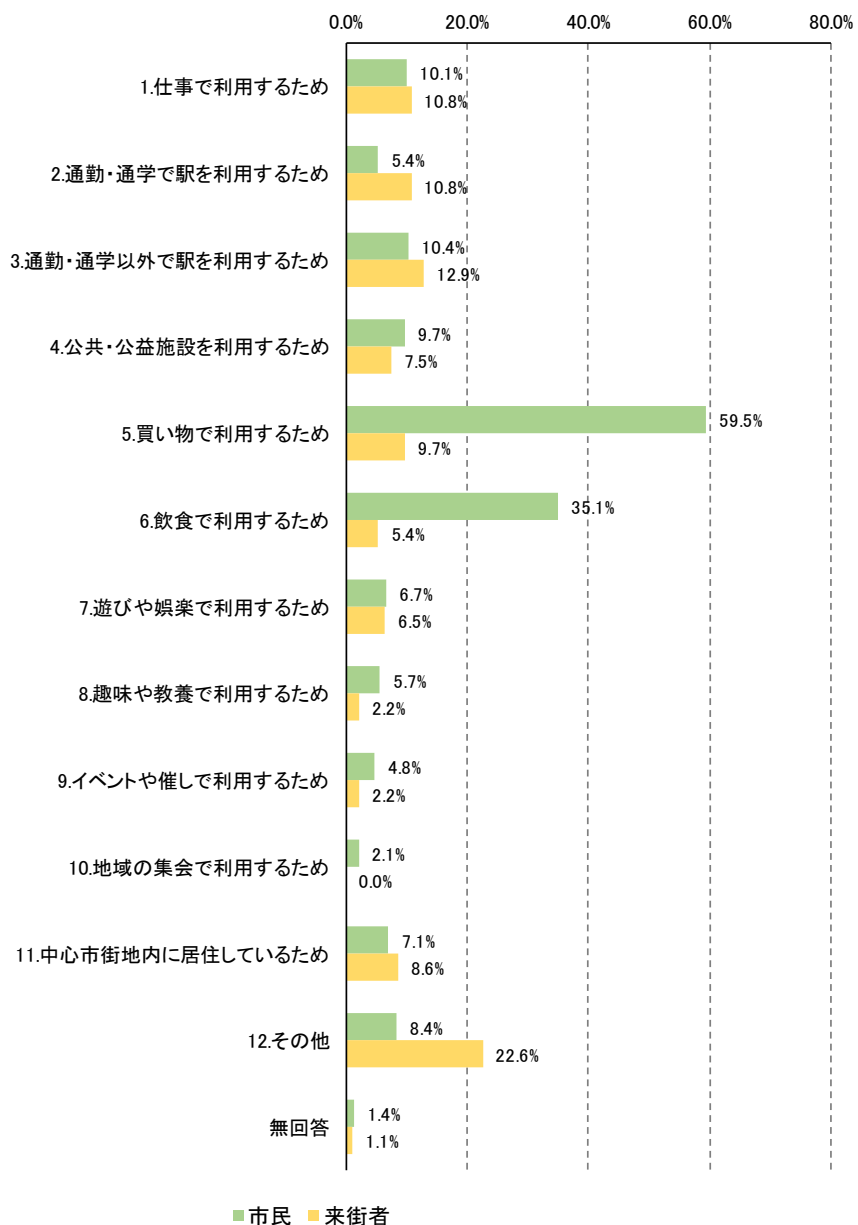
- ・「自動車」が 76.3%と 4 分の 3 以上を占める。次いで「徒歩」10.3%、「自転車」3.6%となっている。

＜来街者＞問 6

- ・「自動車」が 43.6%と最も多く、次いで「電車」19.1%、「徒歩」18.1%、「バス」14.9%となっている。



■来街の目的（市民・来街者）



＜市民＞問 7

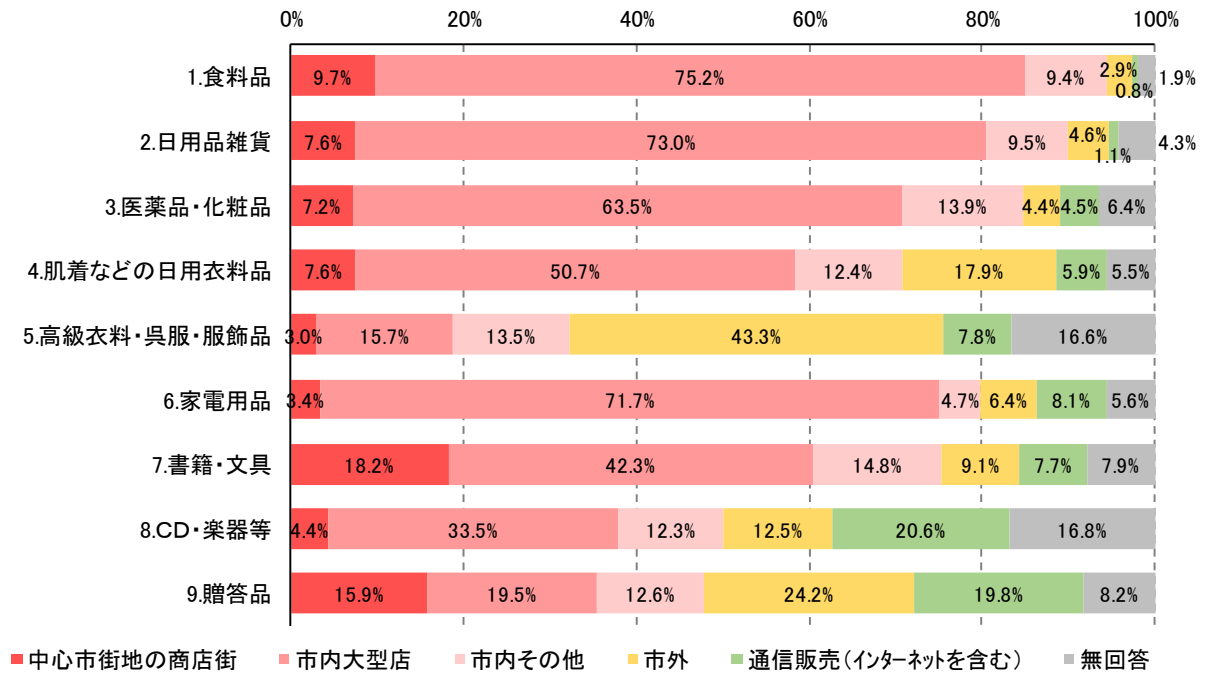
- ・「買い物で利用するため」が 59.5% で突出して多く、次いで「飲食で利用するため」35.1% となっている。

＜来街者＞問 3

- ・「その他」を除いて「通勤・通学以外で駅を利用するため」が 12.9% で最も多く、次いで「仕事で利用するため」及び「通勤・通学で駅を利用するため」10.8%、「買い物で利用するため」9.7% となっている。

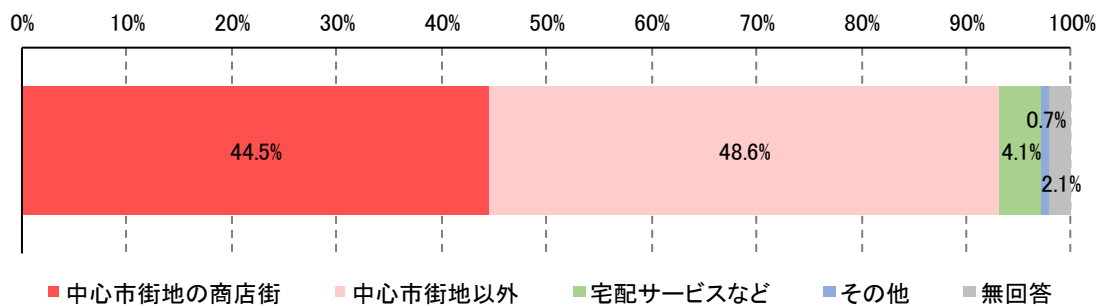
■普段の主な買い物場所（市民・商業者）

<市民>問 8



- ・市民の主な買い物場所は、高級衣料・呉服・服飾品及び贈答品以外は、「市内大型店」が最も多くなっている。また、CD・楽器等や贈答品は、他に比べ「通信販売（インターネットを含む）」が多くなっている。
- ・「中心市街地の商店街」での買い物は、書籍・文具、贈答品が他に比べ多くなっている。

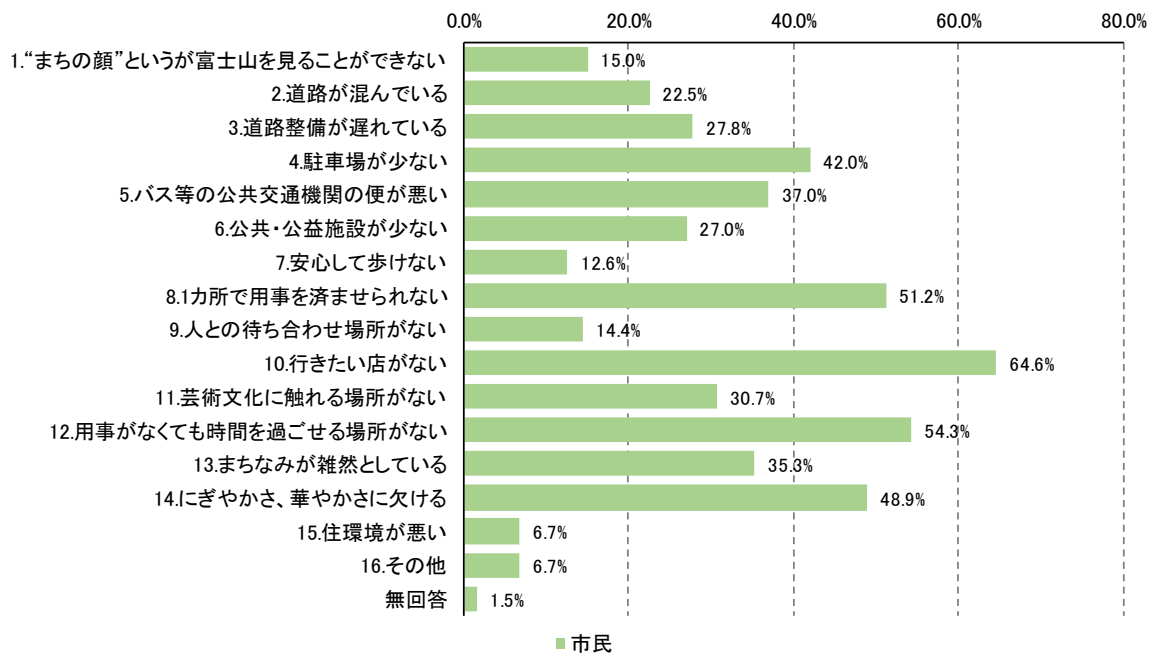
<商業者>問 7



- ・商業者の主な買い物場所は、「中心市街地以外」が 48.6%と最も多くなっているが、「中心市街地の商店街」も比較的多く 44.5%となっている。

■ 中心市街地で不便なところ・不満な点（市民）

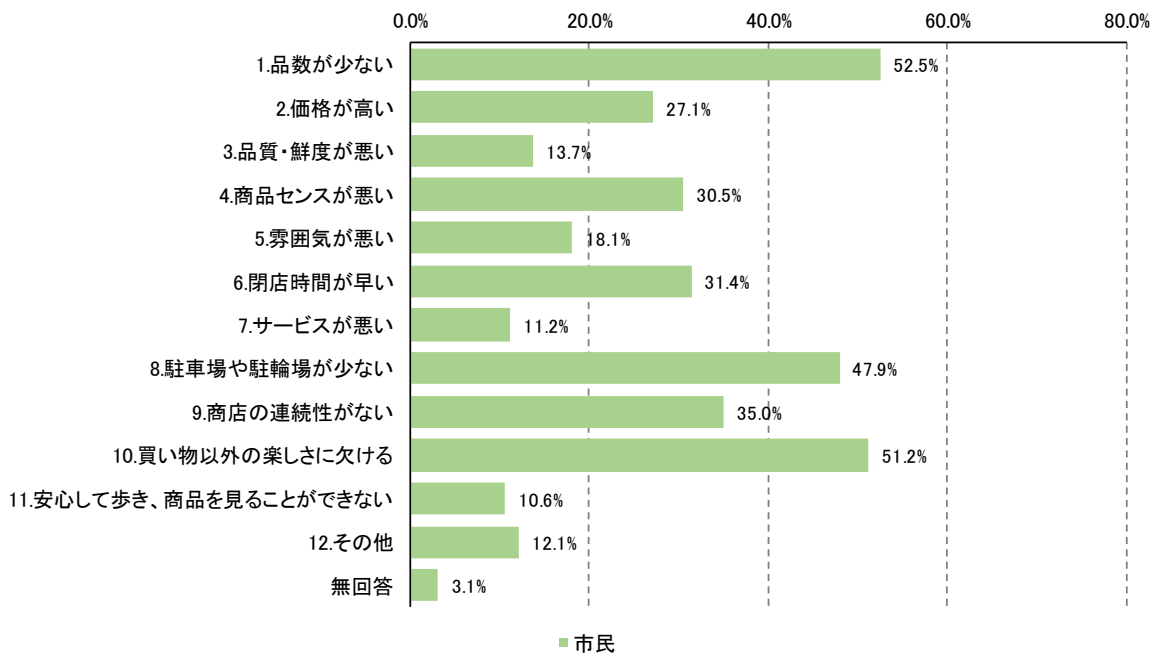
＜市民＞問 10



・ 中心市街地の不便さや不満については、「行きたい店がない」が 64.6%で最も多く、次いで「用事がなくても時間を過ごせる場所がない」 54.3%、「1 カ所で用事を済ませられない」 51.2%となっている。

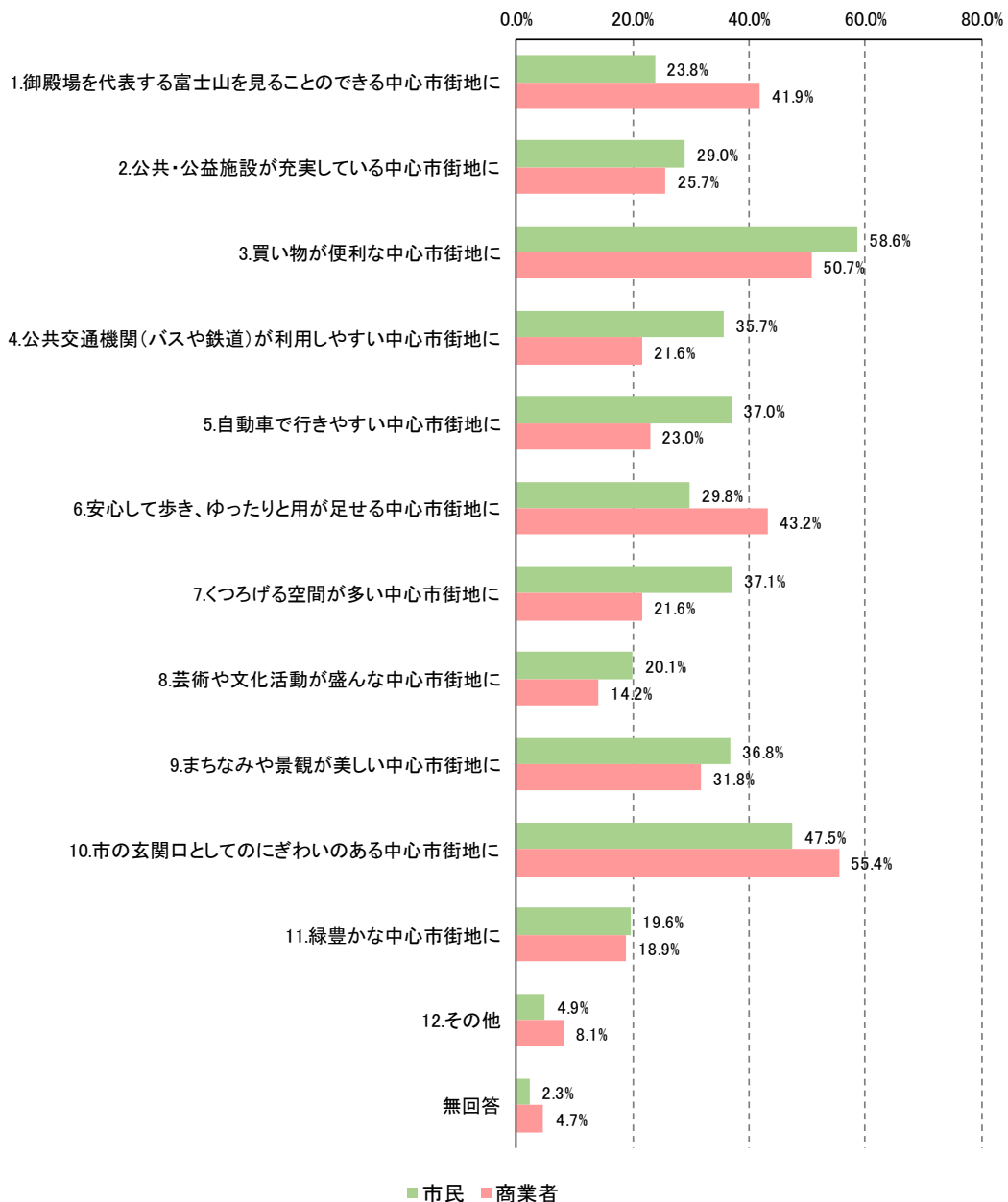
■ 中心市街地の商店・商店街で不便なところ・不満な点（市民）

＜市民＞問 11



・ 中心市街地の商店・商店街における不便さや不満については、「品数が少ない」、「買い物以外の楽しさに欠ける」、「駐車場や駐輪場が少ない」が多くなっており、それぞれ 50% 前後を占めている。

■ 中心市街地の今後のあり方（市民・商業者）



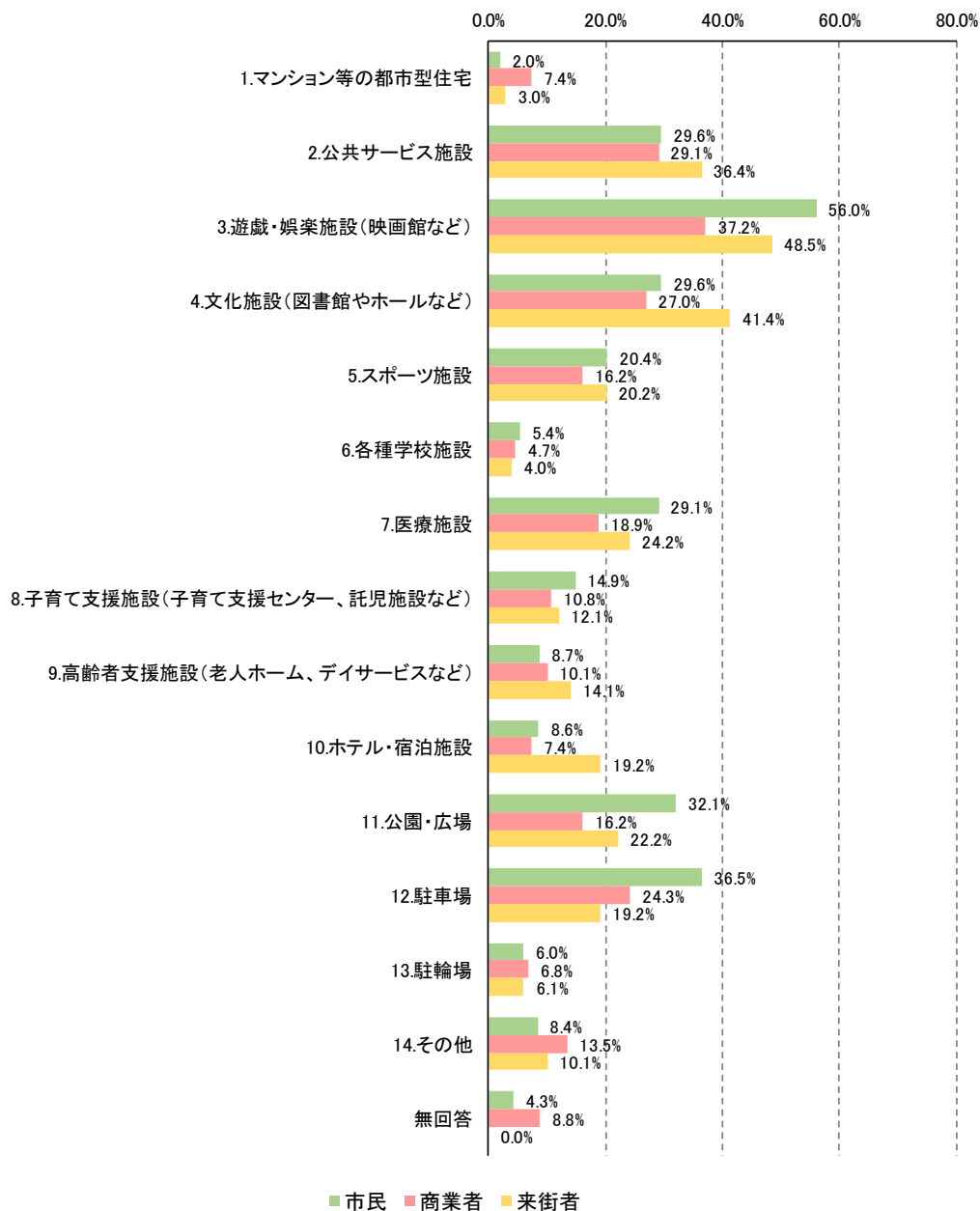
<市民> 問 12

- ・「買い物が便利な中心市街地に」が 58.6%で最も多く、次いで「市の玄関口としてのにぎわいのある中心市街地に」 47.5%、「くつろげる空間が多い中心市街地に」 37.1%となっている。

<商業者> 問 14

- ・「市の玄関口としてのにぎわいのある中心市街地に」が 55.4%で最も多く、次いで「買い物が便利な中心市街地に」 50.7%、「安心して歩き、ゆったりと用が足せる中心市街地に」 43.2%、「御殿場を代表する富士山を見ることが出来る中心市街地に」 41.9%となっている。

■ 中心市街地に必要な施設（市民・商業者・来街者）



＜市民＞問 13

- ・「遊戯・娯楽施設（映画館など）」が 56.0%で突出して多く、次いで「駐車場」36.5%、「公園・広場」32.1%となっている。

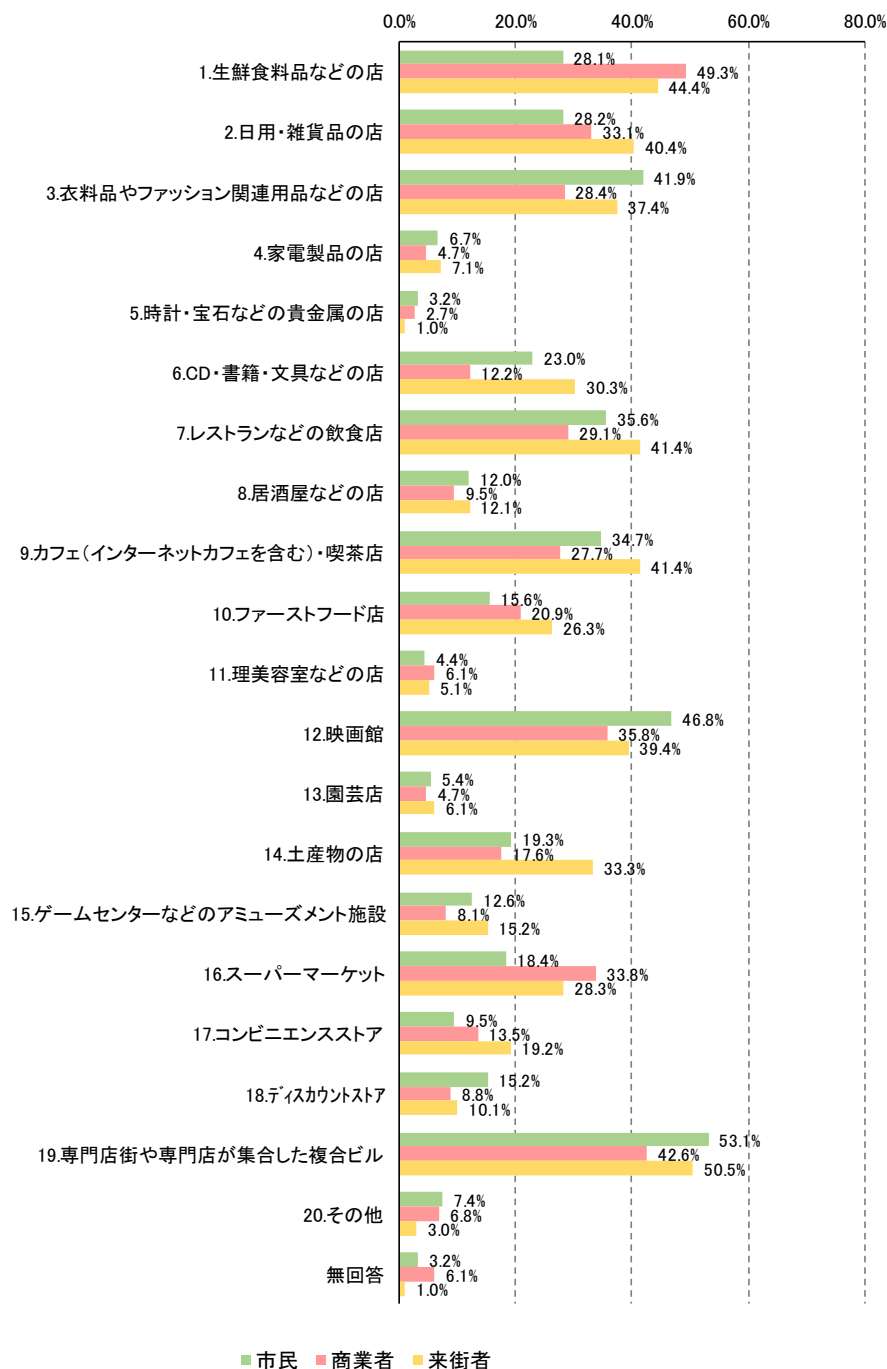
＜商業者＞問 15

- ・「遊戯・娯楽施設（映画館など）」が 37.2%で最も多く、次いで「公共サービス施設」29.1%、「文化施設（図書館やホールなど）」27.0%、「駐車場」24.3%となっている。

＜来街者＞問 8

- ・「遊戯・娯楽施設（映画館など）」が 48.5%で最も多く、次いで「文化施設（図書館やホールなど）」41.4%、「公共サービス施設」36.4%となっている。

■中心市街地に必要な店舗（市民・商業者・来街者）



＜市民＞問 14

- ・「専門店街や専門店が集合した複合ビル」が 53.1%で最も多く、次いで「映画館」46.8%、「衣料品やファッション関連用品などの店」41.9%となっている。

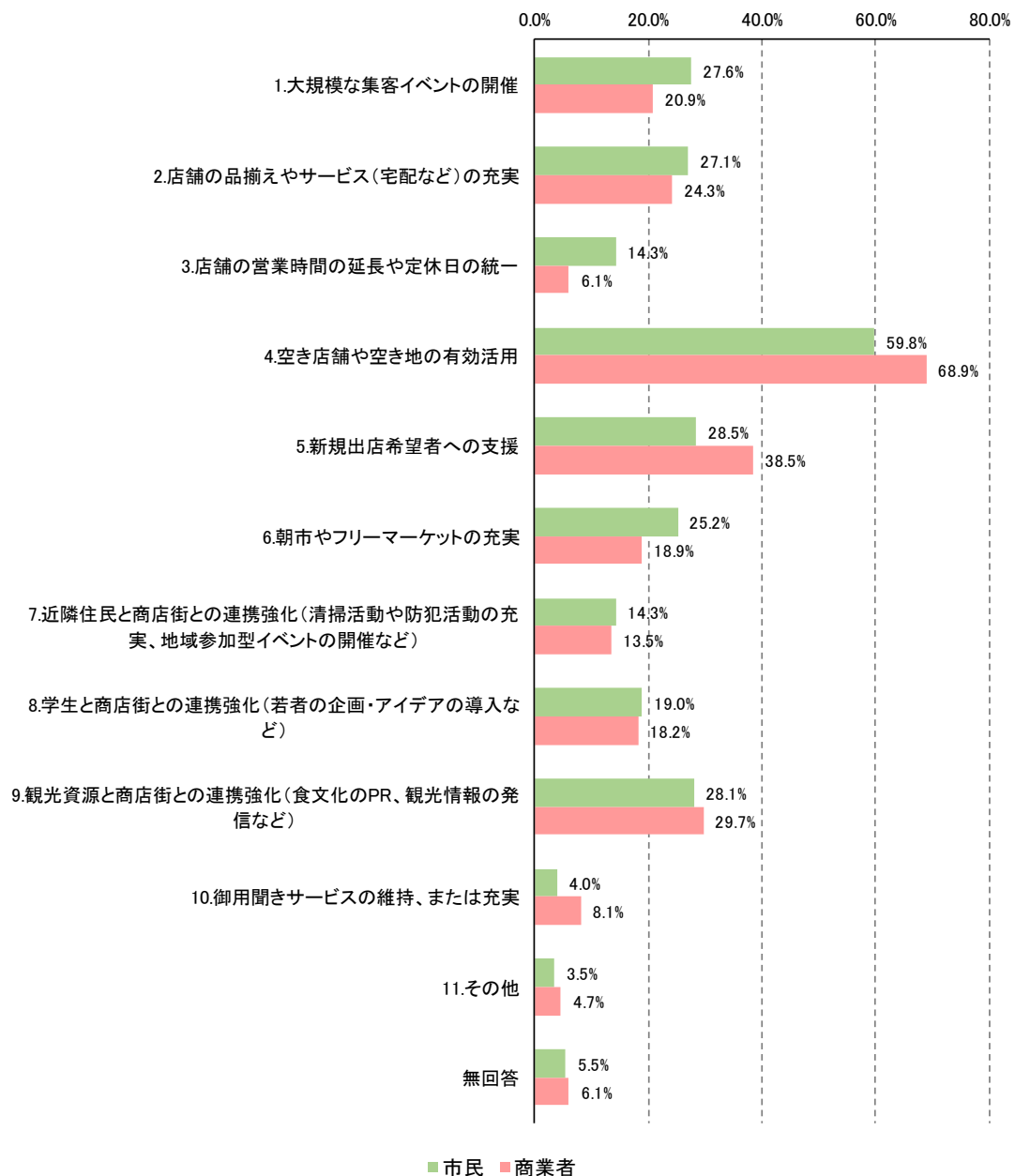
＜商業者＞問 16

- ・「生鮮食料品などの店」が 49.3%で最も多く、次いで「専門店街や専門店が集合した複合ビル」42.6%、「映画館」35.8%、「スーパーマーケット」33.8%、「日用・雑貨品の店」33.1%となっている。

＜来街者＞問 9

- ・「専門店街や専門店が集合した複合ビル」が 50.5%で最も多く、次いで「生鮮食料品などの店」44.4%、「レストランなどの飲食店」及び「カフェ（インターネットカフェを含む）・喫茶店」41.4%となっている。

■中心市街地に必要な取組（ソフト）（市民・商業者）



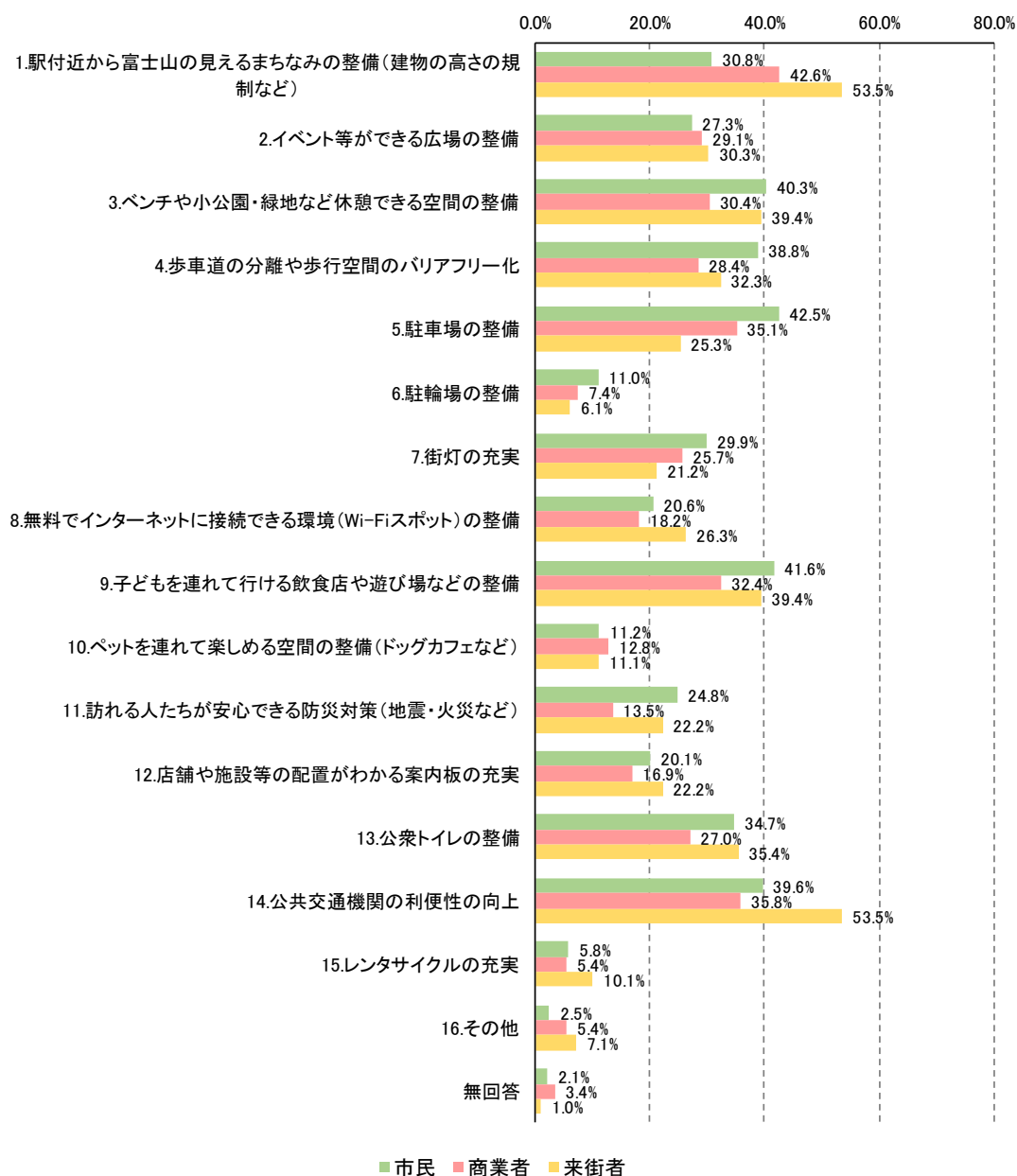
<市民>問 15

- ・「空き店舗や空き地の有効活用」が 59.8%で突出して多くなっている。その他、「大規模な集客イベントの開催」、「店舗の品揃えやサービス（宅配など）の充実」、「新規出店希望者への支援」、「観光資源と商店街との連携強化（食文化の PR、観光情報の発信など）」が 30%弱となっている。

<商業者>問 17

- ・「空き店舗や空き地の有効活用」が 68.9%で突出して多く、次いで「新規出店希望者への支援」38.5%、「観光資源と商店街との連携強化（食文化の PR、観光情報の発信など）」29.7%となっている。

■ 中心市街地に必要な環境整備（市民・商業者・来街者）



＜市民＞問 16

- ・「駐車場の整備」が 42.5% で最も多くなっているが、その他「子どもを連れて行ける飲食店や遊び場などの整備」、「ベンチや小公園・緑地など休憩できる空間の整備」、「公共交通機関の利便性の向上」、「歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化」も 40% 前後を占めている。

＜商業者＞問 18

- ・「駅付近から富士山の見えるまちなみの整備（建物の高さの規制など）」が 42.6% で最も多く、次いで「公共交通機関の利便性の向上」35.8%、「駐車場の整備 35.1%」となっている。

＜来街者＞問 10

- ・「駅付近から富士山の見えるまちなみの整備」及び「公共交通機関の利便性の向上」が 53.5% で最も多く、次いで「ベンチや小公園・緑地など休憩できる空間の整備」及び「子どもを連れて行ける飲食店や遊び場などの整備」39.4%、「公衆トイレの整備」35.4% となっている。

【まとめ】

- ・市民の中心市街地の利用は、月に数回程度、買い物や飲食を目的として自動車で来街し、1 時間程度の滞在となっている。
- ・一方、来街者は、通勤・通学以外を目的とした御殿場駅利用者や、仕事又は通勤・通学を目的とした来街であり、30 分以内の短時間滞在と 3 時間以上の長時間滞在に分かれている。
- ・市民の普段の買い物は、市内の大型店に特化しているが、商業者は中心市街地の商店街も比較的多く利用している。
- ・中心市街地の商店・商店街には、品数が少ない等、行きたい店舗がないことが不便・不満な点となっている。また、買い物以外の楽しさにも欠けており、ちょっとした時間を過ごせる場所がないことも、不便・不満な点となっている。
- ・市民・商業者ともに、買い物が便利で、にぎわいのある中心市街地にすべきと考えている。
- ・市民・商業者・来街者の全てが、中心市街地に映画館等の遊戯・娯楽施設が必要と考えている。また、公共サービス施設や図書館・ホール等の文化施設、来街のための駐車場が必要と考えている。
- ・市民・商業者・来街者の全てが、専門店等が入居する複合ビルが必要と考えているほか、市民は映画館、商業者・来街者は生鮮食料品店が必要と考えている。
- ・市民・商業者ともに、空き店舗や空き地の有効活用、また新規の出店希望者への支援が必要と考えている。
- ・商業者や来街者は、富士山が見えるまちなみ整備と公共交通機関の利便性向上が必要と考えている。

表. 主な設問項目と結果

主な設問項目	市民	商業者	来街者
■ 中心市街地の利用頻度	①月に2～3回 (24.2%) ②週に1回くらい (16.9%)	— —	①ほぼ毎日 (25.3%) ②週に2～3回 (21.2%)
■ 中心市街地での滞在時間	①30分～1時間 (31.5%) ②30分以内 (31.1%)	— —	①30分以内 (34.8%) ②3時間以上 (21.3%)
■ 中心市街地への主な交通手段	①自動車 (76.3%) ②徒歩 (10.3%)	— —	①自動車 (43.6%) ②電車 (19.1%)
■ 来街の目的	①買い物 (59.5%) ②飲食 (35.1%)	— —	①通勤・通学以外で駅利用 (12.9%) ②仕事、通勤・通学 (10.8%)
■ 普段の主な買い物場所	①市内大型店 (高級衣料・呉服・服飾品及び贈答品以外) ①市外 (高級衣料・呉服・服飾品及び贈答品)	①中心市街地以外 (48.6%) ②中心市街地の商店街 (44.5%)	— —
■ 中心市街地で不便なところ・不満な点	①行きたい店がない (64.6%) ②時間を過ごせる場所がない (54.3%)	— —	— —
■ 商店・商店街で不便なところ・不満な点	①品数が少ない (52.5%) ②買い物以外の楽しさに欠ける (51.2%)	— —	— —
■ 中心市街地の今後のあり方	①買い物が便利な中心市街地に (58.6%) ②にぎわいのある中心市街地に (47.5%)	①にぎわいのある中心市街地に (55.4%) ②買い物が便利な中心市街地に (50.7%)	— —
■ 中心市街地に必要な施設	①遊戯・娯楽施設 (56.0%) ②駐車場 (36.5%)	①遊戯・娯楽施設 (37.2%) ②公共サービス施設 (29.1%)	①遊戯・娯楽施設 (48.5%) ②文化施設 (41.4%)
■ 中心市街地に必要な店舗	①専門店街・専門店の複合ビル (53.1%) ②映画館 (42.6%)	①生鮮食料品店 (49.3%) ②専門店街・専門店の複合ビル (42.6%)	①専門店街・専門店の複合ビル (50.5%) ②生鮮食料品店 (44.4%)
■ 中心市街地に必要な取組 (ソフト)	①空き店舗・空き地の有効活用 (59.8%) ②新規出店希望者への支援 (28.5%)	①空き店舗・空き地の有効活用 (68.9%) ②新規出店希望者への支援 (38.5%)	— —
■ 中心市街地に必要な環境整備	①駐車場整備 (42.5%) ②子どもを連れて行ける飲食店・遊び場の整備 (41.6%)	①駅付近から富士山が見えるまちなみ整備 (42.6%) ②公共交通機関の利便性向上 (35.8%)	①駅付近から富士山が見えるまちなみ整備 (53.5%) ①公共交通機関の利便性向上 (53.5%)

①都市再生整備計画（御殿場市中心市街地地区）事後評価（H23.3）におけるニーズ

これを受け、事業最終年度の平成 22 年度に整備効果を明らかにするためのアンケートを実施しており、中心市街地の活性化に関する意見が多く寄せられている。

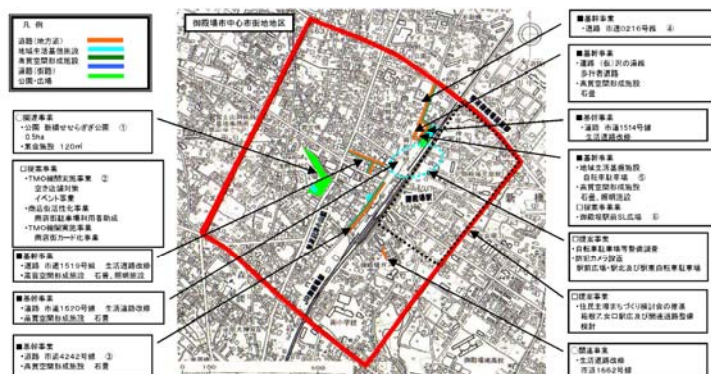


図. 都市再生整備計画（御殿場市中心市街地地区）
事業箇所図

○回收率：70.2%

■交通 ・ 細い道路が不安で不満である ・ 道路を横断する時危険である ・ 自転車では一部危険な場所がある ・ すれ違い時に人とぶつかりそうで怖い ・ 歩行者にはまだ危険が多い ・ 車の通行が便利になった分、車の通行量が増えた	■駅前広場 ・ 送迎用駐車場が少ない ・ 駅で待つ場所が少ない ・ 広場にベンチが少ないので年寄りにはづらい
■駐輪場 ・ 駐輪場がもっと増えとうれしい ・ 駐バイク施設が少ない気がする	■駅南駐車場 ・ 料金が安くなれば利用率も上がるのではないかな ・ 駅南駐車場から駅まで屋根が必要と思う（駐車場が利用しやすくなる）
■公園 ・ せせらぎ公園の水場がきれいになるとうれしい ・ 公園整備で樹木が少ないと思う	■まちなみ ・ 花や緑があるといい ・ 駅前から富士山が見えるようにしたほうがいいと思う
■商業 ・ シャッター街、空き家を何とかしてほしい ・ 商店会とタイアップして街の活性化を図ってほしい。シャッター街はさびしい ・ 駅前にショッピングする場所がないので交通弱者には不便である ・ スーパーが少ない ・ 駅周辺に食料品を買える場所が少ない ・ お店の空洞化を止めてほしい	■その他 ・ 駅前は市の顔なのでさらなる整備を期待する。 ・ もっとにぎわいのある駅前になればいいと思う ・ 整備をどんどん進めてほしい ・ BE-ONE を有効利用すべき

②御殿場市バリアフリー基本構想（H25.3）におけるニーズ

本市では、誰もが安全・安心に移動できるまちづくりを目指すため、「御殿場市バリアフリー基本構想」を平成25年3月に策定している。

策定にあたり、バリアフリー化に対する市民等の意識・意向を把握するための「住民アンケート」を平成23年度に実施しており、御殿場駅周辺のバリアフリー化に関する意見が多く寄せられている。

【調査概要】

○対象者：高齢者、障がい者、妊産婦、ベビーカー使用者、その他の市民等

○調査時期：平成23年7月19日～平成23年8月5日

○配布数：1,295通（市民1,000通、障がい者団体・老人クラブ等295通）

○回収数：590通

○回収率：45.6%

【調査結果】

■市中心部の道路の安全性

- ・「安心して歩ける」と回答した方は約5%にとどまり、約70%が歩道の少なさや狭さ、段差等を背景に「危険だ」と回答している。

■御殿場駅周辺施設の利用状況

- ・御殿場駅周辺では、市役所等の公共公益施設や、大型商業施設が良く利用されている。

■御殿場駅東西入口へのエスカレーターについて

- ・東西自由通路へのエスカレーター設置について「必要性は低い」という意見が多い。

■中心市街地に関する主な自由意見（ニーズ）

- ・駅前を自転車を通った時は、殆ど手で押して、軽自動車を通った時は、すぐタクシーに遠慮して、普通車で通る時もタクシーには気を使います。（少し強引です）待機場所を別の所にして欲しい。そこから循環する様にして、エスカレーターを設置してほしい。
- ・バリアフリーを考えるなら、駅前をもう少し考える事。歩行者、車も一緒なので、何とかしてほしい。大一番、年寄りが多いので、道の事を考える事多し。
- ・駅前のバス通りが狭すぎる。歩行者も車も通りにくいです。
- ・施設のバリアフリーだけでなく、駅周辺をもっと使用しやすく（生活用品の商店が有る等）なると助かります。駅周辺に市の施設を集めてほしいです。
- ・駅のロータリーをもう少し広くし利用しやすいようにしてほしい。
- ・市内中心部には車でしかいくことがありませんが、バリアフリーが必要な場所である事は間違いありません。まず、駅前整備は少しずつ進んでいるとは思いますが、観光客の方が受ける、御殿場駅の印象はあまり良いものではないと思います。
- ・市内の商店（個人）が次々に閉店をしてしまい、大型店しか残らない。あまりにも大型店を許可したため、市の中心部の商店がシャッター通りになり、バリアフリーの集中化も困難。分散化した店舗へは障害者は廻りきれません。
- ・御殿場市は（主に中心部ですが）交通量も多く、歩道にも段差があり、ガタガタなので、ベビーカーを使用する時は大変歩きづらいです。そのため、近場でも車を使用してしまうので、このバリアフリーへの取組はありがたいです。是非お願いします。

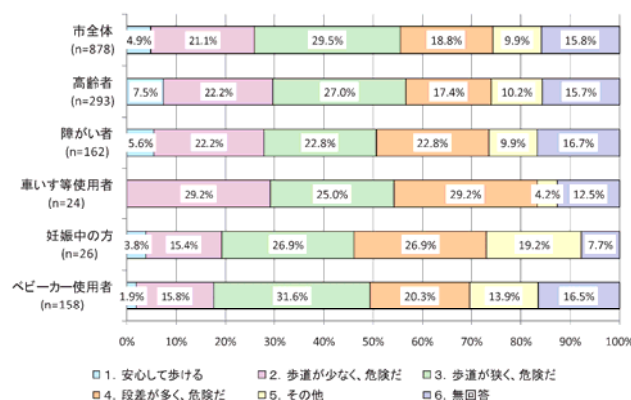


図. 市中心部の道路の安全性

③御殿場市景観計画（H25.12）におけるニーズ

本市では、総合的な景観行政の推進を図るため、「御殿場市景観計画」を平成 25 年 12 月に策定している。

策定にあたり、景観の保全・形成に関する市民意識を把握するための「景観アンケート」を平成 23 年度に実施しており、中心市街地の街並み形成に関する意見が多く寄せられている。

【調査概要】

○対 象 者：市民、来訪者、事業所

○調査時期：平成 23 年 9 月～平成 23 年 10 月

○回収数等：市民 466 通（回答率 46.6%）、来訪者 120 通、事業所 113 通（回答率 45.2%）

【調査結果】

《市民アンケート調査結果》

■中心市街地に関する主な自由意見（ニーズ）

- ・新橋の商店街がシャッター通りになりつつあり、寂しい。駅前周辺が、飲み屋さんが多く、印象が悪い。
- ・御殿場駅前付近の景観が良くない。閉店された店が並び、そのままの状態であるため、御殿場駅利用者が有効活用できるものが少なく、昼間は活性化が見られない。
- ・駅の周りをにぎやかな商店街にしてほしい（食堂とか衣類とかスーパー等）
- ・マンションの高さ制限をしたらどうですか。理由は、富士山が見えなくなります。
- ・箱根乙女口の駅前広場前に住んでいます。市の方々に協力しています。他県の人々（特に東京）多数故に、もう少し駅広場等の美をご再考願いたい。汽車を公園から移しましたが、距離在りて、気付く人極少、リアリズム無視、逆に駅乙女口（花壇の位置）に設置すれば、大変な観光地に一瞬に成立するはず。
- ・インターから 138 号を北上すると、御殿場線の陸橋を通るときの景観はすばらしいものがある。一方で、電車で駅に着くと、駅前の景観はよくない。インター近くの景観にくらべて駅前は広さがなく、駐車場も狭く、広く拡がった御殿場駅のイメージがなく、理想としては、駅前から富士山を仰げれば最高の駅になると思います。（駅をビルにして、駅前は P、駅前の店舗は駅ビルに入る）
- ・御殿場駅周辺は飲み屋が多く、夜など酔っぱらいが多いので環境が悪い。昼間、買物する店がありません。空き店舗が多くて、活気がない。元気がない御殿場とを感じる。安心して歩いて、買物がしやすい、魅力のある町になったら良いと思います。
- ・富士山を中心にした景観づくり。県外観光客が、御殿場＝富士山というイメージを確立できる景観づくり。富士山のビューポイントをもっとアピールし、増やして欲しい。
- ・電車に乗る時がありますが、駅から駅前の商店の並びを見ると、とても、御殿場の印象が悪いように感じてしまいます。

《事業者アンケート調査結果》

■中心市街地に関する主な自由意見（ニーズ）

- ・駅前は御殿場の顔なので、駅前を活性化させる為にも、もっとがんばって頂きたい。
- ・商店街のゴーストタウン化が進んでいる。将来の市の商店街がどんなに変わって行くか心配。もう、大型店はどの業種でも作らせない方向にもって行って欲しい。

④第四次御殿場市総合計画（H27.10）におけるニーズ

本市では、平成 28 年度～令和 7 年度の 10 年間を計画期間とする、「第四次御殿場市総合計画（基本構想・前期基本計画（御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を平成 27 年 10 月に策定している。

策定にあたって、市政に対する市民意向を把握するための「市民意識調査」を平成 26 年 6 月に実施しており、中心市街地の街並み形成に関する意見が多く寄せられている。

【調査概要】

○対 象 者：御殿場市在住 18 歳以上の市民（住民基本台帳より無作為抽出）

○調査時期：平成 26 年 6 月 6 日～平成 26 年 6 月 22 日

○配 布 数：2,000 通

○回 収 数：885 通

○回 収 率：44.3%

○配布方法：郵送配布・郵送回収

【調査結果】

■各項目に対する評価

- ・全 17 項目あるうち、「中心市街地は魅力的で楽しいと思う」の評価が最も低く、「そう思わない」が約 40.2%、「あまりそう思わない」が約 35.2%となっており、全体の約 75.4%が中心市街地に魅力や楽しさを感じていない結果となった。

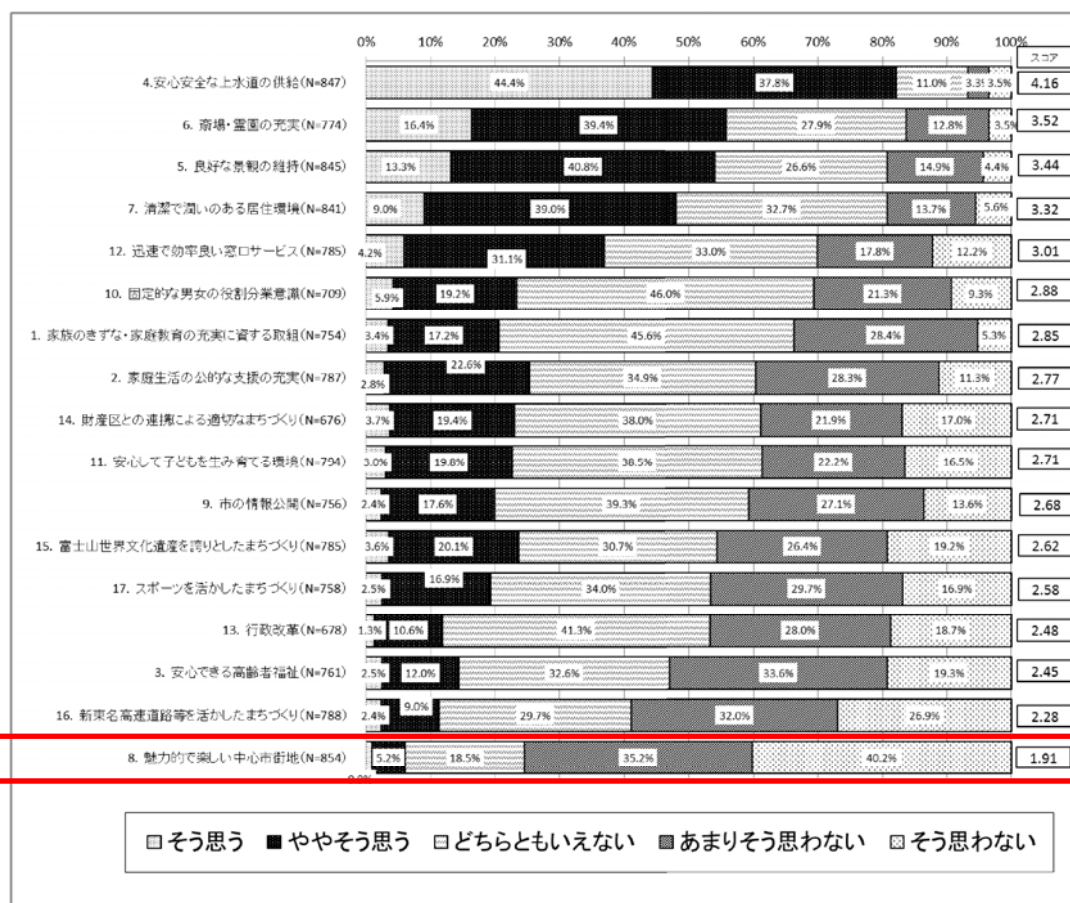


図. 各項目に関する評価

■中心市街地に関する主な自由意見（ニーズ）

良好な景観・街並みの整備

- ・御殿場駅周辺の景観整備をしてください。（電柱、看板等で富士山がよく見えていない）
- ・御殿場駅周辺は少し木々や緑が足りていないと思います。駅をおりてあぁなんて良い所だろうと心に印象付けられるような風景作りは楽しくもあり美しくもあり…。

拠点・面的な都市整備

- ・駅周辺の開発には遅れを感じます。駅の整備だけでなく、周辺に魅力がないと、なかなか集客は望めないと思います。既存の建物の有効利用や空き地の整備、できることはたくさんあると思います。
- ・御殿場市の玄関である駅前の商店、コンビニ、喫茶店、商業施設等の充実を求めます。
- ・駅前市街地の整備・活性化。市民が集まる様な街づくりと活性化。映画館の復活 etc.
- ・駅周辺が飲み屋ばかりで、子どもの育成としていかがなものか。
- ・駅などを中心としている所の商店の空が多い。歩いて楽しく買物ができるようになると、車を使わずエコだし。歩くことで健康的になる。駅の歩道橋を上に乗るとか!？歩道の整備。富士登山客の人が来て良かったと思える町。
- ・駅周辺等地方他県から来た人が時間を潰せる楽しめる施設や店が無い。
- ・御殿場駅周辺が活気づくような施設の誘致が必要と考えます。
- ・駅前の景観悪い。富士山見えない。
- ・御殿場の駅前がもう少し魅力的にならないかしら。駅に着いたら、富士山に出迎えてもらって、もっとワクワクドキドキできるような感じに。
- ・駅からの富士山の景観がよくない。駅前は夜の店が多く駐車場のスペースがあまりないので考えた方がよい。
- ・中心市街地の活性化と道路整備を強く望みます。このままだと外国からの観光客に汚い町並だと思われたままで憂慮しています。
- ・活気のない商店街に気を使っている現状をもっと把握して、もっと新しい開発を考えてほしい。

道路網の整備

- ・駅付近や市街地でも、歩道が狭く、デコボコしている所が意外とあると思います。車いす、ベビーカーでの歩行が難しいです。
- ・駅近くの商店街の駐車場がほとんどないのなら、歩道を明るく歩きやすくしてほしい。自転車も通りやすくしてほしい。

交通関連施設・体系の整備

- ・送迎時の御殿場駅の混雑をどうにかしてほしいです。
- ・駅周辺がタクシーの駐車場は広いのに、送迎用のロータリーが狭いと思います。
- ・駅ビルを作り本屋やファストフード、コーヒーなど電車の待ち時間を過ごせる場所を作って欲しい。
- ・駅（富士山側）の整備がもっと必要だと思います。
- ・駅の富士山口をもっと店などを活性化してほしいです。駅の乙女口（東田中近辺や246号線の近辺）は、いろいろなお店があって便利だと思います。
- ・駅周辺に原付バイクの無料駐車場スペースを設けてほしい。現在、有料の駐車場があるが、不便で利用しづらい。
- ・駅の富士山口の駐輪場（無料の駐輪場）の自転車を置ける台数をもっとふやしてほしい。

商業・サービス業の振興

- ・駅周辺地域が活性化するどころか、衰退しているように思う。御殿場線も充実したわけではないし、これでは御殿場の発展は望めないと思う。駅前であればもっと集客が望めるようなアイデアを取り入れ、「駅周辺は楽しい」と思えるような改革が必要であると思う。
- ・昔に比べ商店街に活気がないように思います。お酒を飲むお店ばかりでなく、日用品の買い物に出掛けたいような駅前になったら嬉しいです。
- ・駅前通り（湯沢商店街？）のほとんどのお店のシャッターが閉まっている。スナックや飲み屋ばかりになってしまっているので、主婦向けのおしゃれなランチ屋さんや Cafe ができれば、幼稚園とかに通わせている母親たちのいこいの場になって、活性化も図れるのではないかな。
- ・御殿場駅のまわりの商業に力を入れてほしい。せっかく富士山が世界遺産になったのに、何にも活かされてなくあきれてしまう！！もっと、誇りに感じてほしいです。

観光推進体制の充実

- ・商店街に活気がないので、富士山世界遺産をアピールすべき。（無料）駐車場がないと入店できないのも問題。
- ・駅周辺がさびしい。観光案内所を駅構内に作って、もっと富士山のビューポイント等を宣伝した方がよい。
- ・街に活気がない。駅前が閑散としている。せっかく富士山、アウトレットなどあるのにもったいない。イベントなどもっと公園でやったりした方がいい。

〔４〕これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

（１）旧法計画の概要

①まちづくりの方針

旧法計画は、本市の中心市街地の課題として「モータリゼーションへの対応」、「定住人口の確保」、「御殿場駅周辺の拠点性の充実」、「公共公益機能の充実」、「商店街の魅力の創出」及び「地域資源の活用と魅力の向上」を掲げ、これに対応した中心市街地の活性化を目指すため、平成 13 年 12 月に策定したものである。

②中心市街地の活性化の目標

中心市街地の課題等から導かれたまちづくりの方針に基づき、中心市街地の活性化に向けた目標を以下のとおり定めている。

＜中心市街地活性化の目標＞

快適で便利なまちなか拠点の実現

③中心市街地のまちづくりのテーマ

中心市街地の活性化に向けた目標を踏まえ、まちづくりのテーマを以下のとおり設定し、各種事業を展開し、中心市街地活性化を目指してきた。

＜中心市街地活性化のテーマ＞

テーマ 1：御殿場市の顔づくり

テーマ 2：滞留と回遊のあるまちづくり

テーマ 3：住みやすく、暮らしやすい環境づくり

テーマ 4：地域資源を有効に活用したまちづくり

テーマ 5：人と人が連携したまちづくり

④目標指標

中心市街地活性化の目標の達成状況を表す指標は、具体的に定めていない。

（２）御殿場市中心市街地活性化基本計画の活性化事業と取組の評価

御殿場市中心市街地活性化基本計画では、「市街地の整備改善事業」、「商業等の活性化事業」について計 29 事業を推進してきた。

表. 旧法計画に基づく活性化事業の取組状況

分野	事業数	完了	着手済	未着手
市街地の整備改善事業	16	5	3	8
商業等の活性化事業	13	9	2	2
計	29	14	5	10

①活性化事業の取組状況

全活性化事業のうち、「市街地の整備改善事業」は 16 件（55%）、「商業等の活性化事業」は 13 件（45%）である。

また、活性化事業のうち完了が 14 件（48%）、着手済が 5 件（17%）、未着手が 10 件（35%）となっており、完了と着手済を合わせた進捗率は 19 件（66%）となっている。

②活性化事業の取組評価

旧法計画における課題を整理し、新計画への反映を図るため、各事業を新計画におけるプロジェクトに分類し、以下のように評価する。

【土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の事業等】

市街地整備としては、御殿場駅富士山口広場、御殿場駅箱根乙女口広場、（都）御殿場駅前通り線、新橋せせらぎ公園、多目的広場（SL 広場）等の事業が着実に進められ、環境整備に貢献してきている。

しかしながら、他の都市計画道路、商店街の公園・ポケットパーク、生活道路整備等、あまり進捗していない事業もあり、「快適で便利なまちなか拠点の実現」のための事業が進展していない状況が見られる。

【新計画への主な移行事業】

- （都）新橋茱萸沢線・（都）御殿場小山線・（都）御東原循環線・（都）永原高根線・（都）新橋深沢線
- 空地等を活用した災害時の避難場所となる公園・ポケットパーク
- 中心市街地内の生活道路整備

【都市福祉施設の事業】

都市福祉施設として旧法計画では、いわゆるユニバーサルデザインを取り入れた誰もが利用しやすいまちづくりを目指してきたが、子育て支援施設や高齢者支援施設の計画を明確に位置づけていない。

【公営住宅等、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業】

住宅供給として旧法計画では、住みやすく、暮らしやすい環境づくりを目指してきたが、定住促進に向けた計画を明確に位置づけていない。

【中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業】

中心市街地の商店街においては、空き店舗対策事業や商店街カード化事業、宅配サービス化等の事業が着実に進められ、地域生活者及び市民生活に貢献してきている。

しかしながら、商店街の業種再編、イベント、全体の商店街におけるサイン・案内板設置等、顧客を意識した商業の転換が進んでいる事業とは言えず、「快適で便利なまちなか拠点の実現」のための事業が進展していない状況が見られる。

【新計画への主な移行事業】

- 道路修景整備、ポケットパーク及びサイン・案内板設置整備による顧客・来訪者を案内する環境、くつろぐ環境そして滞留し回遊する環境の整備
- 商業機能の集積及び業種再編による顧客ニーズに対応した商業空間の整備

③これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

【御殿場市の顔づくり】

市の玄関口であり、市のイメージを形成するエリアであることから、賑わいの創出はもちろんのこと、御殿場らしさが感じられるようなまちづくりと市の玄関口にふさわしい空間整備

1	駅前広場の整備（富士山口）
2	幹線道路の整備 【区域内】 ①3・4・5 御殿場駅前通り線 ②3・4・4 御殿場小山線（駅前通り交差点～森の腰交差点） ③3・4・11 新橋茱萸沢線（軒田通り） 【区域外】 ①3・4・6 御東原循環線（御殿場小山線～市道 4518 号線） ②3・5・25 永原高根線（御東原循環線～新橋茱萸沢線） ③3・4・7 新橋深沢線（東田中仁杉線～御東原循環線）

3 商業空間の再構築

■市街地の整備改善事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
駅前広場整備事業	短期 H13 から 5 年	御殿場駅	御殿場駅周辺の拠点性、利便性を高めるとともに、周辺の交通渋滞の緩和や歩行者の安全性向上	完了	—
都市計画道路網整備事業	短期 H13 から 5 年	御殿場駅前通り線	中心市街地における交通処理の円滑化	完了	—
	短期 H13 から 5 年	御殿場小山線		未着手	—
	中期 H18 から 5 年	新橋茱萸沢線		着手済 H27～H33	社会資本総合整備にて実施中
	短期・中期 H13 から 10 年	御東原循環線		着手予定 H30～	社会資本総合整備にて実施予定
	中期・長期 H18 から 10 年以上	永原高根線		着手予定 H33～	社会資本総合整備にて実施予定
	中期・長期 H18 から 10 年以上	新橋深沢線		着手済 H24～H30	社会資本総合整備にて実施中

■商業等の活性化事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
パティオ風テナントミックス型店舗建設事業	短期 H13 から 5 年	森の腰商店街	中核的商業施設として、店舗と一体となった共同店舗の建設	完了	—
道路修景事業	短期 H13 から 5 年	中心市街地内	中心市街地内道路の街灯やストリートファニチャー、インターロッキング化等の道路修景	一部完了	—
地区計画制度導入（商店街の街並み形成）	短期・中期 H13 から 10 年	沿道商業ゾーン	街路整備と一体となった商店街等の街並み統一の為、地区計画制度の導入	未着手（ただし、御殿場駅東地区導入済）	—

【滞留と回遊のあるまちづくり】

買い物だけでなく、人との交流やふれあいを楽しむことのできるまちづくりを目指す。また、施設、店舗等の適正な配置により、回遊性の高い空間形成

1	憩いの空間づくり ①小規模な親水スポットの整備等を検討：まとまった緑地に近接する河川・水路の一部 ②活用可能な空地等のポケットパーク等の整備
2	親しみのある商店街空間の形成 ①利便性・連続性・回遊性を高め、歩いて楽しい快適な買物空間を創出のため、3 商店街（湯沢商店街、新橋商店街及び森の腰商店街）の業種構成や駐車場対策の検討 ②憩いの空間・イベント等の開催により魅力あるサービスを提供するため、ポケットパークや公園等を設置
3	来街者の滞留促進 ①中心市街地への観光客等の流入を図るため、ポケットパークや多目的広場の一部に、バスの停留所の機能を持たせる

■市街地の整備改善事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
多目的広場等整備事業	短期 H13 から 5 年	御殿場駅前 通り線沿道	中心市街地内における空地等を利用して、多目的広場、ポケットパーク等を整備	完了	駅前通り線公園
公園等整備事業（既存緑地・水辺の活用）	短期 H13 から 5 年	新橋浅間神社周辺及び 駅東地区河川周辺他	休憩やイベント等にも活用できる、憩いの空間を整備。せせらぎを活用した公園等整備	完了	新橋せせらぎ公園（公園・集会施設）
土地区画整理事業（調査）	短期 H13 から 5 年	森の腰パティオ周辺地区	商業及び居住環境の一体的整備による良好な都市空間形成を目指し、面的整備事業の実施に向けた検討調査	未着手	—
土地区画整理事業	短期・中期 H13 から 10 年		検討調査を踏まえ、面的整備事業の実施を検討	未着手	—

■商業等の活性化事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
買物駐車場整備事業	短期・中期 H13 から 10 年	中心市街地 内商店街	商店街内の駐車券システム等の構築を図り、駐車場利用の利便性を向上	完了	—
商店街再編事業	短期・中期 H13 から 10 年	中心市街地 内商店街	テナントミックスにより業種の再編等を行い、商業集積の魅力向上	未着手	—
空き店舗対策事業	短期・中期 H13 から 10 年	中心市街地 内商店街	商店街内に点在する空き店舗を活用して、新たな魅力提供	完了	—
イベント等の開催	短期・中期 H13 から 10 年	中心市街地 内商店街	顧客誘引のためのイベントを地区内商店街が一体となって開催	完了	—
多目的広場等整備事業	短期 H13 から 5 年	中心市街地 内	中心市街地内における空地等を利用して、多目的広場、ポケットパーク等を整備	完了	SL 広場
サイン・案内板等設置事業	短期 H13 から 5 年	湯沢商店街	商店街の利便性向上のため、サインや案内板設置	完了	—

【住みやすく、暮らしやすい環境づくり】

多様なニーズに対応した利便性の高い快適な住環境整備を図る。また、高齢化社会に対応し、ユニバーサルデザインを取り入れた誰もが利用しやすいまちづくりを推進

1	生活道路の整備 ①主要な生活道路 ②その他の生活道路
2	公園の整備 ①災害時の避難地としての利用も考慮しながら、活用可能な空地について、公園整備を検討 ②公園や公的空地の空白域となっている区域南西側については、早期の整備検討
3	市民サービス施設の充実 ①福祉支援施設や子育て支援施設等、新たなサービス施設の誘致等を検討
4	商業・サービス機能の充実 ①商店街全体で見た業種・商品構成の再構築、宅配システム等を取り入れた買物サービスの充実など、総合的なサービス向上を目指す

■市街地の整備改善事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
生活道路網整備事業	短期・中期 H13 から 10 年	中心市街地内	地区内交通の利便性や安全性の向上を図るため、生活道路の整備を行う。あわせて必要なルール作りを検討する。	道路整備は一部完了 ルールは策定済（生活道路の臨時的整備に関する要綱）	—
公園等整備事業（空地等の活用）	短期 H13 から 5 年	森の腰・川島田周辺	災害時避難地としての利用も考慮しながら、地区内の利用可能な空地等について、公園等整備	未着手	—
土地区画整理事業（調査）	短期 H13 から 5 年	森の腰パティオ周辺地区	検討調査を踏まえ、面的整備事業の実施を検討	未着手	—
土地区画整理事業	短期・中期 H13 から 10 年			未着手	—
地区計画制度導入（居住環境形成）	中期・長期 H13 から 10 年以上	中心市街地内	良好な居住環境形成に向けた地区計画制度の導入	未着手（ただし、御殿場駅東地区導入済）	—
地区集会施設建設事業	短期 H13 から 5 年	森の腰中央公民館	地区コミュニティを活性化する施設として集会施設の建て替え	完了	—

■商業等の活性化事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
商店街カード化事業	短期 H13 から 5 年	中心市街地内商店街	カード化事業を推進し、顧客サービスを向上	完了	—
情報センター整備事業	短期 H13 から 5 年	中心市街地内	商店街情報や地域の観光関連情報等を内外の利用者が気軽に入手できる施設を整備	完了	富士山 GOGO FM
商店街再編事業（再掲）	短期・中期 H13 から 10 年	中心市街地内商店街	テナントミックスにより業種の再編等を行い、商業集積の魅力向上	未着手	—

【地域資源を有効に活用したまちづくり】

富士山という固有の資源、神社や祭りなどの歴史的な資源等、御殿場市の持つ豊富な資源を有効に活用し、独自性のあるまちづくりを目指す

1	既存の緑地や水辺、空地等の活用 ①河川・水路を活用した親水空間の整備を検討 ②空地を活用した公園整備等を検討
2	土地境界の確定推進 ①地籍調査の推進を検討
3	人的資源の活用 ①積極的にまちづくりに関わることをできるような人づくりを目指す

■市街地の整備改善事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
多目的広場等整備事業（再掲）	短期 H13 から 5 年	御殿場駅前 通り線沿道	中心市街地内における空地等を利用して、多目的広場、ポケットパーク等を整備	完了	駅前通り線公園
公園等整備事業（既存緑地・水辺の活用、空地等の活用）	短期 H13 から 5 年	新橋浅間神社周辺及び 駅東地区河川周辺他	休憩やイベント等にも活用できる、憩いの空間を整備。せせらぎを活用した公園等整備	完了	新橋せせらぎ公園（公園・集会施設）
		森の腰・川島田周辺	災害時避難地としての利用も考慮しながら、地区内の利用可能な空地等について、公園等整備	未着手	—
地籍調査事業	短期 H13 から 5 年	中心市街地内	各種整備事業の円滑な実施に向け、中心市街地内の地籍調査の推進	未着手	—

■商業等の活性化事業

事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
人材育成事業	短期 H13 から 5 年	中心市街地内商店街	商店会・後継者の意識啓発のため、専門の講師などによる講義や話し合い、商業環境活性化の重要性・必然性を検討する勉強会等を実施 創業や新規事業進出を活性化させるため、経営者や後継者及び今後の独立を考えている方を対象に有益な情報や企業経営についての基礎的なノウハウを学ぶ会の実施	継続実施中	—
イベント等の開催（再掲）	短期・中期 H13 から 10 年	中心市街地内商店街	顧客誘引のためのイベントを地区内商店街が一体となって開催	完了	—
商業等多目的広場等整備事業（再掲）	短期 H13 から 5 年	中心市街地内	中心市街地内における空地等を利用して、多目的広場、ポケットパーク等を整備	完了	SL 広場

【人と人が連携したまちづくり】

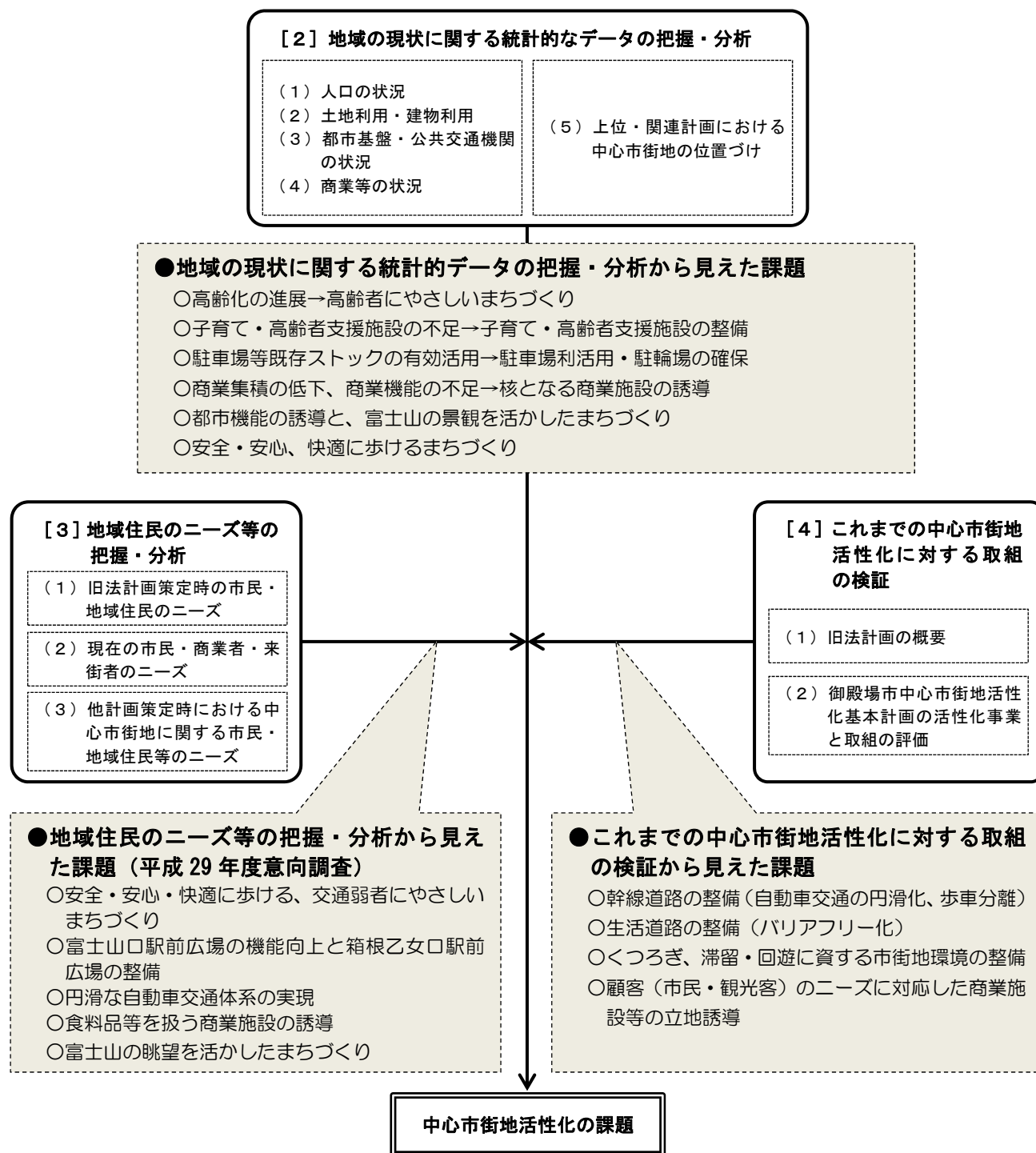
中心市街地の活性化は、地域住民の理解と協力を得るとともに、官と民の協働により進めていくことが重要。まちづくりの意識を高めるため、全員で取り組む体制づくりを目指す

1	まちづくりへの新たな組織作りの検討 マネージメント機関（TMO ⁴ ）の設立を検討				
事業名称	計画期間	区域面積・位置等	基本的な方針及び目標	事業着手・完了状況	備考
TMO 設立検討	短期 H13 から 5 年	中心市街地内	効果的に中心市街地活性化を図るための実施組織として、TMO の設立を検討	完了	—

⁴ TMO とは Town Management Organization の略称であり、中心市街地における商業まちづくりを運営・管理する機関のことをいう。

〔5〕 中心市街地活性化の課題

前項までに整理した内容を総合的に踏まえ、3つの視点から、中心市街地の課題を分析した。



全国的に本格的な少子高齢・人口減少社会が到来しており、本市の中心市街地においては居住人口の減少、公共公益施設の移転、郊外大型店の立地などの原因により衰退・空洞化が進む状況と言える。今後も少子高齢・人口減少社会が進展すると予測されるなか、本市の地域資源を有効活用しながら、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが暮らしやすく、市民や観光客でにぎわう中心市街地を形成するとともに、中心市街地活性化により得られる効果を市全体に波及させていくことが必要となる。

以上を踏まえ、本市における中心市街地の課題を以下のとおり設定する。

課題１：世界遺産・富士山の玄関口にふさわしい、誰もが満足する商業機能が必要

世界遺産である富士山を有する本市において、御殿場駅は富士山への玄関口であり、大切な交通結節点である。御殿場で生活する市民（本市で学び・働く人々を含む。）、富士山を有することで集まる観光客（外国人を含む。）など、多様な来街者に向けた買い物や飲食等の商業機能が不足している状況にあるため、日常生活を基礎とした多様なニーズを満足させる商業機能の導入促進が必要である。

課題２：誰もが居心地の良い環境整備が必要

中心市街地は、市民、特に子育て世代や高齢者、障がい者が気軽に立ち寄りやすい施設や世代間の交流施設が不足しており、生活者のための快適な環境整備により、居心地の良さを向上することが課題であり、これが観光客のための居心地の良さにも繋がることとなる。人口減少・高齢化の進展により地域活力の減退やコミュニティの衰退も懸念されるなか、誰もが居心地の良い環境を整備し、居住人口の増加に繋げることが必要である。

課題３：誰もが楽しくまち歩きできる回遊性が必要

中心市街地では、駅までのアクセス性に改善の余地があり、また、駅から商業施設・公共施設・公園等を結ぶ経路の連続性が乏しく、道路整備や歩行空間における段差等のバリアの解消が課題である。歩行空間の魅力を向上させ、各種施設の集積や多様なイベントの開催等により、誰もが安全・安心、快適に楽しくまち歩きができる賑わいの創出と回遊性の向上が必要である。

〔6〕 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

前項で分析した活性化の課題を解決するための基本的方向性を設定する。

（１） 中心市街地活性化の基本テーマ

富士山のふもと、誰もが楽しめるまち・ごてんば ～富士山に集う多様な来街者をもてなす趣向のあるまち～

富士山の玄関口である御殿場駅を最大限に活かし、商業機能の集積と、生活のための利便性向上を図り、安全・安心で快適な市街地空間の形成を図る。また、御殿場の風土・文化を活かした趣向ある取組によって、「市民や観光客」「子育て世代や高齢者、障がい者」など、多様な来街者をもてなし、それぞれの交流による活性化により足腰の強い地域経済を創出する。

（２） 中心市街地活性化の基本的な方針

方針１：誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地

世界遺産・富士山のお膝元として、生活・観光の両面で市の玄関口である御殿場駅の立地を最大限に活かし、市民、そして外国人を含む観光客の消費ニーズを満たす空間を創出するため、生活に身近な商業に重点を置くとともに、観光に対応した商業も含めた導入の促進を図り、多様な来街者で賑わうまちづくりを推進する。

方針２：誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地

生活者の多様なライフスタイルや属性に対応した、子育て世代や高齢者、障がい者まで、誰もが生活しやすく、誰もが居心地よく交流できる場の創出を図り、市内外からの来街意欲・居住意欲を高めるまちづくりを推進する。

方針３：誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地

道路網の整備や公共空間のバリアフリー化を推進し、御殿場駅へのアクセス性向上や快適で連続性のある歩行空間の確保による回遊性の向上、さらにはイベントの開催等による賑わいの創出促進など、各種の取組により市民や観光客、子育て世代や高齢者、障がい者まで、誰もが楽しめ、歩きたくなるまちづくりを推進する。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

JR 御殿場駅周辺の市街地にはさまざまな都市機能が集積し、御殿場市の経済活動、都市活動等における中核を担っている。また、この地域は本市だけではなく、隣接する小山町を含めた広域都市圏の経済、文化、生活を支える中心としての機能を果たしている。

しかし、近年は地域のにぎわいが失われつつあることから、中心地としての持続可能なまちづくりを実現するため、中心市街地に定めることとする。



図. 中心市街地の位置

〔2〕区域

（1）区域設定の考え方

御殿場市の中心市街地の区域は、旧法に基づく「御殿場市中心市街地活性化基本計画」で定めた範囲を基本とし、都市施設、都市機能の分布、商業集積の動向、市街地の連続性、道路等の分断要因等を考慮して決定する。

（2）中心市街地の境界となる部分

- 東側：（都）新橋深沢線中心線とする
- 西側：（都）永原高根線中心線とする
- 南側：（都）御東原循環線中心線とする
- 北側：（都）東田中仁杉線中心線とする

(3) 中心市街地の範囲

御殿場市の中心市街地の範囲は、東西・南北ともに約 900m のエリアとする。

(4) 中心市街地の区域の面積

御殿場市の中心市街地の面積は、約 85ha とする。

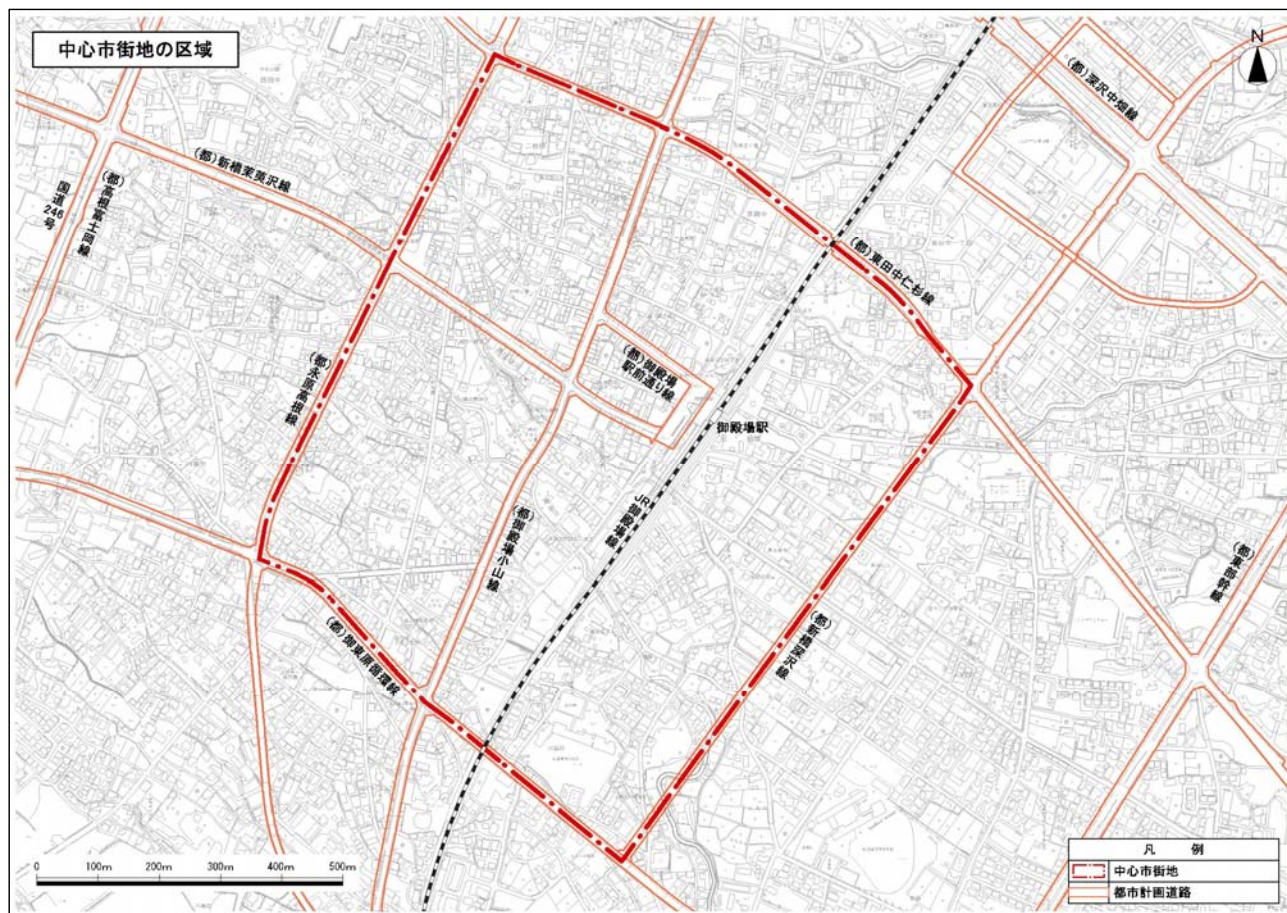


図. 中心市街地の区域

〔3〕 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件

第1号要件

当該市街地に、相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

(1) 商業施設等の集積

平成26年の商業統計調査によると、中心市街地には小売店舗が96店(市全体の14.9%)立地し、年間販売額が67.6億円(市全体の5.6%)、売場面積7,163㎡(市全体の5.9%)が集積している。

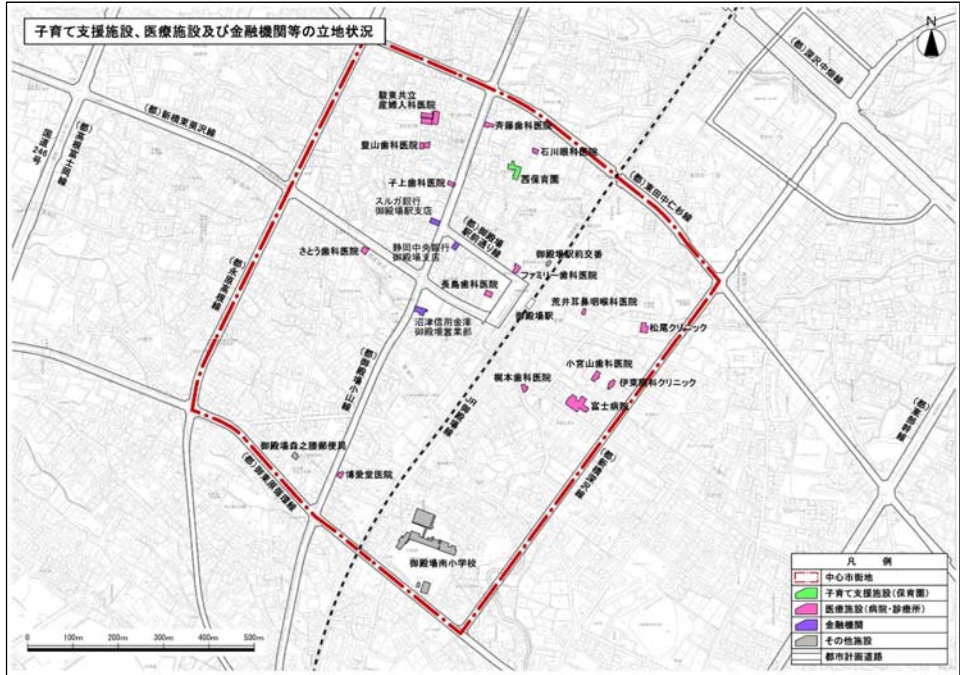
	H9	H11	H14	H16	H19	H24	H26	H28	増減率 (H19～H28)	増減率 (H9～H28)	
小売業全体	事業所数	895	873	870	903	865	618	643	687	79.4%	76.8%
	従業者数	4,921	5,374	6,046	6,231	7,079	4,971	5,268	5,920	83.6%	120.3%
	年間販売額(百万円)	109,089	102,992	120,887	129,931	145,999	111,274	120,389	153,057	104.8%	140.3%
	売場面積(㎡)	90,781	100,555	116,288	132,447	135,098	113,627	121,039	118,662	87.8%	130.7%
中心市街地に含まれる商店街等	事業所数	230	-	190	174	150	-	96	-	55.2%	41.7%
	従業者数	1,173	-	1,037	954	815	-	588	-	61.6%	50.1%
	年間販売額(百万円)	17,986	-	13,462	12,309	10,627	-	6,760	-	54.9%	37.6%
	売場面積(㎡)	18,696	-	16,672	15,294	13,033	-	7,163	-	46.8%	38.3%
中心市街地に含まれる商店街等の小売業全体に占める割合	事業所数	25.7%	-	21.8%	19.3%	17.3%	-	14.9%	-	77.5%	58.1%
	従業者数	23.8%	-	17.2%	15.3%	11.5%	-	11.2%	-	72.9%	46.8%
	年間販売額(百万円)	16.5%	-	11.1%	9.5%	7.3%	-	5.6%	-	59.3%	34.1%
	売場面積(㎡)	20.6%	-	14.3%	11.5%	9.6%	-	5.9%	-	51.2%	28.7%

※「中心市街地に含まれる商店街等」及び「全体：中心市街地に含まれる商店街等」の増減率は、H16～H26又はH9～H26で算出。

(資料：H9～H19、H26は商業統計調査(中心市街地については同調査の立地環境特別編)、H24、H28は経済センサス活動調査)

(2) 公共公益施設等の集積

中心市街地には、教育施設として御殿場南小学校、子育て支援施設として西保育園、郵便局が1施設、金融機関が3施設、医療施設が15施設及び駅前交番が集積している。



(資料：国土数値情報 ほか)

(3) 交通の拠点

中心市街地内にある御殿場駅は、本市の公共交通であるJR御殿場線とバスの結節点であり、市内における交通拠点の機能を有している。平成29年の乗車人員は1日当たり約5千人となっている。

バスについては、御殿場駅から観光地である河口湖・箱根や市内の各所へ連絡する14路線(行先別)、高速利用の2路線(新宿・羽田空港)が運行されている。

このように、中心市街地は、市内各所へアクセスする交通機能が集中し、交通拠点であり、御殿場市の玄関口としての役割を担っている。

第2号要件

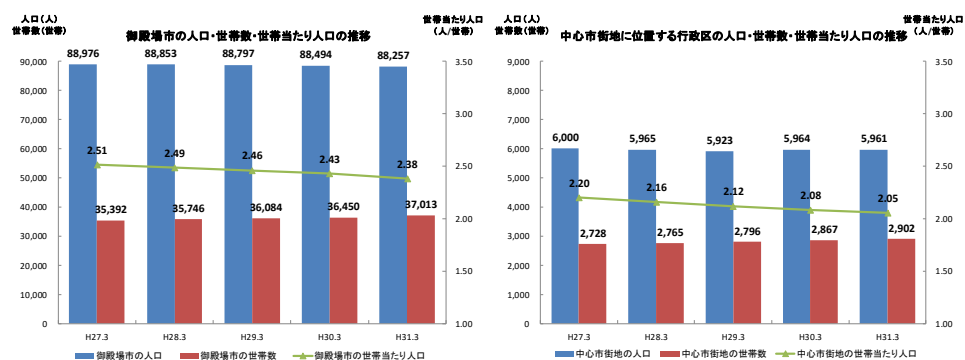
当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

(1) 商業の状況

中心市街地の商業は、大型店の出店、市民・地域生活者のニーズの多様化、自動車社会の進行等により、小売業の事業所数、従業者数、商品年間販売額及び売場面積が減少しており、市全体に占めるシェアも減少している。

(2) 人口の状況

中心市街地では、平成31年3月は人口が5,961人、世帯数が2,902世帯、世帯当たり人口が2.05人/世帯であり、平成27年3月に対し人口は0.7%減、世帯数は6.4%増、世帯当たり人口は6.6%減となっている。市全体と同様、人口が減少傾向にあるとともに、核家族化が進行している状況にある。



(資料:住民基本台帳(外国人を含む))

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(1) 第四次御殿場市総合計画

第四次御殿場市総合計画では、将来都市像として「緑きらきら、人いきいき、交流都市御殿場」を掲げている。

この中で都市像実現のための「人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり」が中心市街地に該当する政策方針としている。

人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくりでは、「消費者ニーズに応じた商品の販売やサービスの提供を行うため、商店街や企業等が行う活気ある活動を支援し、本市の魅力ある地域資源を生かした御殿場ブランド商品の開発を促進する。」こととしており、中心市街地の商業で必要とされる「市民、地域生活者ニーズや求めるサービスの提供」を行っていくことが位置づけられる。

安全で安心して暮らせるまちづくりでは、「交通安全意識の高揚を図り、交通に関するルールの遵守とマナーの向上をはたらきかけるとともに、交通安全施設や設備の保全と拡充に努める。」こととしている。中心市街地は、自動車と歩行者が集中する地域でありながら、明確な歩車分離がされていない状態や駅から道路を横断しての移動が必要な状態にあるため、地域生活者の高齢化、御殿場市へ来訪する観光客等に対する「交通安全施設や設備の保全と拡充」を行っていくことが位置づけられる。

富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくりでは、「富士山などの景観資源の保全とこれらを生かした魅力ある景観形成に努める。」、「中心市街地における基盤の整備や新東名高速道路の新たなインターチェンジ等を生かした都市の整備により、拠点・面的なまちづくりを推進する。」、「交通弱者をはじめとする交通利用者の円滑な移動を図るため、バス・電車等の公共交通の充実と交通拠点の利便性の向上を図る。」こととしている。中心市街地では、富士山を生かしきれていない状態や都市計画道路の未整備状態、交通結節点である御殿場駅周辺における交通弱者が安全に横断することができない状態にある。このため、「富士山を生かした活力ある景観形成」、「中心市街地における基盤の整備」、「交通結節点として交通弱者を含めた利用者の安全で利便性の高い交通拠点の整備」を行っていくことが位置づけられる。

(2) 御殿場市都市計画マスタープラン

総合計画と同じ将来都市像を掲げている。

この実現に向け、都市計画マスタープランでは、中心市街地の御殿場駅周辺を「都市拠点」と位置づけ、「商業・業務機能や居住環境の向上とともに、公共施設の誘致にも努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指す」とことと位置づけている。

また、具体計画では、「交通利便性の高い地域として道路・公園・広場等を整備し、併せて集客性・利便性の高い公共施設の誘致を図る」、「交通の利便性の向上による中心市街地の活性化や景観に優れた環境創出のため、地区計画等の導入にあわせ用途地域の見直しを検討する」、「道路・建物等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図る」とことと位置づけている。

(3) 御殿場市景観計画

御殿場市景観計画では、景観形成の目標として「世界に誇る景観を育て、後世に伝えるまち 御殿場」と掲げている。

この中で中心市街地を含む地区に景観整備重点地区を位置づけており、さらには富士山への眺望景観を保全する内容を定めている。

以上に示すように、中心市街地は、市民及び地域生活者、観光客をはじめとした来訪者が多く、交流する空間であるため、

○中心市街地における商店街及び商業の活性化を図ることにより、「人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり」を実現し、都市全体の活性化を波及させる場となる。

○中心市街地における様々な人々が、様々な交通手段により交錯することから、当該地域の交通安全施設の整備を推進することにより、「安全で安心して暮らせるまちづくり」が多くの市民の安全を守る場となる。

○中心市街地で、富士山を生かしたまちづくりに向け、富士山への眺望の確保等を推進することにより、「富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり」にふさわしい場となり、市民全体が中心市街地に誇りを持つ場となる。

こうしたことから、中心市街地における活性化の実現は、観光客をはじめとした来訪者等を増加させ、市内の他の地域の活性化につながり、ひいては御殿場市全体に波及していくことが考えられる。

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕中心市街地活性化の目標

玄関口としての御殿場駅を最大限に活かし、市民や観光客等多くの来街者をもてなし、交流による活気と賑わいのある魅力的な中心市街地を形成するとともに、個性豊かな各種の取組や活動の活発化により、足腰の強い地域経済を創出する。

目標1：多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる

御殿場駅を中心として、生活に身近な商業施設と、観光商業を含めた施設の立地促進を図る。

取組の方向性	● 日常生活を基礎とした商業施設の立地促進 ● 多様な消費ニーズを満たす、観光商業を含めた施設の整備
--------	--

目標2：誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる

子育て世代や高齢者、障がい者を含めた生活者・来街者の多様なライフスタイル・多様なニーズに対応した設備や交流施設などの導入促進を図り、少子高齢・人口減少社会の進展に対応した、誰もが居心地の良い中心市街地を形成する。

あわせて、民間活力を活かした良好な都市型住宅の整備を促進し、まちなかに居住する人口の維持・増加を図る。

取組の方向性	● 多様な来街者を支援するため、子育て世代や高齢者など世代間交流を促進し、障がい者等の利用にも配慮した複合施設の整備 ● 民間活力を活かした都市型住宅の供給促進
--------	--

目標3：誰もが楽しく回遊できるまちをつくる

バリアフリー化やユニバーサルデザインの積極的な導入等により、安全・安心な歩行空間を確保し、防犯まちづくりにも引き続き取り組む。

御殿場駅から放射状に伸びる公共交通（路線バス等）の利便性向上を図り、子育て世代や高齢者、障がい者まで、多様な来街者が訪れやすく、また各種のイベント等により楽しんで回遊できる環境の整備促進を図る。

取組の方向性	● 中心市街地の骨格を形成する幹線道路の整備、生活道路における歩行者空間の創出・バリアフリー化による回遊性の向上 ● 公共交通機関の利便性向上による中心市街地へのアクセス性向上 ● 中心市街地の良好な街並み景観の創出 ● 各種イベントの開催促進による賑わいの創出 ● 安全・安心な防犯まちづくり
--------	---

〔2〕計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、令和2年4月（令和2年度）から、主要な事業への着手及び事業実施効果が現れると考えられる令和7年3月（令和6年度）までの概ね5年間とする。

〔3〕目標指標の設定の考え方

（1）「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」に関する数値目標

数値目標：小売業事業所数

①数値目標の指標設定の考え方

「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」の目標のもと、生活に身近な商業と観光商業を充実させる観点から、中心市街地の「小売業事業所数」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地の小売業事業所数は年々減少傾向にあり、平成 26 年度では 96 事業所である。今後この傾向が続く場合、令和元年度には 73 事業所に、目標年次の令和 6 年度には 55 事業所まで落ち込むと推計される。このような現状及び将来見込みに対し、活性化に寄与する種々の取組により事業所数の維持を図るものとし、目標年次の令和 6 年度における小売業事業所数を令和元年度と同数の 73 事業所と設定する。

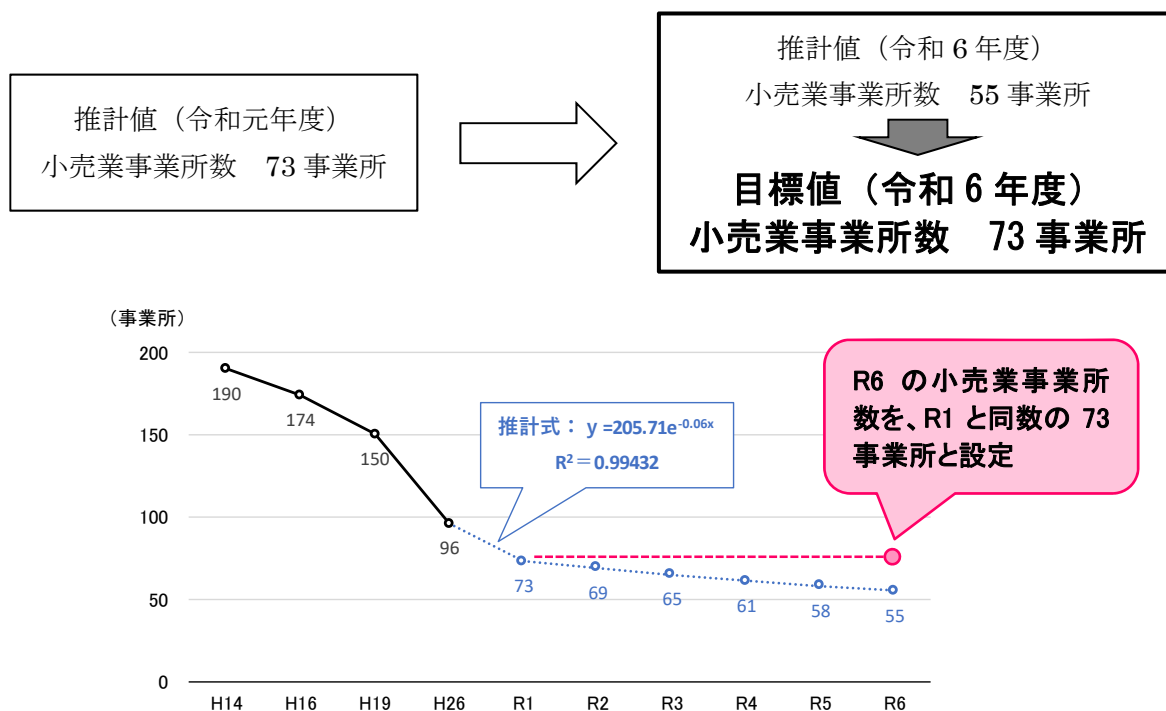


図. 中心市街地における小売業事業所数の実績値と目標値（実績値資料：商業統計調査）

表. 「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地
活性化の目標	多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる
目標指標	小売業事業所数
最新値	73 事業所（令和元年度：推計値）
基準値	55 事業所（令和 6 年度：推計値）
目標値	73 事業所（令和 6 年度）

数値目標：宿泊業・飲食サービス事業所数

①数値目標の指標設定の考え方

「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」の目標のもと、生活・観光に係るサービスを充実させる観点から、中心市街地の「宿泊業・飲食サービス事業所数」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地の宿泊業・飲食サービス事業所数は経年的に減少傾向にあり、平成 28 年度では 204 事業所である。今後もこの傾向が続く場合、令和元年度には 195 事業所に、目標年次の令和 6 年度には 188 事業所まで落ち込むと推計される。このような現状及び将来見込みに対し、活性化に寄与する種々の取組により事業所数の維持を図るものとし、目標年次の令和 6 年度における宿泊業・飲食サービス事業所数を令和元年度と同数の 195 事業所と設定する。

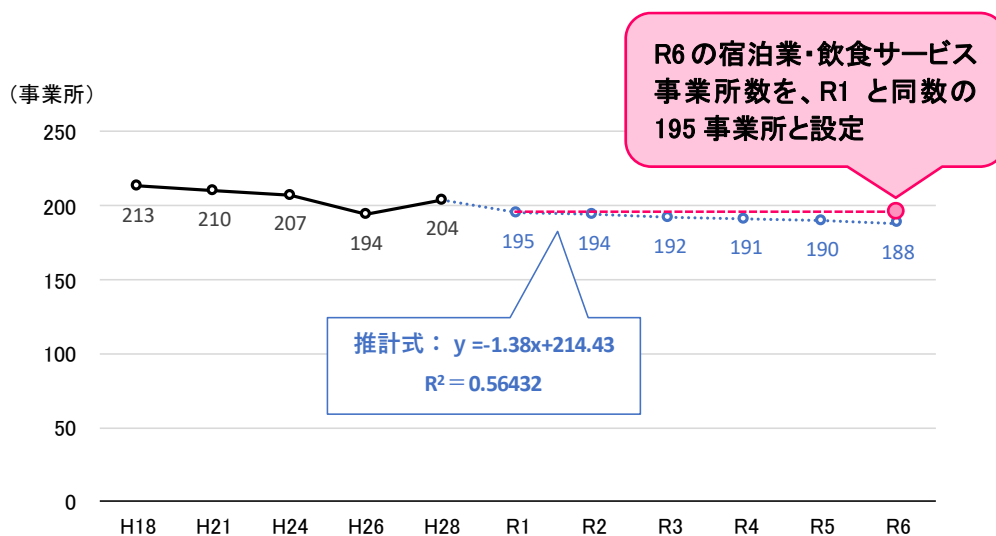
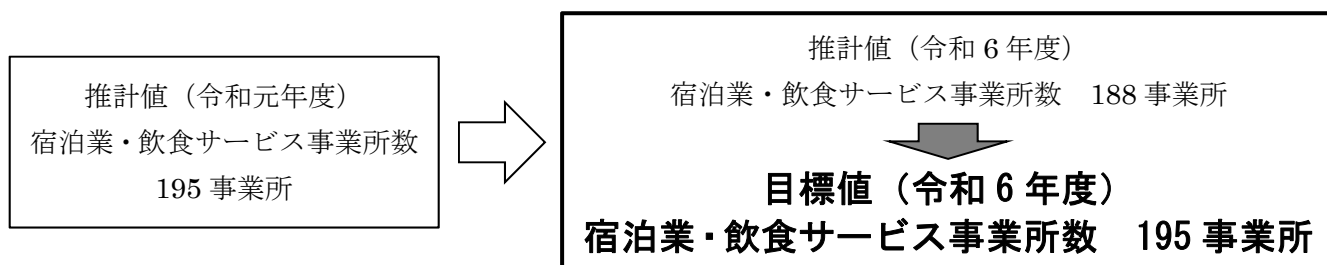


図. 中心市街地における宿泊業・飲食サービス事業所数の実績値と目標値

(実績値資料：H18 は事業所・企業統計調査、H21 及び H26 は経済センサス基礎調査、H24 及び H28 は経済センサス活動調査)

表. 「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地
活性化の目標	多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる
目標指標	宿泊業・飲食サービス事業所数
最新値	195 事業所（令和元年度：推計値）
基準値	188 事業所（令和 6 年度：推計値）
目標値	195 事業所（令和 6 年度）

(2)「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」に関する数値目標

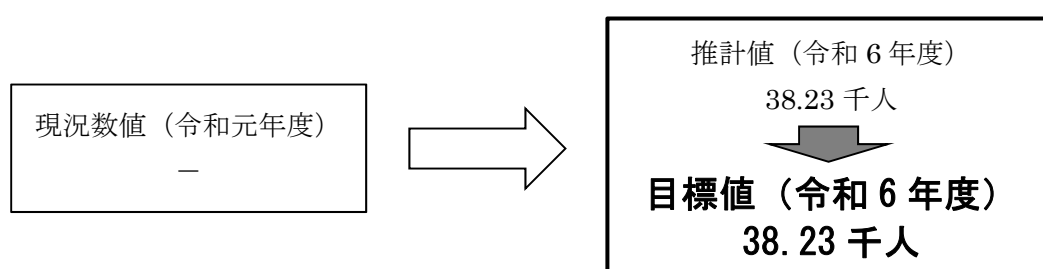
数値目標：複合施設利用者数

①数値目標の指標設定の考え方

「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」の目標のもと、複合施設整備事業の展開を見据え、その「複合施設利用者数」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

新たに整備を予定している複合施設には、図書館機能のほか、子育て支援機能、生涯学習機能の導入が予定されており、以下の考え方にに基づき、複合施設の令和5年度～令和6年度の2年間の累積利用者数を38.23千人と設定する。



○複合施設（図書館機能等を有する施設）の整備に伴う利用者数

【各機能が有する床面積】

- ・図書館機能： 215 m^2
- ・子育て支援・生涯学習機能： 115 m^2

【市内既存施設における m^2 当たり年間利用者数】

- ・図書館機能（御殿場市立図書館本館）： $493,185 \text{ 人} / 1,901.38 \text{ m}^2 / 5 \text{ 年間} \div 52 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年}$
※御殿場市立図書館本館の利用者数493,185人は、平成26年度～平成30年度の5年間の累積
- ・子育て支援・生涯学習機能（子ども家庭センター）： $334,182 \text{ 人} / 966.6 \text{ m}^2 / 5 \text{ 年間} \div 69 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年}$
※子ども家庭センターの利用者数334,182人は、平成26年度～平成30年度の5年間の累積

【新規整備予定の複合施設における年間利用者数の想定】

- ・図書館機能： $215 \text{ m}^2 \times 52 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年} = 11,180 \text{ 人} / \text{年}$
- ・子育て支援・生涯学習機能： $115 \text{ m}^2 \times 69 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年} = 7,935 \text{ 人} / \text{年}$

【新規整備予定の複合施設における累積利用者数の想定】

複合施設の整備に係る事業期間を令和2年度～令和4年度と想定し、開館を令和5年度当初と想定する。したがって令和5年度～令和6年度の2年間の累積利用者数は、

- ・図書館機能： $11,180 \text{ 人} / \text{年} \times 2 \text{ 年} = 22.36 \text{ 千人}$
- ・子育て支援・生涯学習機能： $7,935 \text{ 人} / \text{年} \times 2 \text{ 年} = 15.87 \text{ 千人}$
- ・複合施設全体： $22.36 \text{ 千人} + 15.87 \text{ 千人} = 38.23 \text{ 千人}$

表. 「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地
活性化の目標	誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる
目標指標	複合施設利用者数
最新値	—
基準値	—
目標値	38.23 千人（令和 5 年度～令和 6 年度の 2 年間の累積利用者数）

数値目標：中心市街地居住人口

①数値目標の指標設定の考え方

「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」の目標のもと、まちなか居住を促進する観点から、「中心市街地居住人口」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地の居住人口は年々減少傾向にあり、住民基本台帳による平成 30 年度の居住人口は 5,961 人となっている。今後もこの傾向が続いた場合、令和元年度には 5,941 人に、目標年次の令和 6 年度には 5,925 人にまで落ち込むと推計される。このような現状及び将来見込みに対し、活性化に寄与する種々の取組により居住人口の維持を図るものとし、目標年次の令和 6 年度における居住人口を令和元年度と同数の 5,941 人と設定する。

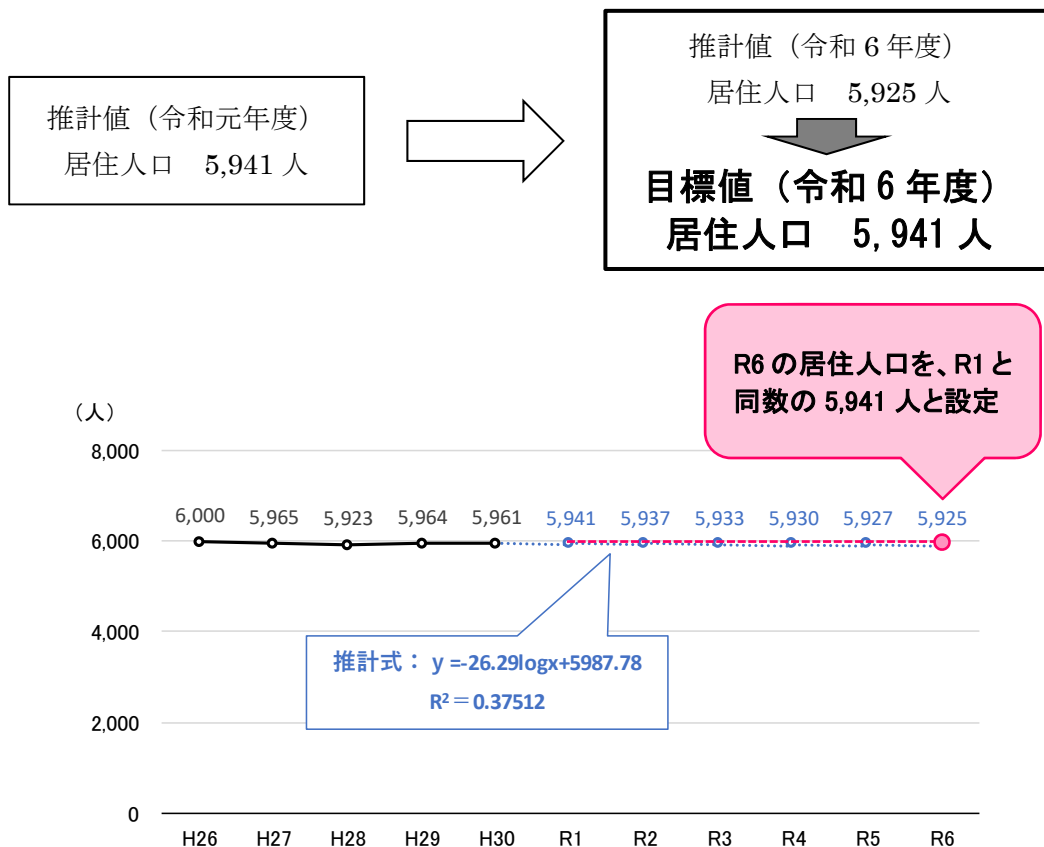


図. 中心市街地の居住人口の実績値と目標値（実績値資料：住民基本台帳）

表. 「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地
活性化の目標	誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる
目標指標	中心市街地居住人口
最新値	5,941 人（令和元年度：推計値）
基準値	5,925 人（令和 6 年度：推計値）
目標値	5,941 人（令和 6 年度）

(3)「誰もが楽しく回遊できるまちをつくる」に関する数値目標

数値目標：中心市街地内歩行者交通量

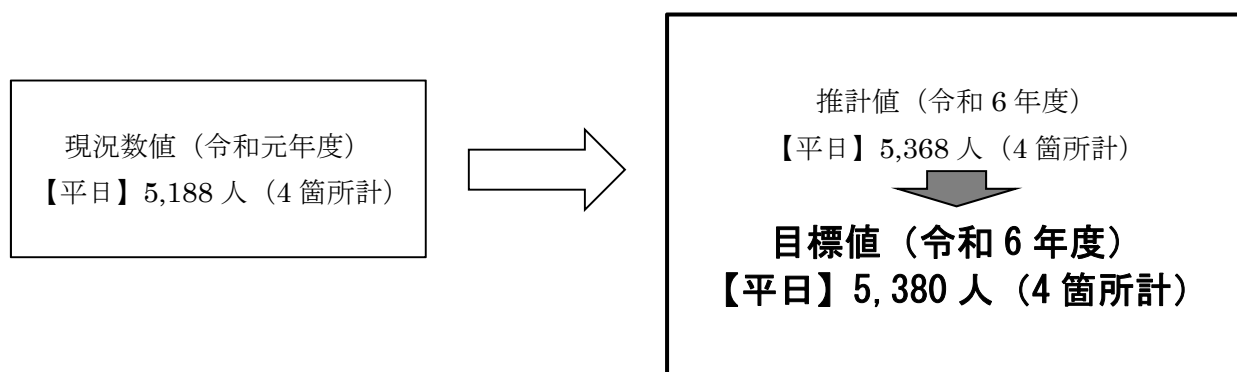
①数値目標の指標設定の考え方

「誰もが楽しく回遊できるまちをつくる」の目標のもと、複合施設（図書館機能を有する施設）等、新たな都市機能の導入を図る施設の整備事業や御殿場駅の交通結節性を高める事業、また、道路の整備・バリアフリー化事業等を充実させる観点から、中心市街地内における「歩行者交通量」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地における歩行者交通量は近年横ばい傾向にあり、令和元年度は 5,188 人となっている。今後もこの傾向が続いた場合、歩行者交通量は横ばい傾向を続けるものと推計される。

このような現状及び将来見込みに対し、新たな都市機能の導入を図る施設の整備や、歩行者の交通環境を高める事業・取組により、歩行者交通量の増加が期待できる。



1) 目標年次における仮定値

（都）新橋茱萸沢線（軒田通り）、（都）駅前通り線、市道 4242 号線及び箱根乙女口広場（東西自由通路への出入）の 4 箇所の、最近 4 年間の平日歩行者交通量（12h）は 5,200 人前後で推移している。今後、この趨勢が続いた場合、令和 6 年度は 5,368 人 に微増するものと仮定する。

2) 中心市街地活性化事業による歩行者交通量増加分の想定値

○複合施設（図書館機能等を有する施設）の整備に伴う歩行者交通量増

- ・令和 5 年度～令和 6 年度の累積利用者数：38.23 千人
※「(2)「生活者や来街者に便利なまちをつくる」に関する数値目標」参照
- ・令和 6 年度の利用者数：38.23 千人／2 年＝19.115 千人
- ・令和 6 年度の 1 日当たり利用者数：19.115 千人／365 日＝52 人
- ・利用者における、徒歩又は鉄道又はバス利用率：17.5%＋4.5%＋1.2%＝23.2%（第 2 回東駿河湾都市圏 PT 調査（平成 16 年度～平成 18 年度）に基づく）
- ・令和 6 年度における歩行者交通量増加分：52 人×23.2%＝12 人

○居住人口の増加に伴う歩行者交通量増

- ・前項において、令和 6 年度の中心市街地居住人口を 5,941 人と設定したが、平成 30 年度の居

住人口 5,961 人を下回るため、居住人口の増加に伴う歩行者交通量増は見込まないものとする。

3) 目標年次における歩行者交通量の設定

○令和 6 年度平日歩行者交通量

- ・ 仮定値+複合施設（図書館機能等を有する施設）の整備に伴う歩行者交通量増＝5,368 人＋12 人＝**5,380 人**

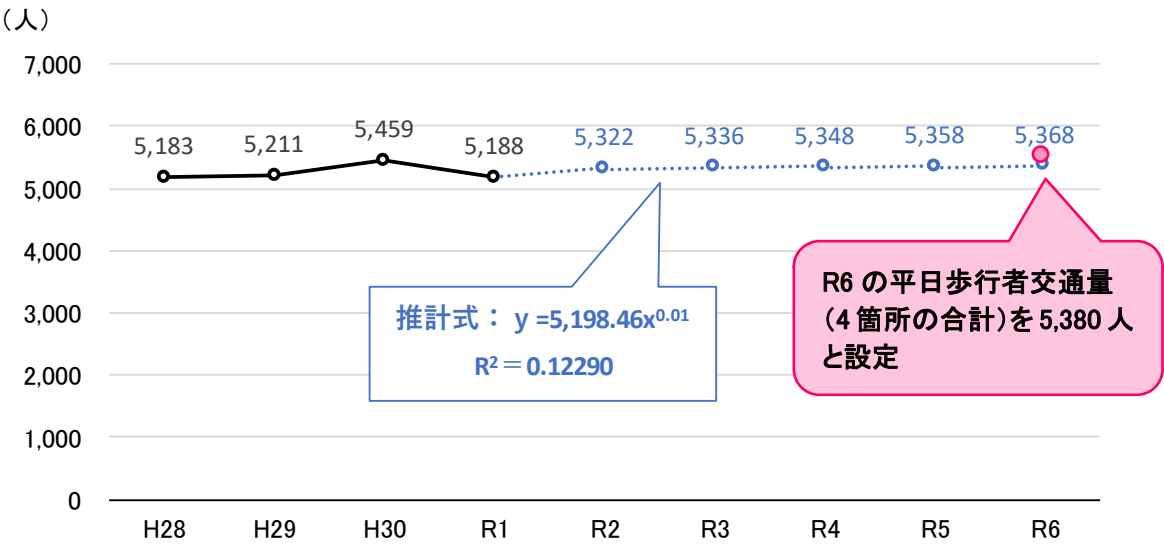
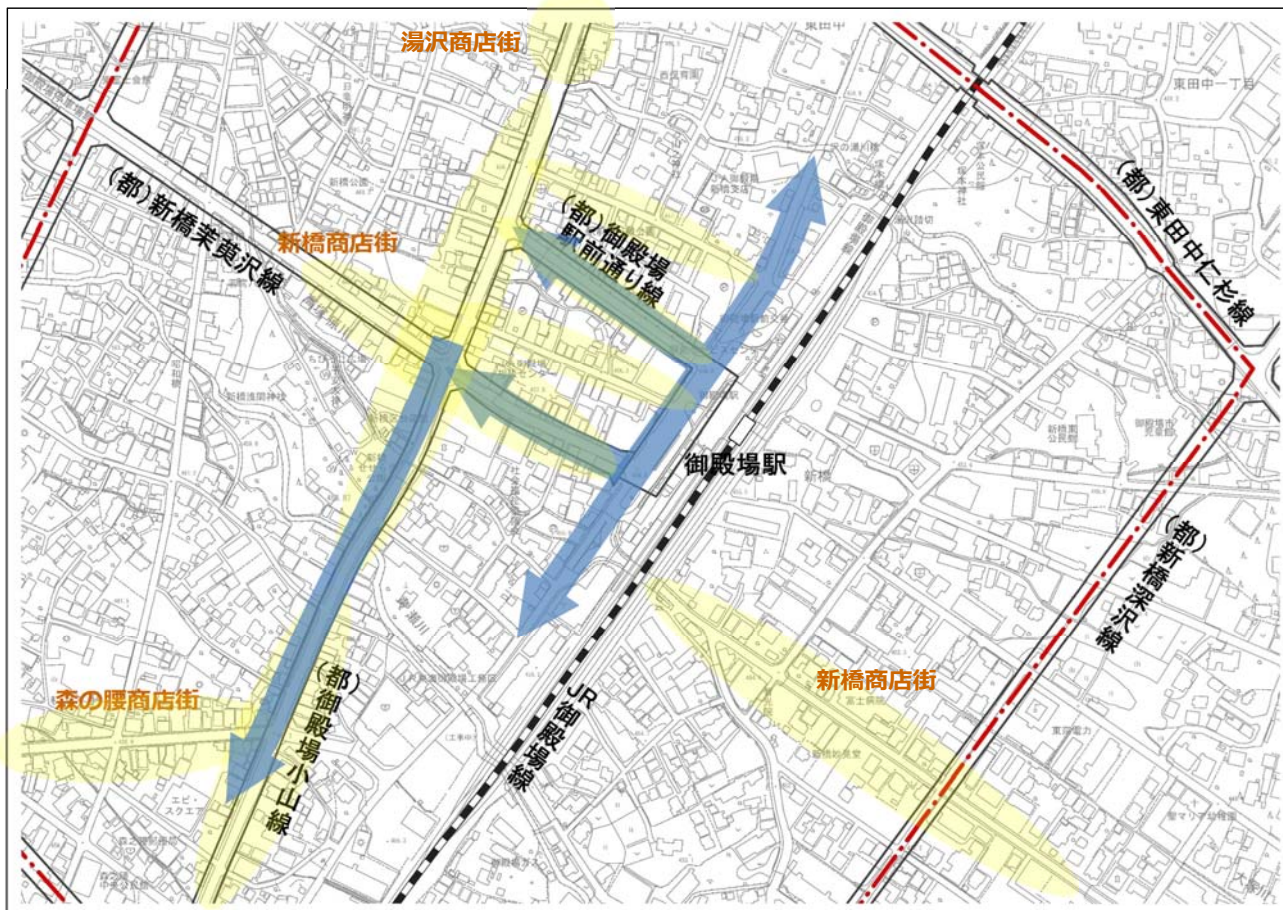


図. 中心市街地における歩行者交通量の実績値と目標値【平日】（実績値資料：御殿場市）

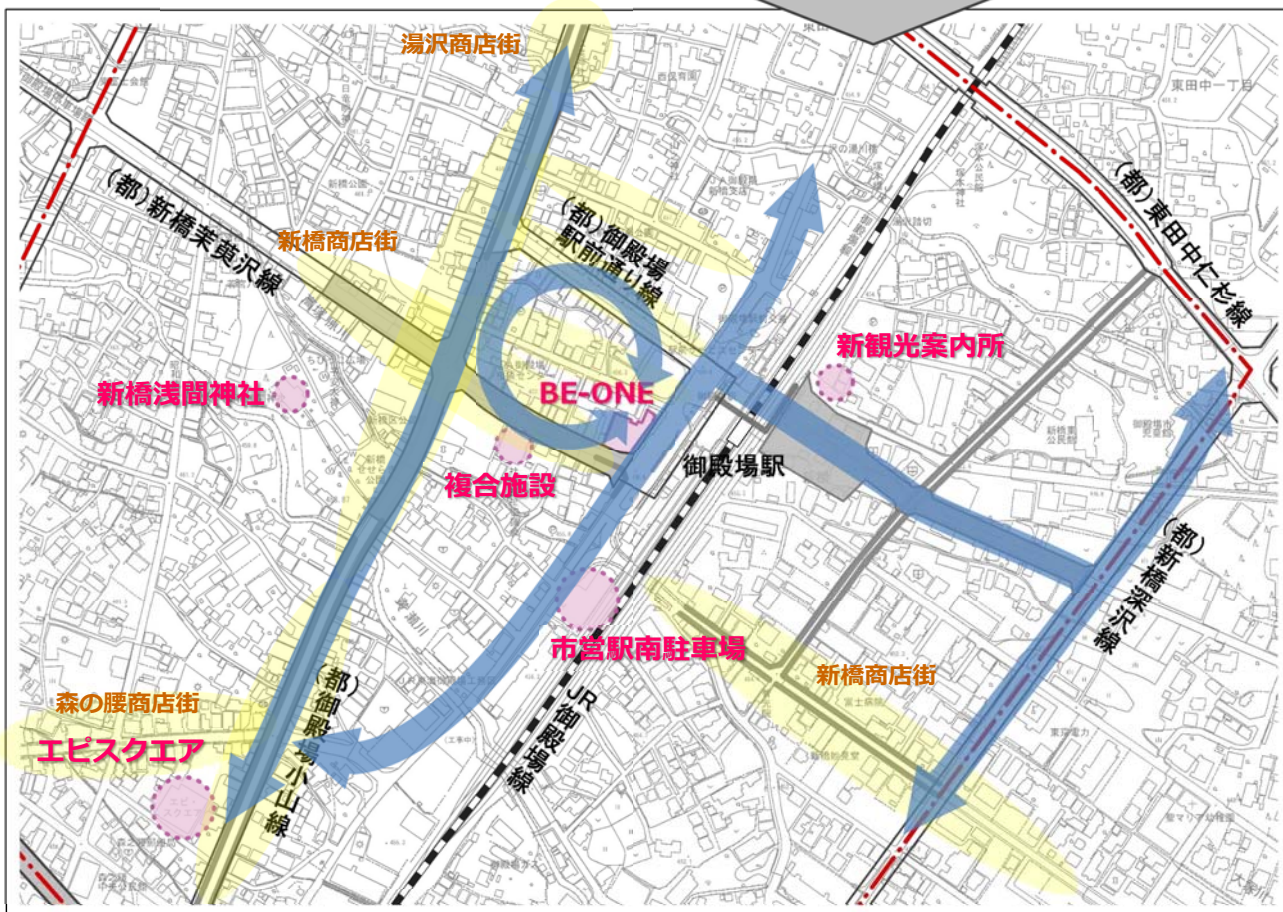
表. 「誰もが楽しく回遊できるまちをつくる」に関する目標指標の設定

基本的な方針	誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地
活性化の目標	誰もが楽しく回遊できるまちをつくる
目標指標	中心市街地内歩行者交通量（12h）
最新値	【平日】5,188 人（令和元年度）
基準値	【平日】5,368 人（令和 6 年度）
目標値	【平日】5,380 人（令和 6 年度）

【現在の歩行者動線のイメージ】



【活性化事業により目指す歩行者動線のイメージ】



〔４〕フォローアップの時期及び方法

（１）小売業事業所数

中心市街地内の商店街等（商業統計調査における商業集積地区を対象：駅前地区、御殿場駅東口商店街、湯沢商店街、森ノ腰商店街、新天地飲食店街）における小売業事業所数は、次回以降の商業統計調査（簡易調査含む）の立地環境特性別統計編の結果を活用して把握する。（調査年次に該当しない場合は、トレンド分析により推計値を算出する。）

上記の結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（２）宿泊業・飲食サービス事業所数

中心市街地内における宿泊業・飲食サービス事業所数は、次回以降の経済センサス（基礎調査または活動調査）の結果を活用して把握する。（調査年次に該当しない場合は、トレンド分析により推計値を算出する。）

上記の結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（３）複合施設利用者数

複合施設（図書館機能等を有する施設）利用者数は、開館予定の令和 5 年度より毎年、施設の利用者数を把握するとともに、その結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（４）中心市街地居住人口

毎年 1 回、住民基本台帳により中心市街地内の人口を把握するとともに、その結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（５）中心市街地内歩行者交通量

毎年 1 回、交通量調査を行って歩行者交通量を把握するとともに、その結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

御殿場市では、JR 御殿場駅周辺において、市街地再開発事業をはじめとする基盤整備事業の取組を進めてきており、一定の成果を挙げてきた。しかしながら、市街地再開発施設については完成から 4 半世紀の時間を経過し、老朽化等により施設・機能が対応できない状態となっているほか、駅周辺の道路は安全で安心して歩行できる空間が少ない状況にある等、市街地の整備改善の必要性が高まっている。

(2) 取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地」及び「誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地」を実現するため、JR 御殿場駅周辺一帯について、市民をはじめ、御殿場市に來訪する観光客等全ての人にとって、安全・快適で利便性の高い市街地空間を形成する。

具体的には、バリアフリー化を前提とした道路整備事業、駅前広場整備事業、東西自由通路改修事業等を行い、交通結節点としての機能向上を図る。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(3) ②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	(都) 御東原循環線道路整備事業 [内容] (都) 御東原循環線として計画決定されている市道の一部について、道路整備を行う。 [実施時期] 令和 4 年度～	御殿場市	中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金（道路事業） [実施時期] 令和 4 年度～	
2	(都) 新橋深沢線道路整備事業（第 3 工区） [内容] (都) 新橋深沢線として計画決定されている市道の一部について、道路整備を行う。 [実施時期] 第 3 工区：令和 3 年度～	御殿場市	中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金（道路事業） [実施時期] 第 3 工区：令和 3 年度～	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
3	市道 4242 号線道路整備事業 【内容】 (都) 新橋茱萸沢線として計画決定されている市道の一部について歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 【実施時期】 平成 16 年度～	御殿場市	中心市街地における移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 【実施時期】 平成 25～令和 3 年度	
4	箱根乙女口線・箱根乙女口広場無電柱化事業 【内容】 御殿場駅箱根乙女口における駅前広場と、(都) 新橋深沢線と駅前広場とを連絡する市道の整備及び無電柱化を行う。 【実施時期】 平成 24～令和 2 年度 	御殿場市	御殿場駅の交通結節性を飛躍的に高めつつ、中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 【実施時期】 平成 24～令和 2 年度	
5	(都) 新橋茱萸沢線道路整備事業 【内容】 (都) 新橋茱萸沢線として計画決定されている県道の一部について、道路整備を行う。また、市道 4242 号線との交差点において、信号制御を伴わないラウンドアバウト（環状交差点）への改良を検討する。 【実施時期】 平成 27 年度～	静岡県	中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置の内容】 防災・安全交付金（街路事業） 【実施時期】 平成 27～令和 3 年度	
6	御殿場駅東西自由通路改修事業 【内容】 老朽化が著しい御殿場駅東西自由通路について、改修事業を行う。 【実施時期】 平成 29～令和 2 年度	御殿場市	東西自由通路のバリアフリー化と併せて、御殿場駅利用者及び御殿場駅東西市街地間の移動の安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業） 【実施時期】 平成 29～令和 2 年度	
7	市道 0218 号線バリアフリー事業 【内容】 市道 0218 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 【実施時期】 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 【実施時期】 令和 2 年度～	
8	市道 1649 号線バリアフリー事業 【内容】 市道 1649 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 【実施時期】 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 【実施時期】 令和 2 年度～	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
9	(都) 新橋茱萸沢線無電柱化事業 [内容] 御殿場駅富士山口に近接した(都)新橋茱萸沢線について電線類の地中化を行う。 [実施時期] 令和2年度～	静岡県	(都)新橋茱萸沢線における良好な道路景観の形成により、魅力的で快適な歩行空間の創出を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] ○○○○ [実施時期] 令和2年度～	

(4) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(5) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	御殿場駅東西自由通路バリアフリー事業 [内容] 御殿場駅東西自由通路のバリアフリー化事業として、視覚障害者誘導用ブロックの点検・改修等を行う。 [実施時期] 平成26～令和2年度	御殿場市	東西自由通路の改修と併せて、御殿場駅利用者及び御殿場駅東西市街地間の移動の安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
2	自転車駐車場運営事業 [内容] 御殿場駅の富士山口及び箱根乙女口に自転車駐車場を運営し、駐車場内における放置自転車の撤去等を行う。 [実施時期] 平成4年度～	御殿場市	継続して駐車場を運営することで来街人口の増加に寄与し、違法駐車防止による歩行空間の確保により歩行者交通量の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	御殿場駅自転車駐車場拡張事業 [内容] 御殿場駅の富士山口及び箱根乙女口に設置している自転車駐車場について、原付バイク用の駐車部分を追加して設置する。 [実施時期] 令和2年度～	御殿場市	さらなる来街人口の増加に寄与し、原付バイクの違法駐車防止により歩行空間の確保に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	サイクルステーション整備事業 [内容] 御殿場駅周辺にサイクルステーションを整備する。 [実施時期] 令和2年度～	御殿場市	御殿場線利用者、来街者及び歩行者交通量の増加に資するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	放置禁止区域内放置自転車撤去事業 [内容] 自転車等駐車秩序条例の規定により原付及び自転車の放置禁止区域を指定し、当該区域内における放置自転車等に対し撤去等の対応を行う。 [実施時期] 平成13年度～	御殿場市	違法駐車防止による歩行空間の確保により歩行者交通量の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
6	御殿場駅富士山口広場防犯カメラ設置事業 [内容] 駅利用者等の安全・安心を確保するため、御殿場駅の富士山口広場に防犯カメラを設置する(駅東西自由通路、駅箱根乙女口広場は設置済み)。 [実施時期] 令和2年度～	御殿場市	周辺住民及び来街者の安全・安心に寄与し、歩行者交通量の増加に資するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

（1）現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、保育所等の子育て施設や医療施設、金融機関や郵便局等市民生活を支える生活利便施設が立地しているが、保育所の立地は1箇所にとどまり、高齢者支援施設はほとんど立地していない状況にある。

今後、少子高齢・人口減少社会が本格的に到来するなかで、子育て世代への支援や増加する高齢者が安心して暮らせるような支援や施設需要の増加への対策は必要不可欠となっている。

（2）取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地」及び「誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地」を実現するため、子どもから高齢者まで、誰もが利用できる図書館機能を有する施設の整備事業を促進するとともに、バリアフリー化を前提とした道路整備事業、駅前広場整備事業等を行う。

（3）フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（3）②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	県道沼津小山線バリアフリー事業 [内容] 県道沼津小山線のバリアフリー化事業として、道路側溝の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩行障害物の移設又は撤去を行う。 [実施時期] 平成27～令和2年度	静岡県	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 防災・安全交付金(道路事業) [実施時期] 平成28～令和2年度	

（4）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(5) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	複合施設整備事業（図書館機能を有する施設） 【内容】 平成 27 年度に（都）新橋茱萸沢線の事業認可が下りたことに伴い、図書館機能を有する複合施設の建設を予定している。 【実施時期】 令和 2 年度～	御殿場市	図書館機能、子育て支援機能、生涯学習機能等を有する複合施設を整備することにより、交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
2	ヌマヤ跡地利活用事業 【内容】 スマヤ跡地について、民間活力により利活用を行う。 【実施時期】 令和 3 年度～	民間	ヌマヤ跡地の利活用を通して交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	御殿場地域イベントホール BE-ONE 【内容】 市で BE-ONE ビル 3 階フロアを借り上げ、市民が自由に利用できる場所として開放している。 ①キッズスペース ②囲碁・将棋スペース ③ミニ図書室・自習コーナー ④観光客等休憩所・展示スペース ⑤ミーティングコーナー ⑥フリースペース（スタジオ） 【実施時期】 ①～④：平成 29 年度～ ⑤～⑥：平成 17 年度～	御殿場市	子どもから高齢者まで、多くの市民が利用することにより、交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	御殿場市役所駅前サービスセンター 【内容】 戸籍や住民票、国民健康保険や国民年金等の各種手続について、市役所に来庁せずに駅前にて手続可能な窓口を設置し、市民の利便性向上を図る。 【実施時期】 平成 9 年度～	御殿場市	市役所での手続を中心市街地で済ませることを可能とし、市民の利便性が高まるとともに、交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	御殿場駅東西自由通路バリアフリー事業 【内容】 御殿場駅東西自由通路のバリアフリー化事業として、視覚障害者誘導用ブロックの点検・改修等を行う。 【実施時期】 平成 26～令和 2 年度	御殿場市	東西自由通路の改修と併せて、御殿場駅利用者及び御殿場駅東西市街地間の移動の安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
6	市道 0218 号線バリアフリー事業 【内容】 市道 0218 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 【実施時期】 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲
7	市道 1649 号線バリアフリー事業 【内容】 市道 1649 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 【実施時期】 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲
8	建築物等に関する福祉環境整備事業 【内容】 不特定多数の市民が利用する建築物等について、身体障害者・老人・妊婦等も等しく利用できるようにするため、福祉環境を整備する。 【実施時期】 昭和 59 年度～	御殿場市	不特定多数の市民が利用する建築物等を全ての人が利用しやすいものにする事から、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
9	介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費支給事業 【内容】 介護保険法の規定に基づき居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅支援福祉用具購入費及び居宅支援住宅改修費の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対し受領委任払いを行う。 【実施時期】 平成 14 年度～	御殿場市	居宅要介護被保険者等の一時負担を軽減し必要な住宅改修を促進するため、居住環境の向上により居住人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
10	身体障害者住宅改修費助成事業 【内容】 在宅の身体障害者が安心して健やかな生活ができるよう、住宅を改修する者に対し助成金を交付する。 【実施時期】 平成 11 年度～	御殿場市	身体障害者の安心した健やかな生活に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
11	高齢者の居場所運営費補助事業 【内容】 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域の支え合い活動を促進するため、高齢者の居場所の運営者に対し補助金を交付する。 【実施時期】 平成 30 年度～	御殿場市	高齢者の居場所を確保し、地域での自立した日常生活の促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
12	高齢者見守りネットワーク事業 [内容] 高齢者の住み慣れた地域における安心した生活を確保するため、高齢者の見守り活動を実施するネットワークを構築する。 [実施時期] 平成28年度～	御殿場市	安全・安心な暮らしのサポート充実により、居住人口の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
13	高齢者等声かけごみ収集支援事業 [内容] 高齢者及び障害者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、ごみの排出が困難な高齢者等世帯に対し個別に訪問してごみを収集し、併せて安否を確認するために声掛けを行う。 [実施時期] 平成22年度～	御殿場市	安全・安心な暮らしのサポート充実により、居住人口の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
14	授乳スペース・オムツ台設置事業 [内容] 子育て世代が安心して外出し街歩きができるよう授乳スペース又はオムツ台を設置する。 [実施時期] 平成7年度～	御殿場市 JR 東海 他民間	子育て世代の中心市街地への安心した外出に寄与し、歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
15	健康出張相談事業 [内容] 高齢者等に対する健康相談をエビ・スクエアに出張して行うもの。 [実施時期] ○○年度～	地域包括支援センターあすなろ			
16	民間放課後児童健全育成事業費補助事業 [内容] 小学校就学児童の健全な育成を図るため、その保護者が労働等により昼間家庭にいない当該児童に授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与える事業を行う者に対し、補助金を交付する。 [実施時期] 平成23年度～	御殿場市	子どもの居場所を確保し、駅に近接した施設であることから駅の利便性を向上させ、歩行者交通量の増加、にぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

少子高齢・人口減少社会の進展に伴い、特に中心市街地では人口の減少と高齢化が一層進んでいる状況にある。居住人口は全ての都市活動や経済活動の源泉となるものであり、特に生産年齢人口の増加は種々の活動を活発化させ、さまざまな面で高い効果が期待できる。そのため、街なか居住の推進は中心市街地の活性化には必要不可欠な要素である。

(2) 取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地」を実現するため、住宅供給整備事業を促進する。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(3) ②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(5) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	住宅供給整備事業（オブリージュ御殿場レジデンス） [内容] 民間活力によりマンションを整備し販売中である。 [実施時期] 平成 27 年度～	民間	定住人口の増加と新規居住者による地域での消費増加、また地域住民との交流によるコミュニティの強化につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
2	御殿場市空家等対策計画 [内容] 市内に相談窓口を設置し、空家に関する情報を整理。所有者へ適切な管理を促しつつ、可能な場合は市の政策への活用や、空家バンクにより利用希望者の定住促進につなげていく。 [実施時期] 令和元年度～	御殿場市	空家の有効活用による居住人口の増加やにぎわいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助事業 [内容] 地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図るため、TOUKAI-0 総合支援事業（木造住宅補強計画策定事業・木造住宅耐震補強助成事業・木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）・木造住宅除却助成事業・建築物等耐震診断事業・ブロック塀等撤去事業（安全な通学路等）・ブロック塀等改善事業（安全な通学路等））を実施するものに補助金を交付する。 [実施時期] 平成 28 年度～	御殿場市	住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図ることで、居住環境の向上により、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	移住・就業支援事業費補助事業 [内容] 市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足解消に資するため、東京圏から御殿場市に移住して就業又は起業した者に対し補助金を交付する。 [実施時期] 令和元～令和 6 年度	御殿場市	居住人口の増加、就業者・企業者の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	勤労者住宅資金利子補給事業 [内容] 勤労者の住宅の建築等による経済的負担を軽減するため、勤労者に住宅資金を貸し付ける労働金庫に対し利子の一部を補給する。 [実施時期] 平成 23 年度～	御殿場市	勤労者による土地の購入又は住宅の建築等を促進し、居住人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
6	防犯カメラ設置費用補助事業 [内容] 地域の犯罪抑止を目的に防犯カメラを設置する区に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成 31 年度～	御殿場市	居住環境の向上により、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
7	防犯灯設置費用補助事業 [内容] 地域の犯罪抑止を目的に防犯灯を設置する区に対し補助金を交付する。 [実施時期] 昭和 52 年度～	御殿場市	居住環境の向上により、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
8	地域防犯活動支援事業費補助事業 [内容] 地域ぐるみの自主的防犯活動を促進するため、当該活動を行う団体に補助金を交付する。 [実施時期] 平成 18 年度～	御殿場市	自主的防犯活動を促進し、安全・安心なまちづくりを推進するため、居住環境の向上により居住人口の増加や歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
9	生け垣設置奨励金交付事業 [内容] 緑豊かなまちづくりを推進するとともに地震等による災害を未然に防ぐため、生け垣を設置するものに対し奨励金を交付する。 [実施時期] 昭和 63 年度～	御殿場市	緑豊かなまちづくりにより景観を向上、居住環境を向上させ、地震等による災害の未然防止により安全・安心なまちづくりを推進し、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
10	太陽光発電システム等新・省エネルギー機器設置事業費補助事業 [内容] 環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を推進し、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、自己の住宅に太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム、燃料電池給湯器又はリチウムイオン蓄電池システムを設置等した者に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成 20 年度～	御殿場市	居住環境を向上させ、地震等による災害時の電源確保により安全・安心なまちづくりを推進し、居住人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
11	総合景観条例の順守 [内容] 本市の良好な景観形成のための施策、ならびに良好な地域景観のための屋外広告物の施策を実施する。 [実施時期] 平成 26 年度～	御殿場市	秩序ある土地利用と優れた都市景観の創出により、安全・安心で快適に暮らすことができる住環境を提供し、居住者及び来街者の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕経済活力の向上の必要性

（1）現状及び事業実施の必要性

中心市街地では、大規模小売店舗をはじめとする店舗の廃止等に伴う売場面積の減少等により、商業の集積性が低下しつつある状況にある。一方で、中心市街地周辺の国道や県道の沿道には、多様化する地域生活者のニーズや自動車利用に対応した店舗の立地が見られる。

また、御殿場駅周辺は世界遺産富士山を眺望するのに絶好な立地条件を有しているものの、富士山観光のために来訪する観光客等がわざわざ寄るだけの商業機能が不足しているほか、御殿場駅に降り立っても、周辺に立地する建築物が富士山への眺望を遮っており、地域資源でもある富士山を、まちとして活かされてない状況にある。

（2）取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地」を実現するため、既存施設を有効活用したサロンの継続実施を図るとともに、宿泊施設の立地促進や空家等の対策を行い、中心市街地の魅力や利便性の向上を図る。

さらに、持続可能な商業地の形成を図るため、中心市街地における経済活力の創出、にぎわいづくり、交流人口の増加等に寄与する多様な取組を進めていく。

（3）フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（3）②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（4）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(5) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	御殿場地域イベントホール BE-ONE 【内容】 市で BE-ONE ビル3階フロアを借り上げ、市民が自由に利用できる場所として開放している。 ①キッズスペース ②囲碁・将棋スペース ③ミニ図書室・自習コーナー ④観光客等休憩所・展示スペース ⑤ミーティングコーナー ⑥フリースペース（スタジオ） 【実施時期】 ①～④：平成29年度～ ⑤～⑥：平成17年度～	御殿場市	子どもから高齢者まで、多くの市民が利用することにより、交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲
2	C-1地区活性化事業 【内容】 中心市街地を訪れる観光客の滞在先確保のため、民間活力を活かした活性化を促進する。 【実施時期】 令和7年度～	民間	中心市街地を訪れる観光客等の増加や、滞留時間の増大等が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	コミュニティ施設運営事業 【内容】 御殿場まちづくり（株）のコミュニティ施設の利用促進を図る。 【実施時期】 平成22年度～	御殿場まちづくり 株	施設のフロア貸し等により中心市街地のコミュニティ維持に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	にぎわい創出事業 【内容】 ・商店街等イベント事業の支援・助成 ・商店会街路灯改修工事の支援・助成 ・商店街売出し用DMハガキ利用販促サービスの支援・助成 【実施時期】 平成22年度～	市商工会	商店街・商店会が行う各種事業・工事等の支援・助成を行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	個店育成事業 【内容】 ・専門家派遣指導・助成 【実施時期】 平成22年度～	市商工会	個別の店舗や事業所に専門家を派遣し、事業や経営に関するアドバイスや指導を行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
6	空き店舗活用事業 【内容】 ・空き店舗の調査など 【実施時期】 平成22年度～	市商工会	商店街等における空き店舗を活用して、商店街の魅力向上を目指すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
7	駅周辺駐車場利用助成事業 [内容] 駅周辺 4 か所の駐車場の利用に関し助成券を販売する（対象は市営駅南、二葉、カワチャ、ゴテンバカン）。 [実施時期] 平成 22 年度～	市商工会	来街者の増加を促進し、小売店等の販売促進にも寄与する。歩行者交通量の増加や違法駐車防止による安全・安心な歩行空間の確保にも寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
8	御殿場市商工会御殿場地区支部活動事業 [内容] 御殿場地区における事業者の事業活性化を促進するため補助金を交付。 [実施時期] 昭和年代より継続的に実施中	市商工会	御殿場地区は中心市街地の大半を占め、活性化において重要な地域である。地域内事業者の事業活性化、また歩行者天国の実施により市街地へ集客を図るため必要な事業である。		
9	御殿場市商工会原里地区支部活動事業 [内容] 原里地区における事業者の事業活性化を促進するため補助金を交付。 [実施時期] 昭和年代より継続的に実施中	市商工会	原里地区は中心市街地の内、森之腰商店街を抱え、活性化において重要な地域である。地域内事業者の事業活性化、また歩行者天国の実施により市街地へ集客を図るため必要な事業である。		
10	アピール・ナウ御殿場（経済活力創出）事業 [内容] 御殿場市を積極的に情報発信し、経済の活性化を図る。 [実施時期] 平成 17 年度～	御殿場市	市内の工業製品や各種イベントにおける地場産品の紹介・販売を行うことで、御殿場を積極的にアピール（情報発信）していく事業を展開することにより、経済の活性化を図り、市のイメージを向上させ、新たな経済活力、産業活力育成の創出をするとともに、観光の滞留化を促進するために必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
11	地域ブランド商品普及促進事業 [内容] 御殿場の地域ブランドの普及促進を支援し地域経済の活性化を支援する。 [実施時期] 平成 18 年度～	市商工会	中小企業者による御殿場ブランドの普及促進を支援するもの。「御殿場こだわり推奨品」として、令和元年度時点で 43 品目が登録され、パンフレットの作成や、「こだわりマルシェ」として推奨品を一同に集める等して、推奨品の普及促進を行う。にぎわいのあるまちづくりを実現するために必要な事業である。		
12	わらじ祭り [内容] 駅前商店街内で御殿場伝統のわらじ祭りを行う。 [実施時期] 平成 24 年度～	市観光協会	御殿場市では、わらじ作りに優れた娘が作ったわらじを富士山に奉納し、五穀豊穡と縁結びを祈願すると良縁に恵まれるいわれがあった。昭和 47 年から、このいわれを再現した富士開山祭の行事としてわらじ祭りが行われるようになったが、平成 13 年を最後に途絶えていた。しかし、復活を望む市民の声に後押しされ、平成 24 年度より現在の形で復活した。市民の有志が集い大わらじを作成し、わらじ競争やわらじ神輿を行う。毎年多くの客が訪れるこの祭りは中心市街地のにぎわい創出のため必要な事業である。		
13	夏祭り歩行者天国 [内容] 中心市街地内で歩行者天国を実施。 [実施時期] 昭和 47 年度～	市商工会	毎年 8 月 1 週目の週末に、御殿場駅前の道路を歩行者天国とし、市民をはじめ広く集客しにぎわいのあるまちを実現するために必要な事業である。		
14	レンタサイクル事業 [内容] 御殿場駅前の観光案内所で自転車を貸し出す。 [実施時期] 平成 26 年度～	市観光協会	御殿場駅前の観光案内所で自転車を貸し出し、中心市街地を中心に市内を周遊することができる。電動自転車 2 台と普通自転車 3 台を配備し、観光客の回遊性を高めるために必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
15	おじゃマップ作成事業 [内容] 市内の食事・買い物情報を中心とした中心市街地マップの作成。 [実施時期] 平成27年度～	市商工会	食事・買い物施設を掲載したマップを作成し、観光客の増加を図る。観光案内所等に配架し、にぎわいのあるまちを実現するために必要な事業である。		
16	市営駅南駐車場障害者割引事業 [内容] 市営駅南駐車場を利用する障害者に特別割引料金の設定。 [実施時期] 平成27年度～	御殿場総合サービス株式会社	市営駅南駐車場は御殿場駅近くに立地し、平日休日問わず、多くの利用客がいる。障害者手帳を提示することで、通常より割引された料金で利用することができ、障害者が中心市街地の商店街を利用するため必要な事業である。		
17	買い物弱者支援事業 [内容] ショッピングセンターエピで商品購入した人を対象に宅配・送迎サービスを行う。 [実施時期] 平成23年度～	株式会社アクティブモコ 協同組合 森の腰商栄会	買い物時の交通手段がない消費者は、買い物弱者と呼ばれ、食料品や生活必需品の購入が難しい状況にある。中心市街地内森の腰商店街のショッピングセンターエピでは、買い物弱者である高齢者を中心に無料で宅配・送迎サービスを行っている。交通手段がない買い物弱者が不便なく生活するために必要な事業である。		
18	商店街ポイント事業 [内容] 森の腰商店街で商品購入した人を対象にポイントを付与する。H29年度からはポイントカードをIC化し、高齢者の見守り等サービスを拡充している。 [実施時期] 平成10年度頃～	株式会社アクティブモコ 協同組合 森の腰商栄会	商店街に加盟する店舗が連携したポイント事業を行うことにより、来街者の増加、商業の活性化、回遊性の向上等、にぎわいを創出することから、必要な事業である。		
19	おかみさん市 [内容] 毎月1回御殿場駅前広場にてイベントを実施する。 [実施時期] 平成10年度～	御殿場おかみさん会	御殿場駅前で毎月第一日曜日に地場産品の販売や、郷土に伝わる芸能や観光スポット紹介等を行うイベントを開催する。毎年8月には多くの集客が見込まれる自衛隊富士学校で行われる総合火力演習に合わせ、特別に開催する。中心市街地に人を集め、にぎわいを創出するために必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
20	ハロウィンフェスティバル in ごてんば [内容] 御殿場駅前や富士山樹空の森を会場とし仮装コンテスト・スタンプラリーを実施する。 [実施時期] 平成 27 年度～	青年会議所	近年急速に普及するハロウィンイベントを御殿場駅前や富士山樹空の森で行う。ハロウィンの仮装コンテストやスタンプラリーを行う。新たなまちの魅力を再発見し、中心市街地内の商店街に出向くきっかけとするため必要な事業である。		
21	御殿場駅前おもてなし事業「～おもてなしアクション～」 [内容] 御殿場駅前において、富士山登山者のためのインフォメーション及び休憩所を設置する。 [実施時期] 平成 25 年度～	御厨おもてなし倶楽部	富士山の玄関口である御殿場は毎年夏山シーズンには多くの登山者が訪れる。そこで御殿場駅前に登山者向けの観光案内や無料休憩所を設置し疲れを癒すスペースを確保する。また下山後利用できる足洗い場を設置し、下山者が利用することの多い温泉施設や公共施設を清潔に保つ。登山客の的確な誘導のため必要な事業である。 ・足洗い場（フットバス） ・休憩所（おもてなしサロン） ・インフォメーション（総合案内所） ・外国人に向けた観光案内の充実（御殿場コンシェルジュ） ・ごみの分別		
22	三井住友 VISA 太平洋マスターズ大会公式アプリ [内容] 三井住友 VISA 太平洋マスターズ開催時に専用アプリを使用してクーポンを発行。 [実施時期] 平成 27 年度～	御殿場市	毎年 11 月に開催される三井住友 VISA 太平洋マスターズには多くの観光客が訪れる。しかしながら、会場は郊外のゴルフ場であるため、中心市街地まで来ることがあまりなかった。そこで三井住友 VISA 太平洋マスターズ用のスマートフォン向けアプリを開発し、駅前商店の割引クーポンを発行する。中心市街地に誘客するため必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
23	駅前お散歩マップの作成 [内容] 御殿場駅周辺の観光スポットを網羅したマップを作成。 [実施時期] 平成27年度～	市商工会	中心市街地を散策するためのマップ「ALUKU」を作成し配布。有名観光スポットから地元でしか知られていない箇所まで網羅する。観光客を中心市街地に呼び込むため必要な事業である。		
24	サイクリング推進事業 [内容] 御殿場駅前にサイクリスト用の設備を設置。 利用可能時間 9:00～16:30 [実施時期] 平成27年度～	市観光協会	御殿場駅には富士山周辺を自転車で周遊する自転車愛好家が多いが、これまで必要な設備が不足していた。駅前観光案内所に自転車用の工具とポンプ（空気入れ）の無料貸し出しを行い、自転車愛好家を中心市街地に呼び込むため必要な事業である。		
25	駅前看板整備事業 [内容] 御殿場駅前広場の看板の整備。 [実施時期] 平成27年度～	御殿場市	御殿場駅から眺望できる富士山への眺望景観と相まって、駅周辺の良好な街並み景観の創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
26	無料Wi-Fi 拡充事業 [内容] 無料Wi-Fiの拡充。 [実施時期] 平成29年度～	御殿場市	駅前観光案内所等に無料で利用できるWi-Fiを拡充し観光客の利便性を向上させる。中心市街地に観光客を誘客するため必要な事業である。		
27	御殿場駅富士山口おもてなしミストシャワー事業 [内容] 御殿場駅を訪れる観光客への涼しさの提供のため、市内に本社がある新倉工業㈱より提供いただいたミストノズルを設置。 [実施時期] 平成28年度～（夏季限定）	御殿場市	中心市街地における“おもてなし空間”を創出するとともに、歩行者の快適性向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
28	御殿場駅前イルミネーション事業 [内容] 御殿場駅前におけるにぎわい創出のため、御殿場駅においてイルミネーションを実施。 [実施時期] 平成27年度～（冬季限定）	御殿場市	中心市街地における“おもてなし空間”を創出することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
29	富士山眺望ポイント整備事業 [内容] 御殿場駅周辺に富士山の眺望ポイントを整備する。 [実施時期] 令和2年度～	御殿場市	中心市街地の魅力を増大させるものであり、複数整備することにより、来街者の増加と回遊性の向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
30	新観光案内所による観光情報発信事業 [内容] 御殿場駅富士山口に設置されている観光協会を箱根乙女口に移転し、観光情報を発信する。箱根乙女口広場の整備事業により市の新たな玄関口としての機能が期待される中、観光協会も箱根乙女口に移転し、従来の観光案内業務に加え、地場製品の販売や待合所を兼ねた飲食コーナー、特大コインロッカー、富士山展望台の設置等を計画。御殿場プレミアムアウトレットの増床、東京オリンピック・パラリンピック開催等、外国人を含む観光客の増加が見込まれるため、組織体制を整えサービスの向上を図る。 [実施時期] 平成31年度～	市観光協会	御殿場駅前の新たな交流施設として多様な機能が導入されることから、市民や観光客など多くの来街者が集まり、交流人口の増加が期待できるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
31	御殿場市空家等対策計画 [内容] 庁内に相談窓口を設置し、空家に関する情報を整理。所有者へ適切な管理を促しつつ、可能な場合は市の政策への活用や、空家バンクにより利用希望者の定住促進につなげていく。 [実施時期] 令和元年度～	御殿場市	空家の有効活用による居住人口の増加やにぎわいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲
32	恋人の聖地発信事業 [内容] 新橋浅間神社における「恋人の聖地」認定を活かし、市民及び来街者を増加させ、にぎわいを創出する。 [実施時期] 令和元年度～	御殿場市 市観光協会 市商工会	恋人の聖地としての選定を受けた新橋浅間神社に関する観光情報等を発信し、来街者を含めた歩行者交通量を増加させ、賑わいの創出及び経済の結成化にも資するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
33	商業集積・高度化事業費補助事業 [内容] 商店街の振興及び改善を図るため、高度化資金助成制度を利用して商業集積事業を行う商店街団体に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成11年度～	御殿場市	商店街の振興及び改善を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
34	商店会組織育成事業費補助事業 [内容] 商店会の法人化及び法人化された商店会の運営に要する費用に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成4年度～	御殿場市	商店会組織を育成するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
35	健康マイレージ事業 [内容] 健康に対する意識の向上及び主体的な健康づくりを推進するため、市民の健康的な生活行動に対してポイントを付与し、協力店においてサービス等を受けられるカードを交付する。 [実施時期] 平成30年度～	御殿場市	市民の健康寿命の延伸及び健康の保持増進を図るため市民の健康的な生活行動に対してポイントを付与し、市民の健康増進とともに街中での購買等に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
36	消防団サポート事業 [内容] 地域力の向上及び消防団員の継続的な確保を図るため、本市に所在する事業所等による消防団員等への支援を受けられるカードを交付する。 [実施時期] 平成28年度～	御殿場市	消防団員の継続的な確保による地域力の向上とともに街中での購買等に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
37	観光情報発信事業 [内容] 多言語表記による観光パンフレット等の作成、PR動画の作成及び発信観光キャンペーンへの参加、観光ホームページの刷新等 [実施時期] 平成19年度～	御殿場市	観光・交流を促進し、交流人口を増加させることで歩行者交通量や宿泊客数の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
38	フィルムコミッション事業 [内容] ロケ誘致のための情報ネットワークの構築、ロケ地情報の整備、啓発イベントの開催 [実施時期] 平成27年度～	御殿場市	ロケ撮影によるシビックプライドの形成、周辺経済の活性化、観光交流人口の増加等に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
39	まちかど写真展事業 [内容] 市公式SNSで実施した写真コンテストの入賞作品を飲食店に展示する。 [実施時期] 令和元年度～	御殿場市	市民による活動の発表の場を設け、中心市街地への来街の促進及び歩行者交通量の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
40	御殿場駅前広場管理事業 [内容] 御殿場駅富士山口駅前広場及び箱根乙女口広場について、市民の憩いの場、交流の場として開放し、管理を行う。 [実施時期] 平成15年度～	御殿場市	中心市街地のにぎわいを創出し、周辺で行われるイベント等の集客増加による経済活性化、歩行者交通量の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
4 1	地産地消推進事業 [内容] 生産者、消費者、流通業者、飲食店等が地産地消に向けた地域内連携の強化に向け意見交換を実施する。また、学校給食において地元農産物を積極的に活用する。 [実施時期] 平成 23 年度～	御殿場市	関係者が参画し意見交換をするとともに、地産地消の拡大に向けた農業関係者と商業関係者ならびに地域間が連携した地場産品の活用に取り組むことにより、地産地消を意識した居住者を増加させ、住みよい街の実現に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4 2	伝統工芸品 P R 事業 [内容] 伝統工芸品の染めものを P R し、学び・体験する事業を促進する。 [実施時期] 令和元年度～	御殿場市	伝統工芸に触れる機会を増加させることによりにぎわいの創出及び来街者の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4 3	街角外国語ボランティア事業 [内容] 外国人向けに道案内等の案内を行う。 [実施時期] 平成 30 年度～	国際交流協会	外国人の安心した観光のための体制を構築し、来街者の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4 4	観光客の荷物配送事業 [内容] 新富士駅・御殿場駅・河口湖駅から観光客の荷物を宿泊先や各駅、自宅等へ配送する。 [実施時期] 平成 29 年度～	市観光協会	来街者の増加を促し、また来街者等の街歩きの促進に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4 5	アウトレット客市内周遊キャンペーン事業 [内容] アウトレットで配布する周遊チケットを市内の観光施設等で提示すると、割引やプレゼント等の特典を受けられるもの。 [実施時期] 令和元年度～	御殿場市	歩行者交通量の増加や小売店等の販売促進にも寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4 6	ふじさん GOGO FM 事業(コミュニティ FM 事業) [内容] 観光情報等御殿場に関する情報を発信する。災害時には緊急情報の発信を行う。 [実施時期] 平成 26 年度～	民間	来街者を増やし、歩行者交通量の増加やにぎわいの創出、災害時の情報発信による安全・安心な住環境の構築にも寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4 7	ごてんば線まつり [内容] ステージイベントや飲食ブースの出店、交通安全パレードや地域資源である御殿場線・D 52 の啓発展示を行う。 [実施時期] 平成 16 年度～	御殿場線を育てる会(任意団体)	来街者を増加させ、小売店等の販売を促進し、にぎわいの創出や交通安全意識の醸成に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
48	富士登山駅伝事業 [内容] 御殿場駅に近接した軒田通りをスタート地点として富士山御殿場口を登下山し、御殿場市陸上競技場にゴールする駅伝大会を行う。ステージイベントや飲食ブースの出店、ラジオ FM による実況中継等を行う。 [実施時期] 平成 27 年度～	御殿場市	来街者を増加させ、小売店等の販売を促進し、にぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
49	富士山ドリームウォーク [内容] “世界遺産富士山を歩いて一周しよう”をキャッチフレーズにウォーキングツアーを実施する。全 18 日間の日程中、本市は 3 日間が該当する。 [実施時期] 〇〇年度～	民間	来街者を増加させ、小売店等の販売を促進し、歩行者交通量の増加やにぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
50	さわやかウォーキング事業 [内容] 駅をスタート・ゴール地点としたウォーキングイベントを実施する。 [実施時期] 〇〇年度～	民間	来街者を増加させ、小売店等の販売を促進し、歩行者交通量の増加やにぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
51	歴史ガイドボランティア事業 [内容] 歴史ガイドをボランティアで実施する。中心市街地の遺構として矢倉沢通りがある。 [実施時期] 〇〇年度～	NPO 御厨の風	歴史を守り伝え、文化財等の保護意識の向上に役立てるため、伝統文化保護の担い手の増加を図るものであり、やさしさにあふれた居住環境の良いまちの形成に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
52	御殿場スパークリングガーデン事業 [内容] 御殿場駅に近接した新橋浅間神社において、スパークリングワインをメインとした飲食ブースを出店する。 [実施時期] 〇〇年度～	Gotemba Sparkling Garden 実行委員会（任意団体）	イベントにより歩行者交通量の増加やにぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
53	真夏の戦車まつり [内容] 陸上自衛隊の総合火力演習に合わせ、トークイベントや火力演習のパブリックビューイングを行う。 [実施時期] 令和元年度～	NPO 防衛技術博物館を創る会	各種イベントにより歩行者交通量の増加やにぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
54	街コン事業 [内容] 中心市街地の飲食店において、若者の出会いの場を提供するとともにまちのにぎわいを創出する。 [実施時期] ○○年度～	民間	商店街に市内外から若者が集まり中心市街地の飲食店等の魅力を発信するもので、歩行者交通量の増加やにぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
55	東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業 [内容] 東京 2020 大会を前に大会の機運醸成と祝祭感の創出のため御殿場駅構内及び周辺の都市装飾を実施し、自転車ロードレース開催時には輸送拠点駅として来訪者のおもてなし・案内を行うとともに公式ライブサイトを実施する。 [実施時期] 令和 2 年度	御殿場市	東京 2020 大会の開催会場となる機会に、市民の大会機運を高め歓迎とおもてなしにつなげ、御殿場駅に来訪する観戦者の駅周辺への滞留を促進してにぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

（1）現状及び事業実施の必要性

本市の路線バスの運行経路は、御殿場駅を中心として放射状に形成されており、御殿場駅は、鉄道から路線バスへの、また路線バスから路線バスへの乗り換え・乗り継ぎ拠点としての機能を有している。

今後、ますます増加する高齢者をはじめ、交通弱者の日常生活における移動の足として、また中心市街地を訪れる観光客等の移動の足として、公共交通の役割はますます高まってくることから、公共交通機関の維持及び利用環境の向上、また乗り換え・乗り継ぎ利便性の向上が求められている。

（2）取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地」及び「誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地」を実現するため、生活交通を確保するためのバス事業者への補助や、タクシー及びバス利用を促進するための高齢者等への助成を行うとともに、御殿場駅の利便性向上のための立体駐車場（御殿場市駐輪場）の整備を推進する。

（3）フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（3）②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（4）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

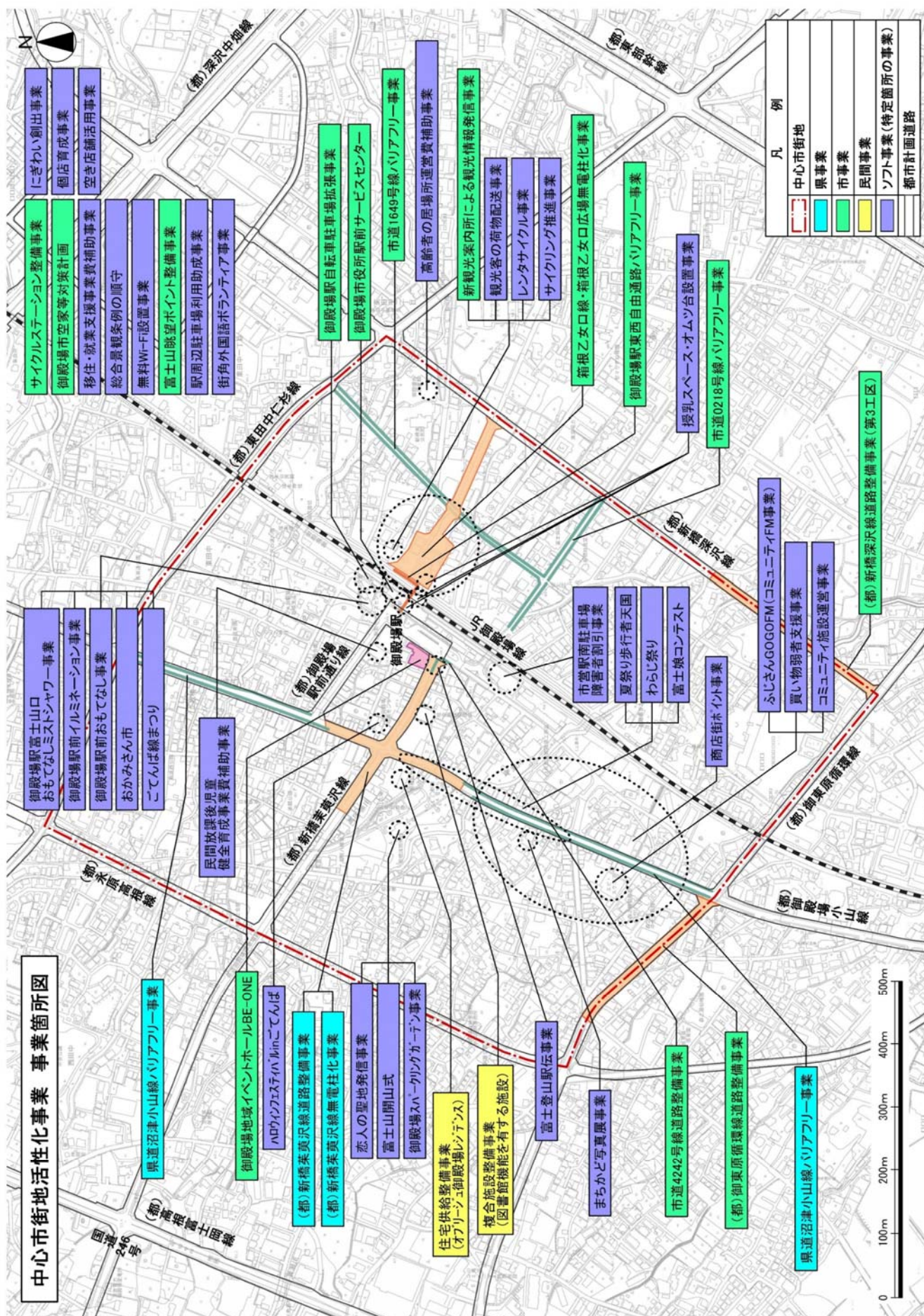
該当なし

（5）国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	生活交通確保（バス）対策事業 [内容] 地域住民の生活に必要な赤字バス路線の維持を図るため補助を行う。 [実施時期] 平成16年度～	御殿場市	地域住民の生活に必要な交通路線として、高齢者や通勤・通学者等の生活交通バス路線の維持存続を図り、乗合バスの公共交通としての役割を果たすことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。地域間幹線系統である御殿場駅～裾野駅入口～三島駅赤字路線については関連する3市にて協調補助を行う。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
2	高齢者等タクシー及びバス利用料金助成事業 [内容] 高齢者等で日常生活の移動に支障がある人に対し、タクシー・バスの利用料金の一部を助成する。 [実施時期] 平成 28 年度～	御殿場市	高齢者等の日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図ることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	重度障害者タクシー利用料金助成事業 [内容] 在宅の重度障害者に対し、タクシー利用料金の一部を助成する。 [実施時期] 平成 19 年度～	御殿場市	在宅の障害者の日常生活の利便及び社会参加の促進を図ることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	市民交流センター等路線バス運行事業 [内容] 御殿場駅から市民交流センターバス停留所までの間の路線バス利用者に対し運賃を補助する。 [実施時期] 平成 20 年度～	御殿場市	御殿場駅経由で市民交流センター及びシルバーワークプラザを利用するものの利便性を高めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	バス交通活性化対策事業費補助事業 [内容] バス交通活性化対策事業（車両導入事業及びバス路線維持事業）を実施する路線バス事業者に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成 15 年度～	御殿場市	全ての市民が公共交通機関としてのバスを快適に利用できるよう、バスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
6	ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助事業 [内容] ユニバーサルデザインタクシーを導入しようとする企業に対し補助する。 [実施時期] 平成 31 年度～	御殿場市	全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図ることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
7	高齢者移動支援事業 [内容] 団地からスーパー等まで乗り合い車両で巡回する事業で、民間によるバス事業の隙間を埋めるもの。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地の歩行者交通量を増加させ、にぎわいの創出及び集客増加による経済活性化等に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所（抜粋）



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 御殿場市における推進体制について

① 中心市街地活性化推進に係る担当の設置

本市では、平成27年4月1日に、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、都市建設部都市整備課に新拠点整備スタッフを2名配置した。また、平成29年4月1日には4名に増員している。

② 庁内の政策決定

中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るため、庁内の政策決定機関である庁議において方針決定するとともに、検討・推進組織として調整会議及び地域開発庁内検討委員会において、基本計画案の検討及び連絡・調整を図った。

表. 庁議の開催状況

開催日	議題等
平成28年6月27日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和2年2月6日	中心市街地活性化基本計画（案）について

表. 庁議の構成（令和元年度）

市長	副市長（2名）	教育長	会計管理者
企画部長	総務部長	市民部長	健康福祉部長
環境部長	産業スポーツ部長	都市建設部長	危機管理監
議会事務局長	教育部長	広域行政組合事務局長	消防長

表. 調整会議の開催状況

開催日	議題等
平成28年6月6日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和2年1月21日	中心市街地活性化基本計画（案）について

表. 調整会議の構成（令和元年度）

企画課長	未来プロジェクト課長	総務課長	財政課長
くらしの安全課長	社会福祉課長	環境課長	農政課長
都市計画課長	教育総務課長		

表. 地域開発庁内検討委員会の開催状況

開催日	議題等
平成 27 年 6 月 25 日	中心市街地活性化基本計画の策定について
平成 28 年 3 月 2 日	中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告について 駅前図書館機能構想について
平成 28 年 7 月 6 日	駅前図書館機能について
令和元年 12 月 18 日	中心市街地活性化基本計画（案）について

表. 地域開発庁内検討委員会の構成（令和元年度）

都市計画課長	企画課長	未来プロジェクト課長	財政課長
農政課長	農林整備課長	商工振興課長	観光交流課長
都市整備課長	道路河川課長		

（２）市議会における審議の経過

平成 27 年 3 月議会において、平成 27 年度予算の提案にあたっての施政運営方針のなかで、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組む旨を表明するとともに、議会答弁においても中心市街地活性化を推進する旨を明らかにした。

表. 市議会における審議の経過

会議の種類	議題等
平成 27 年 3 月議会	中心市街地活性化基本計画の策定について
平成 28 年 6 月議会	中心市街地活性化基本計画の概要について
平成 28 年 7 月 経済環境委員会協議会	中心市街地活性化基本計画（案）－概要版－について
平成 28 年 7 月 全員協議会	中心市街地活性化基本計画（案）－概要版－について
平成 28 年 9 月議会	中心市街地活性化基本計画（案）－概要版－について
平成 29 年 5 月 経済環境委員会協議会	中心市街地活性化基本計画の状況報告について
平成 29 年 9 月議会	中心市街地活性化事業について
平成 30 年 3 月 予算決算委員会経済環境分科会	御殿場駅周辺活性化事業について
平成 31 年 3 月議会	市長施政方針について（御殿場駅周辺活性化事業について）
平成 31 年 3 月 予算決算委員会経済環境分科会	御殿場駅周辺活性化事業について
令和元年 9 月議会	御殿場駅前活性化の諸課題等について
令和 2 年 2 月 経済環境委員会協議会	中心市街地活性化基本計画（案）について
令和 2 年 3 月議会	中心市街地活性化基本計画（案）について

（３）中心市街地の活性化に向けた市民・事業者等の検討の状況

①駅周辺のまちづくりに関する検討会等の開催

本市では、平成 19 年 7 月に、地元組織である「御殿場駅東地区まちづくり検討会」が発足され、駅東地区のまちづくりに関するアンケート調査を行うとともに、まちづくりの課題や取組について検討を行い、平成 21 年 3 月に報告書が市に提出された。

その後、平成 22 年 5 月に「御殿場駅東地区まちづくり検討会」を前身とした「御殿場駅東地区まちづくり懇話会」が設立され、御殿場駅東側の区域一帯のまちづくり・活性化についてさらなる検討を進めるため、平成 26 年度までに延べ 34 回にわたり、まちづくりに関する意見交換、基礎知識の学習、現地調査、ワークショップ等を行ってきた。

さらに、平成 27 年からは、駅東西地区の連携強化と役割分担等による集客力の向上を目指し、魅力ある中心市街地の実現に向けてさらなる取組を進めるため「御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会」が設立され、さらなる活動を進め、最終的に『中心市街地活性化基本計画の策定に係る提言書』としてとりまとめられ、平成 28 年 2 月に市長への提言が行われた。

表. 駅周辺のまちづくりに関する検討会等の開催経緯

◎御殿場駅東地区まちづくり検討会（平成 19 年度～平成 20 年度）

開催日	審議等の経過
H19. 7. 14	「駅東まちづくり検討会」の発足 ・役員会（駅南を良くする会）にて「駅東まちづくり検討会」発足について了承
H19. 8. 26	「駅南を良くする会」会員への説明 ・会員へ「駅東まちづくり検討会」について説明
H19. 12. 2	協議会規約と組織構成 ・協議会規約と組織構成について決定
H20. 1. 27	「駅南を良くする会」会員への経過報告 ・経過及び今後の活動の説明
H20. 1. 28	新橋区長、副区長へ報告と意見交換 ・組織構成、活動方針について説明・意見交換
H20. 2. 18	役員会にて「まちづくりアンケート」の検討 ・「まちづくりアンケート」の調査時期、調査内容、調査地域等について検討
H20. 3. 1	役員会にて「まちづくりアンケート」について検討の上決定 ・「まちづくりアンケート」の詳細決定 ・「街頭アンケート」の検討
H20. 3. 18 ～3. 25	「まちづくりアンケート」 ・駅東地区の住民等関係者にアンケート用紙を 400 部配布、回答 143 部
H20. 3. 22	「まちづくりアンケート」進捗状況の確認と今後の活動の検討 ・「まちづくりアンケート」の進捗状況確認 ・「街頭アンケート」の日程等の検討
H20. 4. 2	「まちづくりアンケート」調査報告書の検討 ・「まちづくりアンケート」調査結果の分析と総評のまとめ
H20. 6. 28	「まちづくりアンケート」調査報告書に関する協議 ・アンケート結果からの意見、要望について意見交換
H20. 7. 20	「駅東地区・現地視察」 ・児童館⇒よしの交差点⇒塚本神社⇒御殿場駅箱根乙女口⇒富士病院前⇒（都）新橋深沢線予定地

H20. 8. 10	「御殿場駅乙女口街頭アンケート調査」 ・ 御殿場駅箱根乙女口乗降客を中心に街頭アンケート調査を実施、サンプル数 200
H20. 8. 19	「街頭アンケート」調査結果の集計、分析 ・ 調査結果の集計分析と結果報告会の準備 ・ 先進地視察の日程、視察地の選定
H20. 8. 22	「まちづくりアンケート」「街頭アンケート」結果報告会 ・ 結果の報告と分析と総評の発表 ・ 都市計画や道路に対しての質疑応答
H20. 9. 22	「駅南を良くする会」会員への経過報告 ・ 会員へ途中経過の報告とまちづくりに対する意見・要望を収集
H20. 10. 24	先進地視察の検討、素案決定 ・ 先進地視察の視察地、日程、参加範囲等の打合せ、素案決定
H20. 11. 1	「まちづくり勉強会」の詳細決定 ・ 「まちづくり勉強会」への意見交換、日程、場所等の決定
H20. 11. 26	「御殿場駅東まちづくり勉強会」 ・ 駅東口の駅前広場・駅前通りの整備計画について提案・説明
H20. 12. 14	先進地視察見学会 ・ 田園調布駅前広場・住宅地・商店街⇒泉岳寺⇒東京都庭園美術館⇒吉祥寺駅前商店街
H20. 12. 20	先進地視察の検証と反省 ・ 視察見学会、車内アンケートの結果と参加者からの意見をもとに、視察の成果や課題を列举
H21. 1. 7	「検討会の活動報告書」取りまとめについて
H21. 1. 16	「検討会の活動報告書」取りまとめについて（内容構成）
H21. 2. 20	「検討会の活動報告書」取りまとめについて（素案協議）
H21. 2. 22	「活動報告書」の概要報告と意見交換
H21. 3. 2	「検討会の活動報告書」取りまとめについて（協議）
H21. 3. 17	「検討会の活動報告書」原稿について
H21. 3. 27	「御殿場駅東まちづくり検討会」について（事業の確認）

◎御殿場駅東地区まちづくり懇話会（平成 22 年度～平成 26 年度）

開催日	審議等の経過
H22. 5. 31	第 1 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 懇話会設立経緯、委員紹介、懇話会規約、正・副会長の選出 ・ アクセス道路及び駅前広場の計画平面図について ・ 地元説明会について ・ （都）新橋深沢線の整備状況について
H22. 6. 21	箱根乙女口広場・（仮）箱根乙女線整備計画説明会 ・ 駅東地区まちづくり整備計画について ・ 箱根乙女口広場・（仮）箱根乙女線整備計画について ・ 測量の実施について
H22. 7. 12	第 2 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 地元説明会の結果について ・ 説明会後の動きについて
H22. 9. 17	第 3 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ （都）新橋深沢線及び駅東地区測量の進捗状況について ・ 今後の懇話会テーマ等について ・ マイロード整備及び SL 広場整備の予定について

H22. 10. 12	第 4 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 駅周辺整備効果アンケートの結果について ・ 送迎車両停車ゾーンについて
H22. 11. 19	第 5 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 防犯のまちづくりについて ・ マイロードの整備内容について
H23. 1. 17	第 6 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 用途地域と地区計画について
H23. 2. 17	第 7 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 都市再生整備計画について
H23. 6. 16	第 8 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 平成 22 年度の懇話会活動記録について ・ 平成 24 年度からの社会資本総合整備計画について ・ (都) 新橋深沢線及び箱根乙女口整備計画の進捗状況について
H23. 7. 21	第 9 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 景観について (「景観」とは何か、修景事業の取組事例 (三島駅南口)、景観意識の啓発事例 (奈良県「残したくない景観」))
H23. 8. 17	第 10 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 景観について (御殿場市の景観行政の取組状況、取組事例 (伊勢市おはらい町、長浜市黒壁スクエア))
H23. 9. 12	第 11 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ バリアフリーのワークショップについて (ワークショップとは、10/19 予定のまち歩き点検について)
H23. 10. 19	第 12 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ まち歩き点検の実施
H23. 11. 11	第 13 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ バリアフリーワークショップの実施 (課題や問題点の整理、解決策の検討)
H23. 12. 14	第 14 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 講演会の開催 講演者：静岡駅西地区市街地再開発組合理事長 糠谷氏 演 題：清水駅西地区まちづくりについて
H24. 2. 17	第 15 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 平成 23 年度の懇話会活動記録について ・ バリアフリーワークショップの結果 ・ フォローアップの結果 ・ 平成 24 年度の懇話会活動予定について
H24. 5. 16	第 16 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 平成 23 年度の懇話会活動記録について ・ 平成 24 年度のスケジュールについて ・ (都) 新橋深沢線の進捗状況について
H24. 6. 25	第 17 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 駅東地区の用途地域変更の検討結果報告 (対象エリアの設定、用途変更案の比較、準防火地域指定及び容積率の検討) ・ 新橋東公民館、児童館跡地の土地利用検討
H24. 8. 10	第 18 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 駅東地区の地区計画 (素案) の検討結果報告 (整備方針、建築物等の用途の制限)
H24. 9. 20	第 19 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 ・ 景観計画策定について状況報告

H24. 10. 24	第 20 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 御殿場駅箱根乙女口広場の形状について【第 1 回】（駅前広場の役割、条件、課題、事例について、現行案の提示、意見交換）
H24. 10. 31	清水駅西地区再開発事業の視察研修 清水駅西地区再開発事業の視察
H24. 12. 3	第 21 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 御殿場駅箱根乙女口広場の形状について【第 2 回】（前回出された意見の整理、変更案の提示、ジオラマを囲んで意見交換）
H25. 2. 7	第 22 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 御殿場駅箱根乙女口広場の形状について【第 3 回】（前回出された意見の整理、変更案の提示、ジオラマを囲んで意見交換）
H25. 5. 21	第 23 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 - 平成 24 年度の懇話会活動記録について - 平成 25 年度のスケジュールについて - 御殿場市景観計画（素案）について（駅周辺の内容について説明）
H25. 6. 18	第 24 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 御殿場市景観計画（素案）について（ワークショップ形式で意見交換）
H25. 8. 22	第 25 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 （都）新橋深沢線沿道の用途地域見直し及び地区計画の決定について
H25. 10. 18	第 26 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 バリアフリー特定事業計画について
H26. 1. 20	第 27 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 - 御殿場駅東地区計画について - バリアフリー特定事業計画について - 御殿場市景観計画について
H26. 5. 15	第 28 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 - 平成 25 年度の懇話会活動記録について - 平成 26 年度のスケジュールについて - 無電柱化計画について
H26. 6. 23	第 29 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 - 御殿場駅周辺の整備事業について - 富士病院のバリアフリー化の状況について
H26. 7. 30	第 30 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 中古住宅の流通について
H26. 9. 18	第 31 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 御殿場駅箱根乙女口広場の設計について
H26. 10. 15	第 32 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 御殿場駅箱根乙女口広場の設計について
H26. 11. 20	第 33 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 - 御殿場駅箱根乙女口広場の設計について - 市長への中間報告会について
H26. 12. 22	御殿場駅東地区まちづくり懇話会市長報告会 御殿場駅箱根乙女口広場の設計に関する提案について
H27. 2. 16	第 34 回御殿場駅東地区まちづくり懇話会 - 御殿場駅箱根乙女口の整備スケジュールについて - 来年度の懇話会の活動について - 駅西側の道路整備について

◎御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会（平成 27 年度）

開催日	審議等の経過
H27. 7. 8	第 1 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 「御殿場駅周辺の整備計画と課題について」 ・ 懇話会の設立経緯、活動計画の説明 ・ 現在予定されている駅周辺の整備事業の説明 ・ 駅周辺の課題の共有
H27. 10. 15	第 2 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 「御殿場駅周辺の課題の抽出（ワークショップ）」 ・ 駅周辺の課題抽出
H27. 11. 2	第 3 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 「御殿場駅周辺の課題解決策の検討（ワークショップ）」 ・ 駅周辺の課題解決策検討
H28. 1. 20	第 4 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 「御殿場駅周辺の課題と解決策について（ワークショップ）」 ・ 駅周辺の課題解決策提言とりまとめ
H28. 2. 12	『中心市街地活性化基本計画の策定に係る提言書』提出

◎御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会（平成 28 年度）

開催日	審議等の経過
H28. 8. 24	第 1 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 「御殿場駅周辺の整備事業の進捗状況の報告」 ・ 前年に説明した駅周辺の整備事業の進捗状況と今後の事業内容を報告 「中心市街地活性化基本計画（素案）について」 ・ 提言書の振り返り、基本計画の素案を説明した上で意見交換
H28. 11. 17	第 2 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 「中心市街地活性化基本計画（案）について」 ・ 最終案としてほぼまとまった基本計画を説明 「イベントホール BE-ONE の活用事業について」 ・ 来年度以降のイベントホール BE-ONE の活用方法について意見交換
H29. 3. 3	第 3 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 各種報告

◎御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会（平成 29 年度）

開催日	審議等の経過
H29. 5. 26	第 1 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 今後の懇話会の進め方について ・ ワークショップの概要について ・ ミニ・ワークショップ（デモ）の実施
H29. 7. 28	第 2 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 御殿場駅箱根乙女口広場の整備について ・ 「もし、クロツグミが駅周辺地の未来鳥瞰図を描いたら（ワークショップ）」
H29. 10. 12	第 3 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 「道沿いと水辺の探検遊び（ワークショップ）」
H29. 11. 22	第 4 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 「未来の駅東風景画（ワークショップ）」
H30. 2. 15	第 5 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 「駅東地区のまちなみのデザイン（ワークショップ）」

◎御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会（平成 30 年度）

開催日	審議等の経過
H30. 5. 25	第 1 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 箱根乙女口広場周辺等の都市計画の変更等について
H30. 6. 15	第 2 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 箱根乙女口広場周辺等の用途地域等変更について
H30. 8. 10	第 3 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 箱根乙女口広場周辺等の都市計画の変更等について（報告） ・ 「駅周辺まちづくり」のための参考事例について ～「魅力あるヨーロッパ都市の街づくり」について紹介～
H30. 11. 8	第 4 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 箱根乙女口広場周辺等の都市計画の変更等について（報告） ・ 御殿場市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について（報告） ・ 御殿場駅前・ポッポ広場の蒸気機関車について ・ 「駅東地区まちなみデザイン」についての更なるプランニングと意見交換
H31. 3. 13	第 5 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 平成 29、30 及び 31 年度の懇話会活動内容について（意見交換）

◎御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会（平成 31（令和元）年度）

開催日	審議等の経過
R1. 5. 31	第 1 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 新橋浅間神社を核とした地域の新たな魅力づくり ～恋人の聖地認定を活かした取組について～
R1. 6. 27	第 2 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 空家対策における本市の取組等について ～「御殿場市空家等対策計画」の概要について～
R1. 9. 5	第 3 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会（御殿場西高等学校との合同開催企画） ・ 「中心市街地に元気があるとまちはどう変わる？（ワークショップ）」 ①御殿場の中心市街地が将来こんな風になればいい！ ②御殿場の中心市街地が変わればこんな効果がある！
R1. 11. 22	第 4 回御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会 ・ 中心市街地における意見・提案の整理について

表. 御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会の構成（平成 30 年度）

会 長	福祉住環境コーディネーター
副会長	（有）魚よし水産
委 員	（株）勝又新聞店
〃	（公社）有隣厚生会富士病院
〃	（株）御殿場地所
〃	みなみ妙見
〃	（資）石川商店
〃	（株）根上酒造
〃	（有）勝又重春設計事務所
〃	新橋区副区長
〃	市議会議員
〃	都市建設部長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長

◇御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会による提言内容（平成 28 年 2 月 12 日）

将来像のテーマ

『都市機能の増進と経済活力の向上』

- ・ **都市機能の増進**…快適性と利便性を兼ね備える魅力ある中心市街地の実現
- ・ **経済活力の向上**…来訪者の増加に向けた賑わい空間の演出

■景観…『富士山の眺望を活かした景観が主役の整備を望みます。』

現在、御殿場駅からは御殿場市の象徴となる世界遺産富士山を眺めることができません。雄大な富士山への眺望で来訪者を迎えることは本市ならではのおもてなしであり、市民も日常生活の中で美しい景観を再認識する機会となります。そのためには、駅正面の高層ビルからホテルや商業施設の機能を移転した上で低層化するとともに良好な景観を構築し、さらに富士山への眺望を阻害している電線の地中化を進める等、本市の重要な交流拠点としてふさわしい景観整備が必要です。

■集客…『地域の特色を活かした民間と公共による新しい複合施設の整備を望みます。』

市街地再開発事業から約 30 年が経過し、再開発ビルの老朽化や商店街の衰退により、駅前でありながら核となるような集客施設がありません。物産店や飲食店街、アウトレットのアンテナショップといった観光客をターゲットにした施設に加え、図書館機能を有した子育て支援施設等市民向けの施設を併設した新しい複合施設の整備が望まれております。オシャレな都市空間をつくるために駅前に行く目的が『交通拠点としての通過点』のみではなく、『魅力的な集客施設』となるような計画的な配置が必要と考えます。

■広場…『幅広い世代が集える街中のオアシスのような空間の整備を望みます。』

現在の駅前広場は、送迎ゾーンやタクシープール、バスバースでスペースが分断されているため、イベントの際の使い勝手が悪く、また人と車の動線が混在し、安全性が低い状況です。これらに対しては、ペDESTリアンデッキ（歩行者回廊）により人と車の動線を分離し、デッキ部は人々が集うシティーステージ（催しの広場）のような広場にします。この広場は、子連れの家族、学生、高齢者等幅広い世代の癒しとなる街中のオアシスとして、公園風な空間づくりを図ることが必要です。また、軒田通りの整備による交通体系の変化を見据え、駅南ガード、バスバース、市道 4242 号線を含んだ形で人と車の流れを円滑にするラウンドアバウト（円形交差点）の導入を検討することも必要と考えます。

■駐車場…『駅に近接した場所に大規模（立体型）な駐車場の整備を望みます。』

駅前の活性化には広場や商業施設の整備に合わせて、市内外の来訪者を受け入れられるだけの駐車場が必要となります。そして、景観に配慮した新たな駐車場の整備や店舗ごとに設けている駐車場の集約化等の適正配置を官民連携により検討することが必要です。



図. JR 御殿場駅富士山口周辺整備イメージ
(御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会作成)



写真. 御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会における協議状況

◇御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会活動報告書（令和元年12月）

御殿場の中心市街地（駅周辺）の現状を踏まえ、御殿場西高等学校の生徒と懇話会構成員との世代を超えた協働活動として意見交換を行いました。

「中心市街地に元気があるとまちはどう変わる？」をテーマに、ワークショップを通じて「中心市街地に求める将来像」とその実現による効果について以下のとおり整理しました。

①中心市街地に求める将来像

○活力あるまち

商業機能の充実や交流の場の創出により、市民や観光客のニーズに対応した活力あるまちづくりを望みます。

主な意見

- ・ 商業施設等の充実
- ・ 観光振興
- ・ 交流の場の創出
- ・ 賑わいの創出
- ・ 交通利便性

○暮らしやすいまち

交通利便性や生活利便機能の向上を促進し、子どもから高齢者まで幅広いニーズに対応した場の創出による、暮らしやすいまちづくりを望みます。

主な意見

- ・ 交通利便性
- ・ 生活利便施設の充実
- ・ 幅広い世代への充実
- ・ 住環境の充実

○やさしいまち

誰にとっても居心地良く歩きやすい、快適で安全なやさしいまちづくりを望みます。

主な意見

- ・ 歩行者空間の確保
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 円滑な通行

○魅力あるまち

世界遺産・富士山をはじめとする豊かな自然景観など、御殿場市の魅力ある特徴を活かしたまちづくりを望みます。

主な意見

- ・ 良好な眺望の活用
- ・ 安らぎ空間の創出
- ・ まちの個性の活用

②将来像の実現による効果

○人口の増加

中心市街地の魅力向上・活性化により、定住・交流人口の増加が期待されます。

○インフラ（都市施設）整備の促進

施設需要の向上により、道路などのインフラ整備が促進され、安全で快適な環境の促進が期待されます。

○住環境・景観の改善

施設需要の向上により、交通利便性や生活利便機能が向上し、多様なニーズへの対応が可能な住環境の促進が期待されます。

○知名度と来街者の増加（交流・観光の活性化による経済効果を伴う）

知名度の高まりとともに、来街者（観光客）が増加し、商業機能の向上や交流の機会増加が期待され、経済の潤いと活性化が期待されます。

グループA

テーマ：中心市街地に元気があるとまちはどう変わる？

御殿場の中心市街地が将来こんな風になればいい！

○住みやすい環境

- ・歩行者にやさしい
- ・歩道の整備
- ・段差をなくす(スロープなどを設置)
- ・ユニバーサルデザインを多く取り入れる
- ・歩道の拡張
- ・バリアフリーが充実している
- ・高齢者にやさしいまち
- ・とにかく人が集まる(人が歩いているまち)
- ・交通の利便性
- ・駐車場の有効利用
- ・きれいで過ごしやすいまち

○集客(若者)

- ・チェーン店では無い個人店を
- ・老朽化した施設の建て替え
- ・若い人も楽しめる施設がある
- ・帰ってくるのが楽しみになる
- ・若者の施設の増加
- ・若者でも楽しめる店を出す
- ・バルクールのような若者が体を動かせる施設

○集客(全世代)

- ・名産品
- ・名物店を増やす
- ・人がたくさん(集う)
- ・人が集まるまち
- ・映画館の復活
- ・乙女口ロータリー付近のテナント

○景観

- ・富士山を活かしたまち
- ・富士山の窓口
- ・自然が多い
- ・富士山がキレイに見えるスポット
- ・駅の上に展望台
- ・自然のある大きな公園

○市民が暮らしやすい

- ・気軽に入れるお店(があると良い)
- ・買い物できる！
- ・スーパーマーケット(があると良い)
- ・建物が綺麗
- ・商店街の活性化

○観光

- ・外国人向けにもする(外国人観光客も意識)
- ・電車の待ち時間の使いみち
- ・自衛隊の何かの展示スポット
- ・映画のまち

御殿場の中心市街地が変わればこんな効果がある！

○人が増える

- ・どの世代にも楽しめる(高齢者も)
- ・世帯数が増える
- ・若人が集まる
- ・駅周りに人が増える
- ・若者が増えて活気がでる
- ・住みやすいまちになる(若者にも高齢者にも)
- ・どんな人も過ごしやすい
- ・個人店の集客数が増える

○交通

- ・アクセスしやすくなる

- ・駅に行くのが楽になる
- ・外出し易くなり、外出するようになる
- ・都会に行かなくても楽しめる
- ・賑やかになる
- ・人が増えて新しい良さが見つかる

○観光

- ・外国人の観光客も増える
- ・富士山の魅力に気づく

○お金

- ・金が増え、より整備にまわせる
- ・(経済が)潤う
- ・建物がきれいになる

○知名度

- ・有名なまちになる
- ・注目され、来る人が多くなる
- ・御殿場の知名度の増加
- ・自慢のまち！
- ・唯一無二のかっこいいまち
- ・積極性が増す

○衛生

- ・ゴミ拾いやボランティアに参加する人が増える

- ・一方で、...ごみが増えるなど、マナーの低下の懸念される

グループB

テーマ：中心市街地に元気があるとまちはどう変わる？

御殿場の中心市街地が将来こんな風になればいい！

○施設

- ・水産館がほしい
- ・市域を縦断できるまち
- ・駅ビルをつくる
- ・小さな子どもと遊べるような場所を駅周辺につくる
- ・中高生を対象にした商業施設の整備
- ・上に高いのでもなく低く、商業施設
- ・ゲームセンターがほしい
- ・外に出たいと思うような店をたくさんつくる
- ・ロケ地として使ってもらえるような場所(の創出)
- ・休憩所
- ・人口増加に伴うような施設(住宅)
- ・衣服屋、靴屋
- ・フリースペースがあり自由な時間が過ごせるまち
- ・(大人になったとき)皆が集まるフリースペース
- ・皆で遊べるような場所がほしい
- ・飲食店以外の店をもっと増やす
- ・学生が利用できる図書館のような施設
- ・0歳～小学生が利用できるコミュニティスペース(遊び場所)がある
- ・プレスボ長屋(商業施設と子育て支援施設を含む複合施設)のような施設

○便利

- ・御殿場周辺地区を多数設置
- ・無線LANとWi-Fi環境を整備
- ・何の店なのかを明確に

○景観

- ・御殿場の良さを(富士山、アウトレット)を市街地全体でPRする
- ・富士山をアピール
- ・水と触れ合える池やせせらぎのあるまち
- ・人がたくさん歩いているまち

○福祉

- ・幅広い年齢の人々が立ち寄れる場所を駅周辺に
- ・高齢者と若年層が混在するまち
- ・高齢者だけでなく子供まで楽しめるまち
- ・住んでも面白い特や通関が簡単にできるまち
- ・段差をなくす

一人で行っても楽しいまち

○交通

- ・駅前の道路を広くする
- ・駐車場を増やす
- ・自動運転の整備

○駅

- ・駅構内に店舗により活性化(店を増やす)
- ・名産品が並ぶ土産ショップ
- ・観光客が立ち寄れるところ(の創出)
- ・BEONEの地下街を活性化
- ・ICカードの利用

○水まわり

- ・高層下の側溝の整備(臭いがある)
- ・トイレを整備する

○食

- ・飲み屋だけでなく、若者をターゲットにした店を増やす
- ・ランチの食べられる場所(を増やす)
- ・駅前の居酒屋を少し減らす
- ・ランチで買い置き・中心など多種多様に選べるまち
- ・店舗グループを揃える飲食街
- ・地域の郷土料理の開発
- ・駅前に若者向けの飲食店がほしい(サイゼリア、タピオカ店等)

○イベント

- ・催しものができる場所(会場)をつくる
- ・若者が来るようなイベントをやる
- ・試験場に行きこよ

○街路

- ・シャッター街(閉店した店舗)を減らす
- ・マイロードをシャッター街から人が歩けるようにする
- ・人の歩行が優先される道(の整備)
- ・歩行者の利便性UP
- ・車ではなく歩いて行ける近くにある店をつくる
- ・田246を有効活用する

○インスタ

- ・インスタ映えをわらう
- ・夜を明るく
- ・年中イルミネーション
- ・珍百景をわらう
- ・花がいっぱいのまち
- ・花で季節が感じられる
- ・SL全面押し

御殿場の中心市街地が変わればこんな効果がある！

○施設&街路

- ・経済がまわる(アウトレット以外の積み)
- ・人が集まる場所ができる
- ・駅周辺に行く目的ができる
- ・活気ある駅前になる
- ・年寄りもまちに出てくる

○幸福度

- ・クオアターが上がり駅前へ出るのが楽になる
- ・若者男女みんなハッピーになる

○知名度

- ・駅を使う人が増える
- ・県外や市外からも人が来る
- ・御殿場のことを広く知ってもらえる

○人口

- ・若い人が御殿場に帰ってくる
- ・子育てでしるべり、人口増加に繋がる
- ・福祉・住宅地の増加→人口増加
- ・市外への人口流出を防ぐことができる
- ・若者が沼津で遊ぶなくなる

○食

- ・もっと特産品のアピールを！(水かけ屋など)
- ・(御殿場)経由で外食(が増える)

相乗効果

○景観

- ・写真家スポットが増える
- ・富士山が見えなくてがっかりがなくなる

○インスタ

- ・リピーターが増える
- ・若者が集まりやすくなる
- ・SNSによる知名度がUP
- ・注目度がUP
- ・若者がはるばるやってくる

○イベント

- ・市民同士の交流が増える
- ・多世代交流(が盛んになる)

○便利

- ・安全なまちのイメージが定着
- ・車がない生活が可能
- ・人の移動が不要で時間に無駄がなくなる
- ・観光客も快適に過ごせる

○交通(電車)

- ・国府津方面までSuicaなどが使えるようになると良い
- ・電車待ちの学生や観光客の時間がつよくなる
- ・車だけで来るのではなく、電車を利用してもらえる人が増える
- ・(車)
- ・交通手段が増える
- ・降雪を最優先にやってもらえる
- ・道が良くなれば事故も減る

○福祉

- ・福祉(環境)が整備されることで高齢者とその家族が住みやすくなる
- ・もっと子育てに優しいまちになる
- ・福祉の充実→高齢者が駅周辺地を利用できる
- ・高齢者も気軽に利用できる

グループC

テーマ: 中心市街地に元気があるとまちはどう変わる？

御殿場の中心市街地が将来こんな風になればいい！

○公共

- ・こども園、公園(富士見X)の整備)
- ・図書館(学生や家族で過ごせるX)を設置)
- ・家族が集まれる(施設や場所の創出)
- ・人が集まりたくなる(施設や場所の創出)
- ・市民交流センター(を設置)
- ・人が集まる場所(の創出)
- ・学生が自習できる学習スペース(の創出)
- ・学ぶ場所(の創出)
- ・勉強スペース
- ・サイクリング施設(の設置)

○観光

- ・観光の強化
- ・駅から富士山が望める
- ・御殿場の夜景をキャッチプレースにもってアピールを
- ・観光客で賑わう場所(の創出)
- ・土産屋

○福祉

- ・医療
- ・バリアフリー(整備の推進)
- ・病院など医療機関(の誘致)
- ・まちをきれいに

○住宅(住まい)

- ・住宅街(他方からでもX)の充実)
- ・手頃なアパート(の充実)

○集客

- ・映画館・劇場(の設置)
- ・映画館の復活
- ・ショッピングモール(の設置)
- ・駅構内にカフェなどを設置
- ・富士山の前の通りへカフェを設置
- ・時間調整できる場所(電車・バス利用者)(の創出)
- ・ゆっくりできる場所(の創出)
- ・中心市街地へのスポーツ・娯楽施設(の誘致)

○交通

- ・新幹線の駅(の設置)
- ・リニアの駅(の設置)
- ・空港(の設置)
- ・バス・在来線(電車)の増便
- ・電気自動車などの充電施設の増加
- ・道路(歩道)を広くし、自転車も通りやすいようにする
- ・道路の舗装

御殿場の中心市街地が変わればこんな効果がある！

○公共・住宅・交通→人口増加

- ・人口増につながる
- ・人口増加
- ・中心部の若者人口が増える
- ・移住定住者の増加
- ・若者のリターンが増加
- ・バリアフリーによって定住者の増加

○観光・集客→観光客の増加

- ・観光客の増加
- ・外国人観光客も増える
- ・観光案内所
- ・アウトレットで(の買い物)目的以外の観光客が増加
- ・スポーツ施設(の設置)による若者やファミリー層の増加
- ・駅前へのカフェ設置により学生が増加
- ・少しの時間でも立ち寄る人が多くなる

○公共→子育て

- ・子育てしやすくなる
- ・若者も高齢者も過ごしやすくなる
- ・コンパクトシティの実現の増大
- ・活気があふれる(まちになる)
- ・賑わい(が増える)
- ・中心市街地の活性化と共に他の地区も活性化

○オリンピック

- ・サイクリスト
- ・サイクリング施設
- ・他地方への「御殿場市」の知名度が増加

②準工業地域における大規模集客施設立地の制限に伴う説明会

平成 28 年 7 月 5 日、準工業地域における特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定に係る説明会を開催した。

表. 説明会の開催状況

開催日	内容・結果
平成 28 年 7 月 5 日 (参加者：8 名)	○将来的にホテルの増築を考えているが、今回の都市計画決定は影響しないか。 →今回の都市計画決定はあくまで大規模な商業施設を制限するものであるため、ホテルの増築は、建ぺい率、容積率の基準内であれば問題ない。 ○ホテルの中で一部店舗、飲食店を併設することも可能か。 →客室部分の床面積は除いた上で、10,000 m ² を超えなければ可能である。

③御殿場市中心市街地活性化基本計画(案)についてのパブリックコメント

中心市街地活性化に係る市民意見を収集するため、基本計画（案）への意見募集（パブリックコメント）を実施し、4 件の意見の提出があった。

- ・意見募集期間：平成 28 年 8 月 5 日～8 月 19 日
- ・意見提出件数：4 件

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１） 御殿場市中心市街地活性化協議会構成員

平成 28 年 10 月 31 日、中心市街地活性化法第 15 条に基づき、「御殿場市中心市街地活性化協議会」が設立された。

表. 御殿場市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

区分	構成団体	根拠法令
経済活力の向上	御殿場市商工会	法第 15 条第 1 項
都市機能の増進	御殿場まちづくり株式会社	
商業の活性化	協同組合森の腰商栄会	法第 15 条第 4 項
	湯沢商店会	
	軒田通り商店会	
	駅南を良くする会	
	御殿場おかみさん会	
公共交通機関の利便増進	箱根登山バス株式会社	
	小田急箱根高速バス株式会社	
	富士急行株式会社御殿場営業所	
	ジェイアールバス関東株式会社	
	小田急電鉄株式会社	
	静岡県タクシー協会御殿場・裾野支部	
行政	御殿場市都市建設部	
	御殿場市産業スポーツ部	
地域経済	一般社団法人御殿場市観光協会	法第 15 条第 8 項
	御殿場農業協同組合	
	一般社団法人御殿場青年会議所	
	静岡県中小企業家同友会御殿場支部	
	三菱地所・サイモン株式会社	
	静岡県立御殿場南高等学校	
	御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会	
	御殿場市都市計画審議会	
環境・コミュニティ	新橋区	
医療・福祉	御殿場市社会福祉協議会	
	公益社団法人有隣厚生会富士病院	
オブザーバー		
治安・防災	静岡県御殿場警察署	法第 15 条第 8 項
関係行政機関	静岡県経済産業部地域産業課	

(2) 協議会開催状況

表. 御殿場市中心市街地活性化協議会の開催状況

協議会の開催日	協議事項等
平成 28 年 10 月 31 日	第 1 回協議会 ・ 協議会の設立（規約の制定） ・ 役員の選出 ・ 御殿場市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 28 年 11 月 18 日	第 2 回協議会 ・ 御殿場市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 29 年 2 月 28 日	第 3 回協議会 ・ 御殿場市中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和元年 11 月 18 日	第 4 回協議会 ・ 御殿場市中心市街地活性化基本計画（案）について
令和元年 12 月 19 日	第 5 回協議会 ・ 御殿場市中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 協議会規約

御殿場市中心市街地活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、御殿場市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、御殿場市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 御殿場市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に必要な事項について総合的に調整し意見を提出する
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項

(事務所)

第4条 協議会は事務所を御殿場市萩原5-15 御殿場市商工会に置く。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に該当するもの
- (2) 法第15条第4項の規定に該当するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない

(役員)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員したときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年10月31日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(4) 協議会で出された主な意見

表. 協議会で出された主な意見

開催日	内容・結果
第1回中心市街地活性化協議会 (H28.10.31)	○軒田通りは都市計画に関してかなり関係のある場所。住民に対して、ある程度オープンにする機会を設ける必要がある。 ○中心市街地活性化協議会としてはあと2回開催し、基本計画を3月までに内閣府に出すということか。 →その通り。最終的には、「意見書」をいただく形となる。 ○駅前広場について、送迎スペースの拡張を盛り込んだ計画としてほしい。 ○市民のためなのか、観光客を誘致するためなのか、はっきりしない。総花的に活性化という文字が躍ってしまっており、立派な施設ができて人も人が歩かない状況にならないか危惧している。 →市民でも、観光客でも、御殿場駅周辺に人が集まるようにしたいというのが第一である。 →市民目線としては、昼間の人通りが少ないため、図書館機能を有する複合施設を核施設として整備し、人を呼び込みたい。これによって回遊性のあるまちになっていくことを期待している。 →観光客目線としては、低層化集客施設を整備し、そこに土産物を買う施設を置くことによって、観光客が御殿場駅周辺で少しでも時間を作って回遊することを期待している。
第2回中心市街地活性化協議会 (H28.11.18)	(1) 事前に頂いた意見 ○JR御殿場駅富士山口周辺整備イメージ図は、まちづくり懇話会の提言をもとに作成したものか。 →まちづくり懇話会にて中心市街地活性化についての協議を重ね、出された意見は最終的に提言書として市に提出されている。イメージ図は、提言書とともに懇話会から示されたものである。 ○来年3月の認定申請後であっても、協議会で計画の検討、変更は可能か。 →申請後、 ・地域の名称の変更や、地番の変更に伴う範囲の変更 ・事業等の実施期間に影響がない場合における、計画期間の6月以内の変更 ・基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更 以外の変更が生じた場合には、内閣総理大臣による変更の認定が必要となる。 ○協議会にも、関係建物の地権者等が入るべきではないか。 →地権者については、個別に、事業に関する協議と基本計画の内容に関する説明をさせていただいているため、協議会のメンバーには入っていない。 ○駅前のSLについて、移設を考えているのか。 →駅周辺から別の場所への移設は考えていない。 ○協議会規約第11条にある「負担金とその他収入」について説明してほしい。 →協議会にて経費が必要になる場合に、市からの補助金や商工会の負担金等が考えられるが、現時点では想定していない。 (2) 協議会当日の意見 【PFI事業について】 ○ペDESTリアンデッキ、駐車場及び駐輪場はPFIによる整備とのことだが、事業期間はどの程度を想定しているのか。また、国の支援がない事業の予算措置はどうなっているのか。 →民間活力を利用し、民間主導によって5年間の中で事業を進めていく。

開催日	内容・結果
	【歩行者空間の確保について】 ○歩行者空間の確保とあるが、中心市街地ではまだまだ歩道が脆弱。駅を中心どこまで歩行者空間を確保していくのか。それによって回遊性も変わってくるのでは。せっかくいいものを作っても、歩行者空間も整っていないとなかなか人が出てこない。 ○歩行者の流れがはっきりしてないと治安上・防災上非常によろしくない。安全に楽しんでもいただくためには、安全な施設でないといけない。人の流れがどのようになるのか具体的に示していただきたい。 →優先的にやっていく道路整備事業を掲げている。その他の道路の整備についても、今後実施していく必要があると認識している。 【複合施設整備事業（図書館機能を有する）について】 ○補助金の補助金による補助金のための事業のような気がする。BE-ONE の事例を考慮していないような気がする。ただし図書館を設けるのは良いと思う。 ○市内の既存の図書館は蔵書が少ない。新しい図書館を作るにしても、質を高めることが必要。 ○現在の御殿場駅の周辺は、正直学生にとってはあまりよろしくない環境だと思う。図書館機能を有する複合施設の充実を図る等、中心市街地の活性化にあわせて、そのような状況を解消してもらいたい。例えば沼津市のプラザヴェルデのような、子どもが勉強したり、学習したりすることができるような居場所づくりが必要では。 ○図書館機能が入る複合施設は非常に良いアイデアだが、それだけの規模の事業をどのような民間企業がやるのか疑問。候補者がいるならば教えていただきたい。 ○毎月第1日曜日、駅の活性化を目指して、おかみさん市をやっているので、活性化は大歓迎。まちなかに公共施設があるのは良いことだと思うが、中途半端な規模であれば集客が難しいと思う。 →基本的に民間の力を活かして建物を整備し、そこに市がテナントとして入る形を想定している。図書館機能を持った施設として市がフロア借りすることについて、地主と調整中である。 【低層化集客施設整備事業について】 ○低層化集客施設の整備、物産館の誘致とあるが、地権者との調整はどうなっているか。 ○一番気になるのはソフト事業。御殿場の特産品を販売する等、個店独自の、そこでしか買えない物を販売する店舗ができてくれば、市民も足を延ばすのではないか。 →可能であれば土産物も売る施設の誘致を進めたいが、開発事業者が入ってこないとなかなかできない。 【外国人誘客、Wi-Fi 事業について】 ○富士山という宝があるので、インバウンド、外国人の集客等ワールドワイドに考えてみるのも一つではないか。 ○駅前で物を売るのが難しい時代。人通りが少ない中でのハード型の駅前商業は、かなりハードルが高いのでは。最近特にインバウンドが増えているが、その方々の目的地はどこか、どういったニーズがあるのかという要素がもう少し厚くていいのかなと感じている。特にインバウンドの方だと情報をとりたい時にどうしても携帯、Wi-Fi 通信環境のニーズがかなり高い。また知らない地域で消費する時に、かなりネットから情報を得ていることを考えると、Wi-Fi 等

開催日	内容・結果
	で容易に情報をとれる環境整備が必要。まずは外国人が外国人に情報を流すためのソフト面の整備が必要。 →外国人の利用も想定した Wi-Fi 事業についても大変重要であり、ソフト事業として推進する必要があると認識している。 ○御殿場まちづくりが運営しているコミュニティ施設、施設のフロア貸し等によると言うことだが、駐車場整備も必要。 →自動車による来街者への対応を図るため、駐車場整備を検討している。 ○軒田通りの歩行者交通量が 9.8%増加となっているが、これは市役所職員の通行量が増えたということでは。 →市役所職員の通行箇所と交通量の調査箇所は異なるため、そのような理由から通行量が増えたというわけではない。 ○御殿場で降りる客の大部分はアウトレットへ行く。御殿場駅周辺に立ち寄る客は皆無だと思ふ。アウトレットからさらに足を延ばせる方策があれば。やはり、客が駅に来て買い物をする、映画を見ろという施設がないと、なかなか駅に行こうという人はいないと思ふ。 →乙女口で乗り降りするアウトレット目的の観光客を富士山口にも誘引する方策を推進し、現状を打開していきたい。 【その他意見】 ○何を目標そうとしているか、焦点がぼけてしまっている気がする。 ○商店街の活動は、今は街路灯がメインとなっている。その他の活動がおろそか。この問題を解決しない限り駅前整備は難しいのでは。 ○いかにして人通りを取り戻して、駅前を活性化するかというのが願ひ。あくまでも官民協力で実現を目指す。例えば藤枝駅前が成功例の一つで、官民協力して建物を建てて、それを利用してにぎわいを取り戻している。御殿場も、官民挙げて成功させたい。 ○眺望とにぎわいがポイントではないか。人が集まって初めて眺望・にぎわいの価値がある。市民・観光客が駅に立った時に、何を求めるのか。例えばベンチが欲しいだとか、細かい所も意見をいただければ。 ○生涯学習機能ということ、富士山や自然の学習ができる、博物館のような施設を作っていただきたい。 ○駅周辺の整備を行った上で、郊外の機能を充実していただきたい。スポーツ施設、特に野球場を充実したものにしていただきたい。 ○飲食店等夜はにぎやかだが、昼は寂しい。それをインフラ整備によって解消できるのか疑問。官民一体で、民間も納得できるような運営を期待したい。 ○過去は商店街として非常に人も多く、祭りも非常に盛大にやっていたが、今はほとんどの店が閉まっている。何か現実的でないような気がする。現実のレベルでわかるような形で、自分たちも理解しなければいけない。 ○御殿場駅は単なる乗換駅になってしまっている。ときどき、どこかで食事やお茶をする所はないかと質問を受けるが、私自身も思ひ浮かばない。ただ、少し歩けばいろいろな飲食店があるので、PR等して、30 分でも 1 時間でもとどめてお金を落とさせる。そのような仕掛けが必要。 ○買物弱者支援事業の事業主体と実施範囲が実際と異なっている。買物弱者事業及び商店街ポイント事業としていただき、ポイント事業でにぎわいづくりができることを付け加えていただきたい。 ○駅から富士山が見えるだけでは魅力を感じないのでは。また、ペDESTリアンデッキは御殿場線の本数を増やしてもらわないと効果がないのではないかと。さらに、雪が多いという地域性からも、転倒する等の危険も高い。御殿場らしさ

開催日	内容・結果
	があり、実態に合った形で活性化を目指すのが良いのでは。例えば富士山を見せたいのであれば、タワーが駅前にあれば面白いのでは。「おもてなしのまち御殿場」をスローガンに掲げているが、バリアフリーが重要。誰でも使えるトイレやベンチ、授乳できる場所がいろいろあるとか、そのようなまちづくりがおもてなしのまち御殿場になっていくのでは。
第 3 回 中心市街地 活性化協議会 (H29. 2. 28)	○アパート等は空室が多く、民間分譲マンションもなかなか売れてない状況のなか、居住人口を増やす事業が必要なのか疑問に感じる。 →中心市街地の人口を増やす施策、何らかの事業展開は必要と考えているが、現時点で住宅供給に関連する事業はなく、中心市街地における住宅建築の補助等もないため、民間に頼らざるを得ないのが実状である。いずれにしても、中心市街地の人口を増やすためには、マンション・アパート等の建設が必要と考える。 ○ヌマヤ跡地は図書館施設や子育て・高齢者支援施設が入ると思っていたが、スーパーも入るのか。 →駅前のサロン、図書館機能、子育て、お年寄りが囲碁・将棋をやれるような生涯学習的な施設をテナントとする施設を考えている。また、これにプラスアルファで何らかの民間施設が入る形になろうかと思っている。 ○低層化集客施設に中堅総合スーパーを入れる計画のようだが、車で買い物に来る方も相当いるのではないかと。駐車場の確保も含めて計画に入れないと、売上はおそらく達成できない。 →旧静銀跡地、社会福祉協議会の跡地を駐車場として考えている。また、駅北の駐輪場も状況によっては駐車場として、例えば立体駐車場を整備する等も考えている。 →仮に社会福祉協議会の跡地に平面駐車場を整備した場合、40 台程度は確保可能。また、3 階～4 階建の立体駐車場を整備した場合は 90～100 台程度は確保可能。 ○ペデストリアンデッキを整備するから利用が増えるのではなく、巨大な集客施設の整備等、何か一工夫必要。 →何らかの集客施設ができないと、駅周辺の活性化には繋がらないと認識している。基本的には民間開発事業者等による施設の整備を考えており、併せてペデストリアンデッキの整備も進めていきたい。ペデストリアンデッキは市事業でやるのか、民間等を活用した PFI 方式を採るのか検討中である。 ○御殿場市は駅前の BE-ONE ビルが先行してまちづくりが進んできた。当時は選択肢として成り立ったが、これからは、やはり官民一体、公共と民間が上手くリンクしたまちづくりが必要。いずれにしてもまちづくりは時間とお金がかかるので、関係者それぞれが“餅は餅屋”で頑張ってもらいたい。
第 4 回 中心市街地 活性化協議会 (R1. 11. 18)	○前回も会議に出席したが、中心市街地活性化基本計画は、国の認定を受けて補助金を得ることが前提だったと思うが。 →人口増加に直接寄与する事業がないため、認定申請は見合わせている。ただし、今後有効な事業が見つかれば、認定申請する可能性はある。 ○認定を受けるための期限（タイムリミット）はあるのか。 →（今の制度が変わらない限り）特に期限は設けられていない。1 年で 2～3 回ほど認定申請のタイミングがあるので、それに合わせる形になる。令和 2 年度～令和 6 年度が今回の計画の計画期間となるので、その間に動きがあれば認定申請する可能性はある。 ○国の認定を受けるとどうなるのか。 →要件を満たす事業について、国の補助金を受けることができる可能性がある。なお、今回認定申請は見合わせているが、市としては活性化のための事業・取組はすぐにでもやるべきとの認識がある。そのため、市独自の活性化基本計画として、今回策定することにした。

開催日	内容・結果
	○最近意識したことだが、富士山の見え方が御殿場と沼津とで異なる。例えば、富士山をイメージする三角形のものを作ったら補助金を出すといった取組はどうか。また、単発で終わる取組ではなく、継続して実施することが可能な取組を行っていくべき。最近熱海市が活性化しているのをよく聞く。 →先日、熱海市に視察に行ってきたところである。まちなかに車の出入りを制限している道路があって、そこには空き店舗はなく、にぎわいを見せていた。ただし、そこからちょっと離れると空き店舗が多くある状態でもあった。全体的に熱海市は坂道が多く、歩くには厳しいと感じた。 ○熱海市は小さい工夫をたくさん行っている。女性が活躍しているのが特徴。 ○以前は、駅前にペDESTリアンデッキを整備する内容が盛り込まれていたが、実現にはハードルが高く、この5年間では整備は難しいと認識してほしい。なお、軒田通り（（都）新橋茱萸沢線）は現在一方通行だが、将来的には幅員19mの道路として整備、対面通行となる。 ○今後の民間（開発等）の動向をどこまで情報提供できるか、今のところわからない。箱根乙女口は観光協会が新たにオープンするので、人の流れも少し変わってくるのではないかな。 ○前回（第3回協議会）との違いを、もう少し分かりやすく説明していただきたい。もっと委員の意見が出ないといけませんが、行政のみに責任を押し付けることはできない。官民協働で計画策定と活性化に取り組んでいくべき。
第5回中心市街地 活性化協議会 (R1.12.19)	○（都）新橋茱萸沢線の整備完了はいつ頃か。 →県からは、来年度あたりから工事に入りたい旨の話を頂いているが、建物移転や無電柱化工事の関係もあり、5～6年はかかると見込んでいる。 ○活性化の目標1の「市民や観光客等多様な来街者でにぎわうまちをつくる」と目標2の「生活者や来街者に便利なまちをつくる」は、ともに市民と観光客を対象としている。市民が感じる便利なまちと、観光客が感じる便利なまちは異なると思うので、目標1は市民・生活者に視点を置き、目標2は観光客に視点を置いたほうが分かりやすいのでは。中心市街地を利用する市民が増え、その延長として観光客が増えると考え。 →市民が主であることは念頭に置いており、その上で、観光客にも利用してもらえれば良いと考えている。意見を踏まえ、活性化の目標について再考させていただく。 ○道路が広がって車の交通量が増えることも大事だが、何よりも人が歩きやすい道づくり（まちづくり）をしていくべきであり、御殿場駅周辺に来ると何か面白いものがあるから歩いて行こう、という人が増えると良い。複合施設の整備等は、まちなかをたくさんの人が回遊するものとなるように考えてほしい。 →にぎわい創出のため、複合施設を軒田通り（（都）新橋茱萸沢線）に整備する予定。それによって、駅から複合施設まで歩いていただきたい。 →軒田通り整備が完了すると、対面通行となり車の交通量は増えるが、周辺の渋滞解消や若宮交差点の安全確保のため、歩道も含めしっかり整備したい。 ○国では「居心地が良く歩きたくなるまちなか」というテーマのもと、ウォーカブル推進都市の取組が進められている。 ○現在、御殿場駅から直接富士山は見えないが、少し歩けば富士山が見えるスポットがある。新観光案内所には、そのような眺望スポットができるようだが、他にも駅周辺で何箇所かあるとよい。また、そこに行けば富士山が見えるというだけでなく、何か他にも付加価値のあるスポットとして整備して、回遊性を高めていくことが重要。 →御殿場駅富士山「ぽっぽ広場」のSL前からは富士山が見え、景観条例で建物の高さも規制している。そのようなところで眺望スポットを整備するのは手段の一つと考えているが、現時点では何も決まっていない。なお、軒田通り（（都）新橋茱萸沢線）の幅員が19mになり、歩道から富士山が見える

開催日	内容・結果
	場所がかなりできてくるため、そういった部分の情報発信も考えている。 ○小売業の減少をどのように食い止めるか。また、「活性化に寄与する種々の取組」とは、具体的にどのような取組を想定しているのか。やはり、まちづくりはハードだけではなく、そこに行ってみたくくなるような、回遊性が高くなる魅力的なものがないと、なかなかうまくいかないと思う。 →複合施設等の整備に伴って、少しづつではあると思うが人が集まり、出店が増え、さらに人が集まるという相乗効果を期待している。 ○軒田通りの整備も良いかも知れないが、これに付随して自然と共存できるようなまちになると、子どもたちにとっても良いと思う。そうすると、居住する人が増え、商業なり施設なりも増えてくるのではないかと。 ○以前、(都)新橋深沢線の歩道の色や形状、照明、他所との比較や成功事例などを協議したが、軒田通りはどうか。 →軒田通りの整備は県事業であり、県の判断が基本。ただし、単純な整備は市としても避けたいので、できる限り地元の方々の意見を頂き、反映させたい。 ○他所では、ただ単純に歩道があるのではなくて、合間合間にイスが整備されていたりする。また、恋人の聖地になっている浅間神社から清流が流れてくる、といったようなものがあると、近くに住みたいと思う人も出てくると思う。 →軒田通りについては、道路の整備が進まないことには、どこから富士山が眺望できるか分からない。整備が進み、富士山が眺望できる場所があれば、近くにベンチを置くなどの相談が関係権利者にできるのではと考えている。 ○複合施設の図書館機能が200㎡程度、子育て支援機能が100㎡程度となっているが、本当に人を呼べるだけの十分なスペースが確保できるのか疑問。 →施設規模が不明確であるため、床面積は小さめに想定しているが、想定規模以上での整備を目指したい。図書館は、蔵書を相当数置くようなことはせず、市の図書館と連携して貸し出しができるようにしたいが、中高生の利用を主として考えているところもあり、参考書のようなものを置いたり、お母さんたちが見るような雑誌を置いたらどうかという話も出ている。 ○御殿場市は来年のオリンピックの自転車競技会場となることから、今後自転車関連のイベントが増え、オリンピックコースを走りたいというサイクリストのニーズも高まると思う。現在、駅裏にベンチを兼ねたサイクルステーションを置いているが、御殿場市を自転車の聖地とするため、サイクリストに対する「もてなし」が必要と思う。 →富士山を1周する通称「富士いち」というコースがあるが、軒田通りをスタート地点とするもので、自転車通行帯を整備することも一つではないかと考えている。自転車通行帯によって自転車が安全に通行できるようになると、さらに多くのサイクリストが集まると思う。ただし、県による軒田通り整備あつてのものであるので、全体的な中で今後考えていくことが必要。 ○空き店舗対策について、実際に空き店舗を使う方のニーズに合致しているか分からない。使う側の意見を聞き、施策に反映することが重要。 ○民間が今後の動向をどのように見据えていて、どのような条件が整っていればよいのか、トレンド的なところも含めて計画に盛りこんではどうか。 ○箱根乙女口では、アウトレット等に行く大勢の人がバスを待っているが、イスもない。風よけのある待合室を設置していただけるとありがたい。 →現在整備中の観光案内所に待合空間を作っていただけないかと要望しており、当方としては、要望どおりに整備していただけると考えている。また、それだけでは足りないだろうということで、風防までは難しいと考えているが、箱根乙女口広場に(通路下などを上手く利用して)、もう少しイスを増やそうと考えている。また、バスを待っている方は高齢者が多いと聞いており、移動困難時にイスが欲しいという意見も頂いている。どこに、どのように整備するかは検討中である。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

（１）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

御殿場市中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、次のアンケート調査等の結果を参考とした。

- ・旧法計画策定時に実施した住民意向調査（平成 12 年 10 月実施）
- ・都市再生整備計画（御殿場市中心市街地地区）の事後評価時に実施したアンケート調査（平成 22 年 9 月実施）
- ・御殿場市バリアフリー基本構想策定時に実施した住民アンケート調査（平成 23 年 7 月～8 月）
- ・御殿場市景観計画策定時に実施したアンケート調査（平成 23 年 9 月～10 月）
- ・第四次御殿場市総合計画策定時に実施した市民意識調査（平成 26 年 6 月）

（２）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①市民・事業者等の検討の状況からのニーズ分析

御殿場市中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、次の市民や事業者の検討状況の結果を参考とした。

- ・御殿場駅東地区まちづくり検討会
- ・御殿場駅東地区まちづくり懇話会
- ・御殿場駅周辺地区まちづくり懇話会

②パブリック・コメントからのニーズ分析

御殿場市中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、平成 28 年 8 月 5 日～8 月 19 日に実施したパブリック・コメントの結果を参考とした。

表. パブリック・コメントに寄せられた意見と対応方針

基本計画 の項目	件数	意見	対応方針
8 章	1	市民への公共交通の利用を促し、公共交通で活動できる範囲を増やすことで利便性と滞留性が増すと思われるので、公共交通の見直しを図った計画の策定をお願いいたします。	本計画において各事業と関連するソフト事業において、公共交通の利用に増進する事業を検討していきたいと考えております。 今後参考とします。
7 章	1	J R 御殿場駅舎屋上に富士山型モニュメントを設置し、旧来からの富士山玄関駅としての伝統と歴史を全国に発信するとともに、御殿場市中心市街地の名物とすることで、街の活性化を促進する。	富士山の玄関口としての魅力を発信していくために、駅周辺において、御殿場の土産物を買うことができる物産館の誘致を検討しております。J R 御殿場駅舎屋上へのモニュメント設置ですが、駅舎の持主が市ではないので難しいと考えておりますが、違ったかたちで御殿場の伝統と歴史が発信できるような工夫をしていきたいと考えております。 今後参考とします。

基本計画 の項目	件数	意見	対応方針
7 章 8 章	1	地域にデザインコンセプトを設け、エンターテインメントを集める。 広場において、「祭り」や「郷土芸能」の舞台づくりを行う。 駐車場と駐輪場の棲み分けを行い、駐車場から駅前施設まで雨に漏れない対策を施す。	駅前広場にペDESTリアンデッキを整備し、低層化集客施設の屋上広場と一体利用できるようになり、富士山を望みながら今より規模の大きいイベントの開催が可能となります。「祭り」、「郷土芸能」を取り入れたイベントが開催できる場所としてペDESTリアンデッキや屋上広場の提供ができると考えております。 現在の駐輪場に予定をしている立体駐車場は駐輪場と駐車場の階を分けることで自転車と自動車の棲み分けができるようになると考えております。 また、ペDESTリアンデッキの下をすることで雨に濡れずに低層化集客施設、駐車場又は駐輪場から駅前施設まで通行できるよう今後の設計において検討してまいります。 今後参考とします。
3 章 7 章	1	民間事業者が採算に合う事業が可能か疑問である。また、新しい施設の中に入るテナント、業種構成、ソフト事業により人が来るか来ないか左右される。 富士山を見ることが出来る箇所は市内各地にあり、富士山を見る為に御殿場駅に人は来ないと思える。富士山が見えることによって大きな活性化には結びつかないと思う。 駅前の S L を圧縮空気で作動等、動態保存を含め考えてもらいたい。	本計画において民間事業者が主体となっている事業に関しては、民間事業者側により業種構成を含め採算が合った事業が可能か検討をしたうえで、事業を実施するようになります。 御殿場駅から富士山の眺望確保については、市民向けのアンケート調査の意見等において実際に声が挙がっております。 富士山の眺望を確保することは、本市が富士山の玄関口として鉄道や高速バスを利用して来訪する人に対するおもてなしになるものと考えております。 また、駅周辺におけるにぎわい創出のため、S L についても有効活用してまいりたいと考えております。 今後参考とします。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕都市機能の集積の促進の考え方

（1）御殿場市都市計画マスタープラン（H23.3）

御殿場市都市計画マスタープランにおいて、将来目指すべき都市構造として、都市機能を重点的に集積・維持する区域を都市核として定めるとともに、都市拠点や地域拠点等を有機的に結ぶ軸を都市軸とし、適切な土地利用や都市施設等を配置することとしている。

JR 御殿場駅を中心とする中心市街地は「豊かな暮らしゾーン」内の「都市拠点」に位置づけられており、ここでは都市的サービスを享受できるような整備を図り、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共施設の誘致にも努め、人びとが快適かつ安全に暮らすことができる、利便性の高い魅力的な拠点を目指すこととしている。

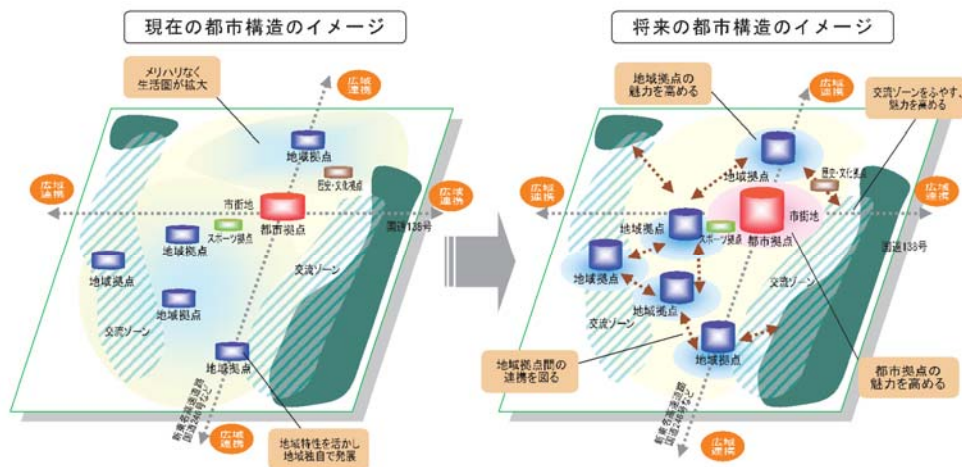


図. 将来都市構造の拠点配置概念図

（出典：御殿場市都市計画マスタープラン（H23.3））

（2）御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（H28.3）

静岡県が策定した御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、市街地の効率的な都市基盤の整備、環境向上を図り、魅力的でコンパクトな市街地形成を図るための都市づくりの基本理念として、①富士山をはじめとする豊かな自然環境と調和する都市づくり②地域産業との連携、地域資源の活用による次世代産業拠点の形成③既存の観光資源の活用と連携による交流拠点の形成④新たな拠点形成が連携した官民連携による防災・減災の都市づくり⑤集約拠点相互の機能分担と連携に基づく、高度な都市機能を備えた都市の形成が掲げられている。

このうち、「⑤集約拠点相互の機能分担と連携に基づく、高度な都市機能を備えた都市の形成」に関連して、特に JR 御殿場駅周辺においては、都市の玄関口として、また通勤・通学等で多くの人が利用する交通結節点として、居住機能をはじめ多様な機能が充実した、にぎわい、潤い、憩いのある空間の創出を図ることとしている。

〔２〕都市計画手法の活用

（１）基本的な考え方

都市計画手法の活用としては、平成 19 年 11 月に施行された改正まちづくり三法に基づく大規模集客施設の広範囲の用途地域（第二種住居地域、準住居地域、工業地域）での立地規制に合わせ、準工業地域についても特別用途地区の指定による立地規制に取り組むことにより、都市機能の中心市街地への集積を図るものとする。

具体的には、本市の準工業地域 2 地区（計 43.0ha）において、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定し、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるものの立地を規制する。また、併せて大規模集客施設立地制限地区建築条例により、大規模集客施設の立地抑制を担保する。

なお、今後も中心市街地において商業・業務機能をはじめとする都市機能の集積を促進するため、関係機関や地域住民・地権者等との協議・合意形成を進めていく。

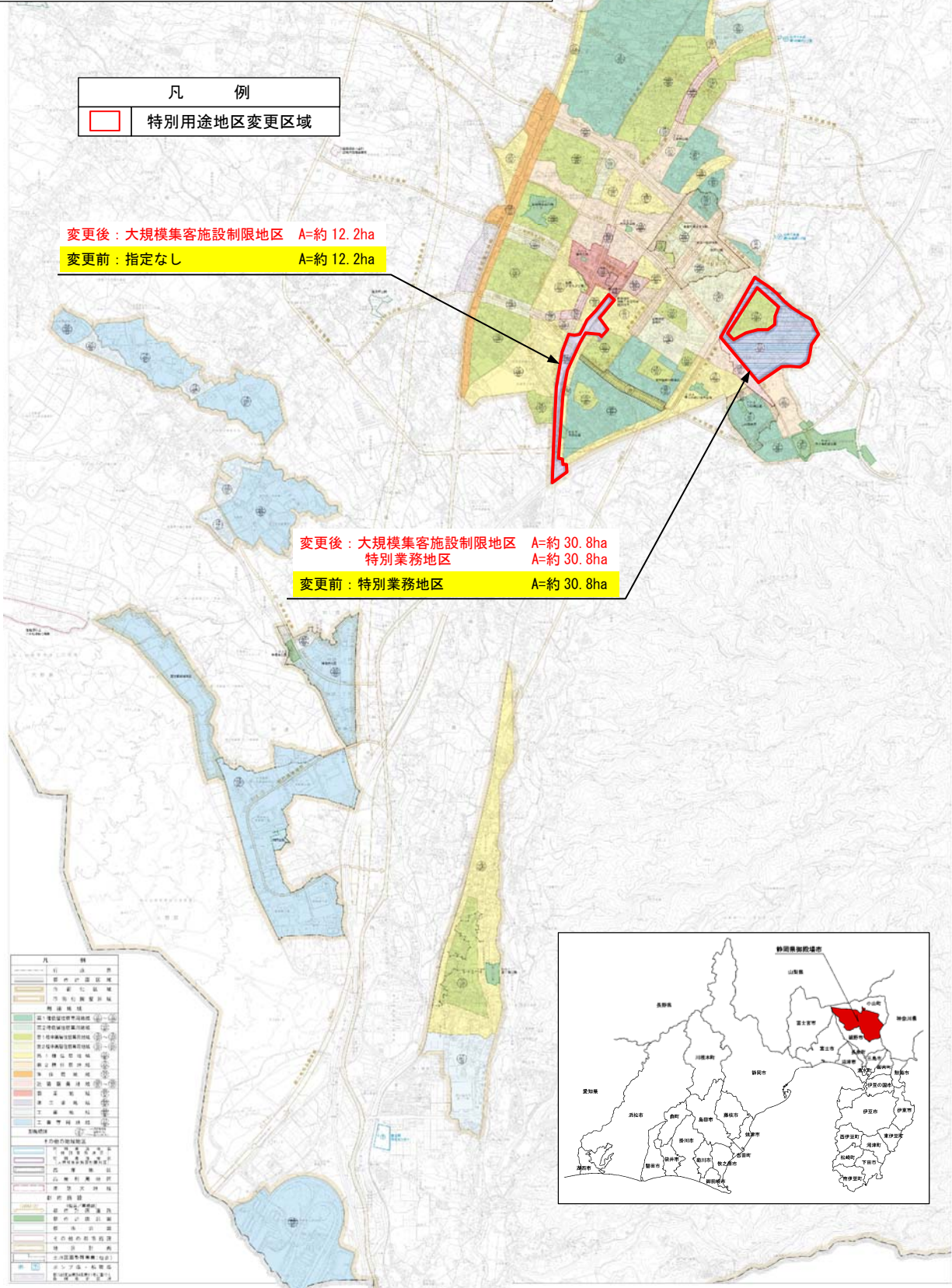
（２）特別用途地区（大規模集客施設制限地区）における具体的な規制内容

集客施設（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物）であって、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるものを規制する。

表. 大規模集客施設に該当するもの

用途	具体的な施設の例	備考
劇場	音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール	客席部分が 10,000 ㎡を超えるもの
映画館	映画館（シネコンを含む）	
演芸場	寄席等の演芸場	
観覧場	客席のある総合体育館、スタジアム（屋外観覧場を含む）	
店舗	物販店舗、サービス店舗、ガソリンスタンド	売場等のほか、通路、バックヤードを含み、その用途部分の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの ※駐車場は含まない
飲食店	レストラン、喫茶店	
展示場	イベント施設、メッセ	
遊技場	マージャン、パチンコ、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス	
勝馬投票券発売所	競馬の馬券売場	
場外車券売場	競輪、オートレースの競争場外の券売場	

御殿場小山広域都市計画 特別用途地区の変更
御殿場市決定
総 括 図



〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（１）中心市街地における既存ストックの現況

中心市街地には、交通結節点である JR 御殿場線御殿場駅が概ね中央に立地している。また、御殿場駅周辺や、（都）御殿場小山線等幹線道路の沿道に、商業施設や医療施設、金融機関等が立地している。

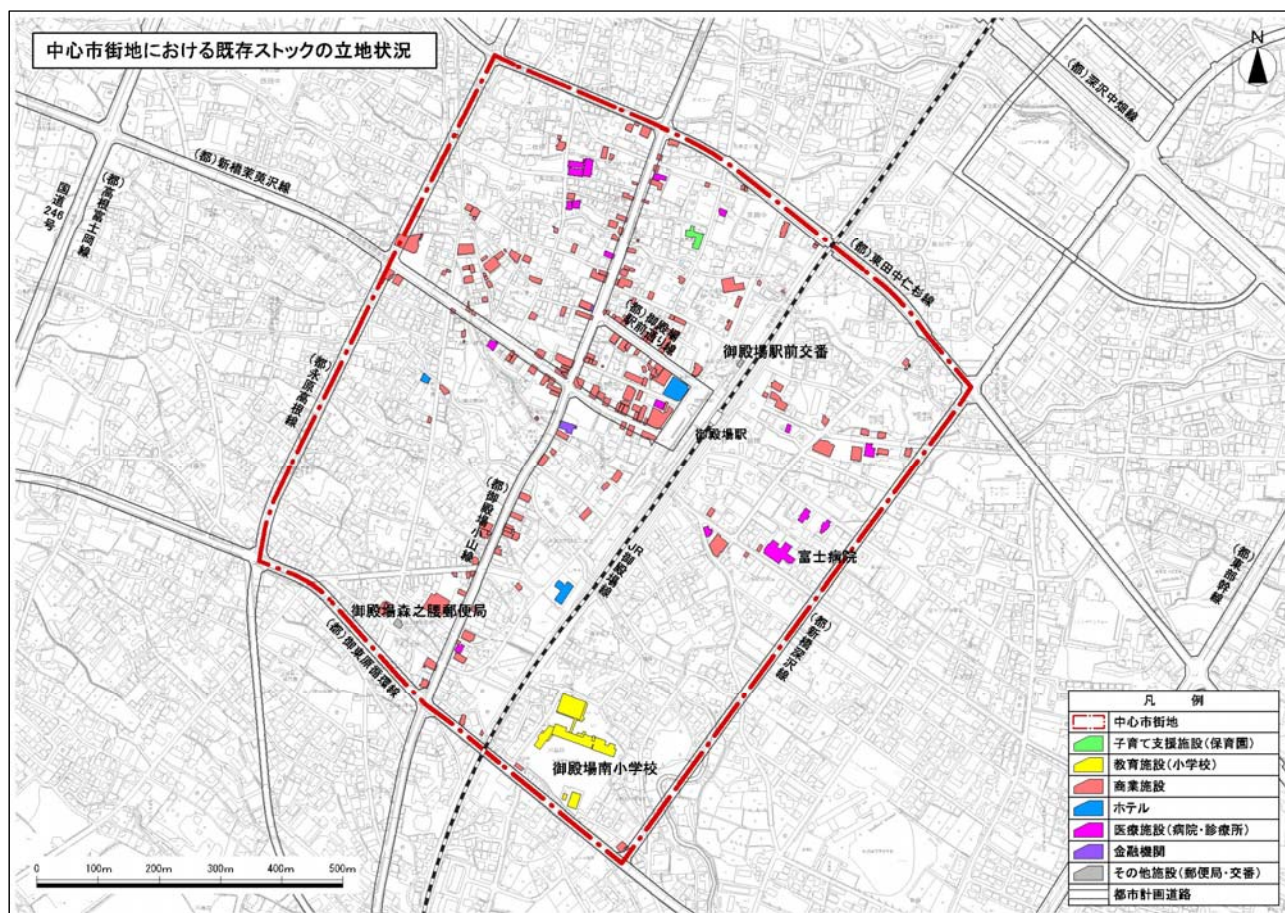


図. 既存ストックの立地状況

(2) 御殿場市における行政機関、都市福利施設の立地状況等

市内には、各地区に公共施設が立地している。地区別の施設の集積状況をみると、御殿場地区には病院、商業施設、観光施設が多く立地している。

郊外部では、玉穂地区では市民交流センターふじざくら、体育館、陸上競技場等の公共施設が多く立地しており、印野地区では観光施設も立地している。また、原里地区は工業団地、富士岡地区では工業団地と観光施設の立地が見られる。高根地区には公共施設以外の施設の立地は少なくなっている。

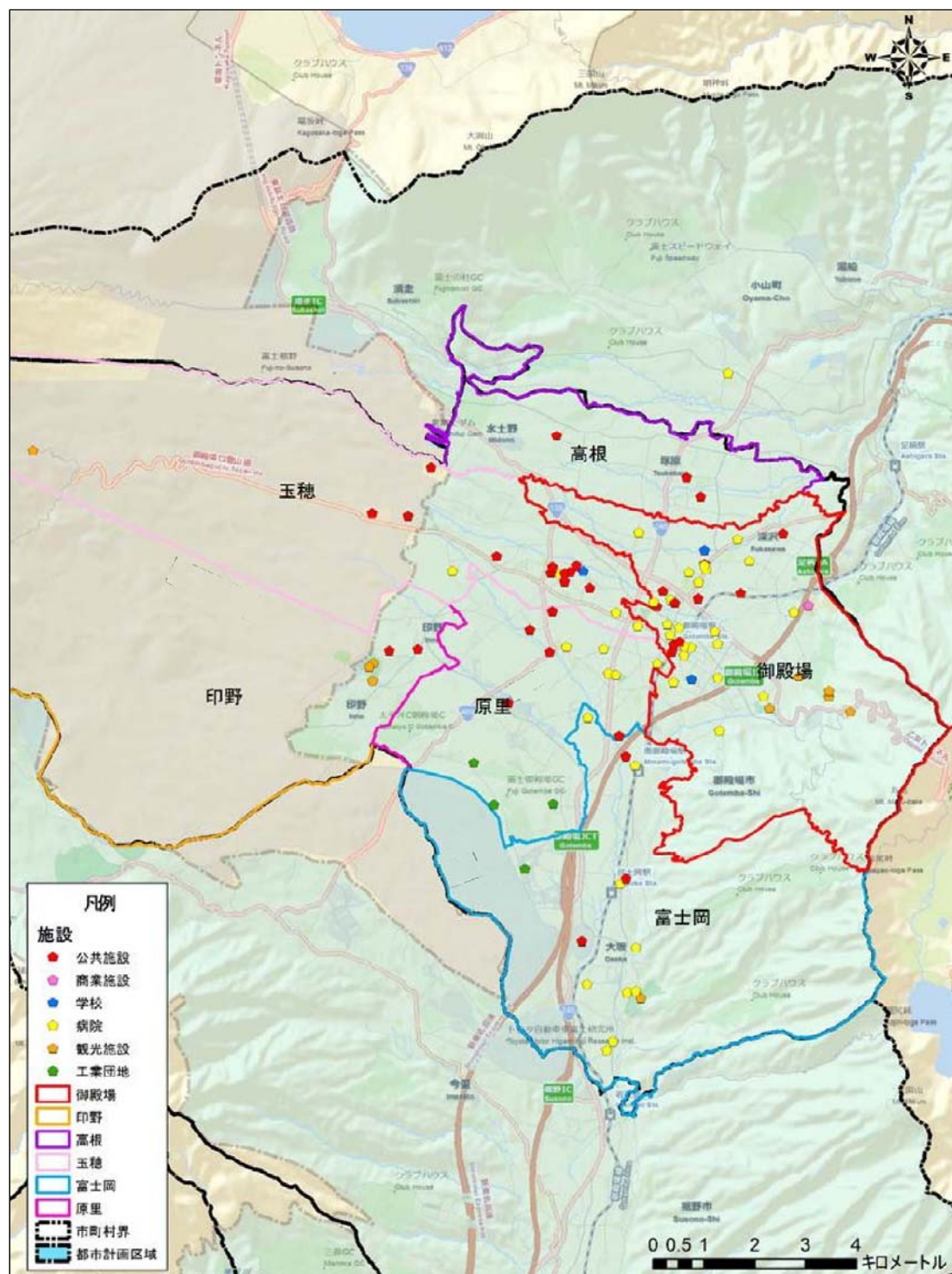


図. 各種施設の立地状況（出典：御殿場市地域公共交通網形成計画（H28.4））

表. 地区別施設の立地状況（出典：御殿場市地域公共交通網形成計画（H28.4））

地区	分類	施設名	地区	分類	施設名
御殿場	公共施設	御殿場市役所	富士岡	公共施設	富士岡支所
	公共施設	御殿場市立図書館		公共施設	静岡県御殿場合同庁舎
	公共施設	パレット御殿場		公共施設	陸上自衛隊駒門駐屯地
	公共施設	御殿場市営駅南駐車場		病院	石川整形外科医院
	公共施設	東運動場		病院	石川医院
	公共施設	御殿場市役所 BE-ONE分室		病院	神山復生病院
	公共施設	御殿場市役所駅前サービスセンター		病院	御殿場かいせい病院
	公共施設	御殿場地域振興センター		病院	斉藤医院
	公共施設	御殿場市民会館		病院	時之栖・荒川クリニック
	公共施設	馬術・スポーツセンター		病院	富井医院
	公共施設	救急医療センター		病院	のぐちクリニック
	公共施設	保健センター		病院	ひまわり呼吸器科
	商業施設	御殿場プレミアム・アウトレット	原里	観光施設	時之栖
	学校	御殿場南高校		工業団地	駒門工業団地
	学校	御殿場高校		公共施設	南運動場
	病院	足利病院		公共施設	友愛パーク・原里
	病院	荒井耳鼻咽喉科医院		公共施設	原里支所
	病院	石川眼科医院		公共施設	友愛パーク・朝日
	病院	お八幡医院		公共施設	陸上自衛隊板妻駐屯地
	病院	勝田脳神経外科		病院	博愛堂医院
	病院	かみお呼吸器クリニック		病院	ばんクリニック
	病院	上町医院		病院	フジ虎ノ門整形外科病院
	病院	御殿場石川病院		病院	吉田胃腸科外科
	病院	斎藤耳鼻科内科医院	玉穂	病院	渡辺整形外科内科病院
	病院	志水皮フ科医院		工業団地	富士御殿場工業団地
	病院	すずき整形外科クリニック		工業団地	板妻南工業団地
	病院	駿東共立産婦人科医院		工業団地	神場南企業団地
	病院	はやま耳鼻咽喉科		公共施設	玉穂支所
	病院	東山クリニック		公共施設	御殿場市民交流センター ふじざくら
	病院	ファミリークリニックたうち小児科医院		公共施設	御殿場市体育館
	病院	富士病院		公共施設	御殿場市陸上競技場
	病院	前田脳神経外科		公共施設	御殿場市中央テニスコート
	病院	松井外科医院		公共施設	玉穂地区西広場
	病院	松尾クリニック		公共施設	玉穂地区東広場
	病院	宮下産婦人科医院		公共施設	ふれあいプール玉穂
	病院	安田内科小児科医院		公共施設	国立中央青少年交流の家
	観光施設	乙女森林公園キャンプ場		公共施設	陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
	観光施設	御殿場市温泉会館	印野	学校	御殿場西高校
	観光施設	秩父宮記念公園		病院	岩瀬内科医院
	観光施設	東山旧岸邸		病院	東部病院
				病院	西田小児科医院
				病院	富士山麓病院
				観光施設	御殿場口登山道新五合目
			高根	公共施設	印野支所
				公共施設	印野地区スポーツ公園(丸尾パーク)
				観光施設	富士山樹空の森
				観光施設	たくみの郷
				観光施設	御胎内温泉健康センター
			高根	公共施設	高根支所
				公共施設	高根西ふれあい広場友遊館
				公共施設	高根ふれあい広場中郷館
				病院	阿部泌尿器科

(3) 御殿場市における大規模小売店舗の立地状況（店舗面積 1,000 ㎡超）

現在、本市には大規模小売店舗が 22 店舗立地しており、総店舗面積は 95,698 ㎡である。このうち、大規模集客施設に該当する店舗は「御殿場プレミアム・アウトレット」の 41,452 ㎡のみである。

表. 御殿場市における大規模小売店舗

図面 番号	施設名称	店舗面積 (㎡)	開設年	廃止年	大規模 集客施設	分類
1	ケーヨーデイツー御殿場店	2,634	1981	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
2	富士岡ショッピングセンター(マックスバリュ御殿場富士岡店)	1,292	1984	—	—	食品スーパー
3	マックスバリュ御殿場萩原店	2,357	2017	—	—	食品スーパー
4	マックスバリュ御殿場東田中店	1,672	2018	—	—	食品スーパー
5	ハーティプラザひのやニ枚橋店	2,556	1996	—	—	食品スーパー
6	エスポート御殿場店	5,064	1997	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
7	ジャンボエンチャョー御殿場店	4,529	1998	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
8	スーパーあおき御殿場店	1,210	2000	—	—	食品スーパー
9	御殿場プレミアム・アウトレット	41,452	2000	—	○	店舗以外
10	カインズホーム御殿場店	7,276	1999	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
11	エディオン御殿場店	3,193	2004	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
12	マックスバリュ御殿場原里店	2,564	2005	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
13	Paseos御殿場店	1,213	2005	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
14	マックスバリュ御殿場新橋店	1,652	2005	—	—	食品スーパー
15	セルバ御殿場古沢店	1,505	2006	—	—	食品スーパー
16	BINSEN KIMISAWA PLAZA	3,414	2008	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
17	オギノ御殿場店	1,477	2010	—	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
18	ノジマ御殿場店	2,566	2011	—	—	食品スーパー
19	ケーズデンキ御殿場店	4,070	2013	—	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
20	オギノ御殿場富士岡店	1,507	2015	—	—	食品スーパー
21	えびせんべいの里御殿場店	1,792	2015	—	—	その他
22	クリエイトエス・ディー御殿場大坂店	1,196	2016	—	—	食品スーパー
計		96,191				
23	金明ショッピングセンター	2,455	1974	2015	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
24	平井家具御殿場店	1,237	1974	2012	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
25	ダイエー御殿場店	6,002	1975	2012	—	食品スーパー
26	中西家具店	1,044	1986	2015	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
27	御殿場駅前BE-ONE	1,754	1989	2012	—	百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場
28	ヤベ電気御殿場店	1,171	1992	2012	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)
29	100満ボルト新御殿場店	3,193	2004	2014	—	ホームセンター・専門店(家具・家電・書籍等)

※No.23～29 は、廃止した店舗

御殿場小山広域都市計画図(1)

御殿場市に立地する大規模小売店舗

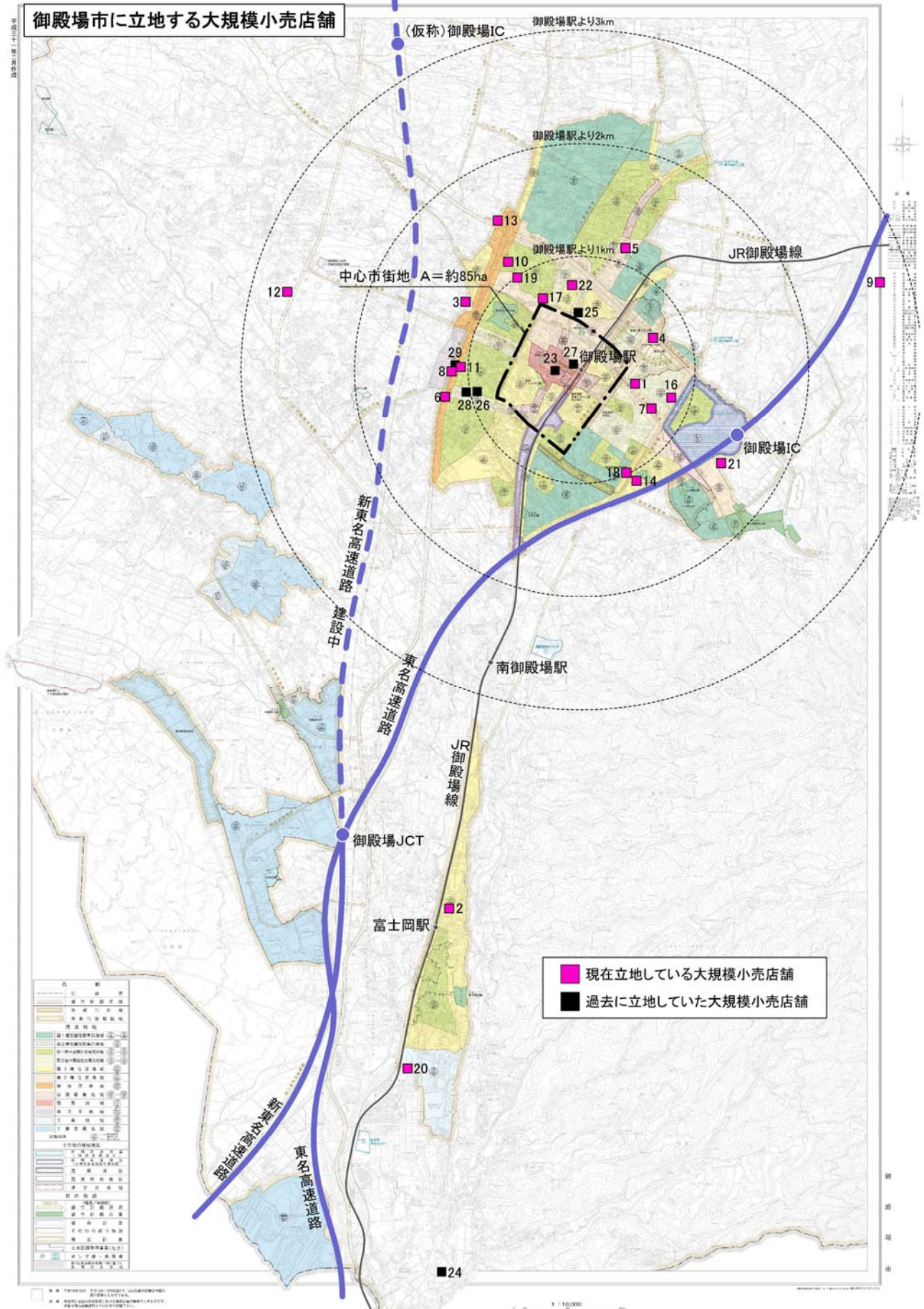


図. 御殿場市に立地する大規模小売店舗 (資料: 全国大型小売店総覧 ほか)

〔４〕都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に資する事業として、御殿場市中心市街地活性化基本計画に掲載している事業は、以下のとおりである。

○市街地の整備改善事業

- ・（都）御東原循環線道路整備事業
- ・（都）新橋深沢線道路整備事業（第３工区）
- ・（都）新橋茱萸沢線道路整備事業

○都市福利施設整備事業

- ・複合施設整備事業（図書館機能を有する施設）

○街なか居住推進事業

- ・住宅供給整備事業（オブリージュ御殿場レジデンス）
- ・御殿場市空家等対策計画

○商業の活性化のための事業

- ・Ｃ－１地区活性化事業
- ・新観光案内所による観光情報発信事業
- ・御殿場市空家等対策計画

○４から７までの事業及び措置と一体的に推進する事業（公共交通機関、特定事業等）

- ・なし

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

平成27年10月に策定した第四次御殿場市総合計画では、政策方針において富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくりを掲げており、中心市街地における基盤の整備等、都市の整備により、拠点的・面的なまちづくりを推進するとしており、具体的な施策、政策成果指標（KPI）を以下のとおり設定している。

＜分野別計画 6-3＞

面的な都市と拠点の整備

具体的な施策

- (1) 中心市街地活性化に向けた整備の推進
- (2) 駅周辺の基盤整備
- (3) 中心市街地活性化に向けた道路の整備
- (4) 自転車・歩行者空間の整備
- (5) 道路利用者へのサービス施設の整備

KPI：政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値（R1）	目標値（R2）
JR 御殿場駅駅前広場等の整備	箱根乙女口	未整備 (H26 年度)	整備済み	—
	富士山口	暫定整備済み (H26 年度)	一部整備	一部整備
中心市街地の活性化区域における自転車・歩道整備延長	総延長 2,893m	1,543m (H26 年度)	1,994m	2,314m

〔2〕都市計画等との調和

（1）御殿場市都市計画マスタープラン（H23.3）

「2.〔3〕中心市街地の要件に適合していることの説明、第3号要件（2）」を参照

〔3〕その他の事項

（1）環境・エネルギー等への配慮

※記載事項なし

（2）国の地域活性化施策との連携

※記載事項なし

（3）都道府県との連携

※記載事項なし

（4）法令の遵守

※記載事項なし

12. 認定基準に適合していることの説明

要件	項目	説明
第1号基準「基本方針に適合するものであること」	①中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	②基本計画の認定の手続	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	③中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	④4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	⑤中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	⑥その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準「当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること」	①中心市街地の活性化を実現するために必要な4 から 8 までの事業等に関する事項が記載されていること。	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	②①の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。	「3. 中心市街地の活性化の目標」～「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
第3号基準「当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」	①事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」の事業ごとに掲載した「実施主体」に記載
	②事業等の実施スケジュールが明確であること。	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」の事業ごとに掲載した「実施時期」に記載